

第2次

安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画

あったか  な人と心が きづくまち

～住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり～

平成29年度～平成33年度

平成29年3月



安 芸 市



安芸市社会福祉協議会

はじめに

近年、福祉を取り巻く状況は、少子高齢化や核家族化の進展、生活様式の変化等により、以前に比べ、地域における人と人とのふれあいや思いやりが薄れ、相互扶助機能が弱体化してきております。

このような課題のすべてを行政だけで解決することは難しく、声かけや見守りなどの住民同士の助け合いをはじめ、公民館、民生委員・児童委員、安芸市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会など、各種団体や事業者等の協力・連携が重要となっています。

そこで本市では、全ての住民が尊厳をもって自分らしい自立した生活が送れるように支えるという社会福祉の理念に基づき、「このまちに住んでよかった」「ずっとこのまちに住んでいたい」との思いを、住民自身の手で描いた【住民の 住民による 住民のための計画】である「第1次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を、平成24年3月に策定しました。

このたび、計画の策定から5年が経過したことから、これまで以上に、より積極的に地域福祉の推進を図るため、計画の見直しを行いました。

本計画の基本理念である“あったかな人と心がきづくまち”の実現を目指し、さらなる市民参加により「安芸市に住みたい」と思ってもらえる付加価値の高いまちを、市民とともに創り上げていく「市民との協働」の推進に全力で取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました地域福祉計画策定委員会をはじめ、ヒアリング調査や地区座談会等にご協力いただきました社会福祉協議会や関係者、並びに市民の皆様に心から感謝を申し上げます。今後とも皆様には、地域福祉の推進により一層のご理解とご参加をいただきますようお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月

安芸市長 横山 幾夫

計画の策定にあたって

少子高齢化の進行や、家族形態の変化、地域社会の変容などにより、地域を取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。

このような状況の中、安芸市社会福祉協議会は地域福祉の推進を図るため「第1次安芸市地域福祉活動計画」を平成24年3月に策定し、5年間住民主体の活動の支援に努めてきました。

この間、地域での意見交換会や地域活動の支援に取り組んできましたが地域福祉の推進を一層進めるために、「第2次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定を行いました。

この計画は、年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指すことを基本理念とし、一人暮らしの高齢者・高齢者世帯への見守り活動をはじめ、地域の高齢者、子ども、障がい者等の集いの場・交流の拠点づくりや、支えあい・助け合い活動の推進など、地域住民の助け合いや支え合いの活動を盛り込んだものです。

安芸市社会福祉協議会は、第1次計画から築き上げてきた地域との良好な関係を基盤として「地域支援」をより一層進め、地区社会福祉協議会を中心とした支えあいのネットワークを広げると同時に、民生児童委員、ボランティア・NPO団体等との連携・協働により、地域を支える人材の育成と、支えが必要な人に対する「個別支援」を展開し、相談・支援につなげる機能の強化に努め、「住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向けて取り組んでまいります。

おわりに、計画の策定にあたり、ご尽力いただいた策定委員会の皆様、ヒアリング調査や座談会等でご協力をいただいた皆様に心から厚くお礼申し上げますとともに、住民の皆様や関係機関・団体等の皆様の一層のご支援ご協力をお願い申し上げ、計画策定の挨拶とさせていただきます。

平成29年3月

社会福祉法人 安芸市社会福祉協議会
会 長 有 光 健 夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 「地域福祉」とは	1
2 計画推進の基本的な視点 ～「自助」「互助」「共助」「公助」とは～	3
3 第2次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画の背景と目的	4
4 地域福祉への新たな期待	5
5 第2次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ	6
6 計画期間	8
7 計画の策定体制	8
第2章 安芸市の現状と課題	9
1 統計データからみた本市の状況	9
2 地域福祉資源の状況	13
3 これまでの市及び安芸市社会福祉協議会の取り組み	17
4 第1次計画の評価について	18
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 計画の基本理念	19
2 計画の基本目標	20
3 計画の体系図	22
第4章 取り組みの推進	25
1 であい ～拠点～ 出会いのための人づくり場所づくり	25
2 ふれあい ～共生～ 認め合い理解し合える意識づくり	33
3 かたりあい ～協働～ 暮らしを支える福祉のネットワークづくり	41
4 ささえあい ～共助～ 地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり	49
第5章 地区別アクションプラン	55
1 地区別アクションプランの推進	55
2 地区意見交換会の概要	55
3 学校ヒアリングの意見（中学校、高校）	56
4 赤野地区アクションプラン	61
5 穴内地区アクションプラン	65
6 津久茂公民館区アクションプラン	69
7 西浜公民館区アクションプラン	73
8 安芸公民館区アクションプラン	77
9 黒鳥公民館区アクションプラン	83
10 井ノ口地区アクションプラン	87
11 土居地区アクションプラン	91
12 江川地区アクションプラン	95
13 川北地区アクションプラン	99
14 伊尾木地区アクションプラン	103
15 下山地区アクションプラン	107
16 奈比賀地区アクションプラン	111
17 東川地区アクションプラン	115
18 栃ノ木地区アクションプラン	119
19 畑山地区アクションプラン	123

第6章 計画の進行管理.....	127
1 進行管理と評価の方法.....	127
2 進行管理と評価の体制.....	128
第7章 資料編.....	129
1 地区座談会の実績.....	129
2 要綱.....	132

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 「地域福祉」とは

「福祉」という言葉はよく聞くけれども、「地域福祉」は分からないという方も多いのではないのでしょうか。ここでは、地域福祉計画の内容に入る前に、地域福祉とは何か？なぜ今、地域福祉なのか？などについてご説明します。まず、地域福祉とは具体的にどのような意味なのでしょうか。

地域の中には生活する上で、下図のようにさまざまな困りごとや不安なこと(生活課題)を抱えている方が数多くいます。



これらの生活課題を解決するためには、地域住民などが、お互いに協力して助けたり助けられたり、支えたり支えられたりしながら課題解決に取り組むことが必要です。

個々の力だけでは解決が難しい課題であっても、みんなが力を合わせることで、解決への可能性が大きく広がります。

「地域福祉」とはそれぞれの地域において安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方のことです。

地域で暮らす全ての住民が、さまざまな場面で地域とつながり、暮らしを支えるネットワークを構築していくことで、心豊かな暮らしを営むことができます。

なぜ、今さら地域福祉計画？



昔は、なくてもできていた。

- ・ 支え合うのが当たり前、見守るのが当たり前
- ・ 地域行事をみんなでやるのが当たり前



ところが、人口減少・超高齢化社会・担い手不足等で
当たら前にできていたことができなくなった！



地域福祉計画は、地域の力を高めていく計画です。

2 計画推進の基本的な視点 ～「自助」「互助」「共助」「公助」とは～

地域福祉を推進するためには、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。

そのため、以下の項目を組み合わせた視点が重要となります。

自助

「自分や家族でできることを、自分達で行うこと」

互助

「自分だけでは解決できないことを、ご近所さん同士の助け合い等で行うこと」

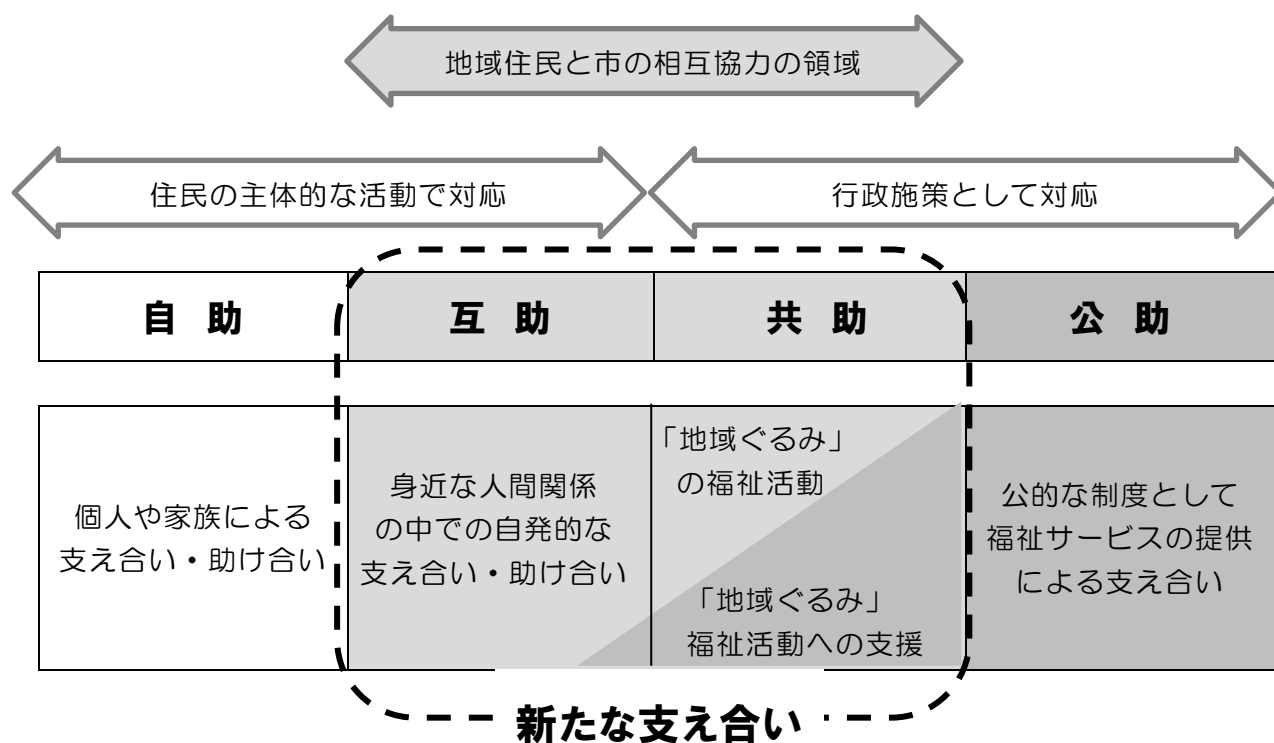
共助

「自助・互助では解決できないことを、制度化された相互扶助を含め地域ぐるみの助け合い等で行うこと」

公助

「地域でも解決できないことを、行政等が公的サービスとして行うこと」

■「自助」「互助」「共助」「公助」のイメージ



支え合いの取り組みを地域で協力して行う

3 第2次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画の背景と目的

全国的に地域を取り巻く状況をみると、少子高齢化の進行や団塊の世代すべてが75歳以上の後期高齢者となる2025年問題、家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

また、生活が多様化する中で、孤立死や引きこもり、自殺、ホームレス、家庭内での児童・高齢者及び障がい者等への虐待、DVの増加など、今までに考えられなかったような新しい不安や課題が発生し、深刻な問題となってきています。さらに、経済不況や雇用形態の多様化に伴う所得格差のひろがり等による生活困窮者対策や、南海トラフ巨大地震等の災害時の要配慮者対策等の新たな課題への対応も求められています。

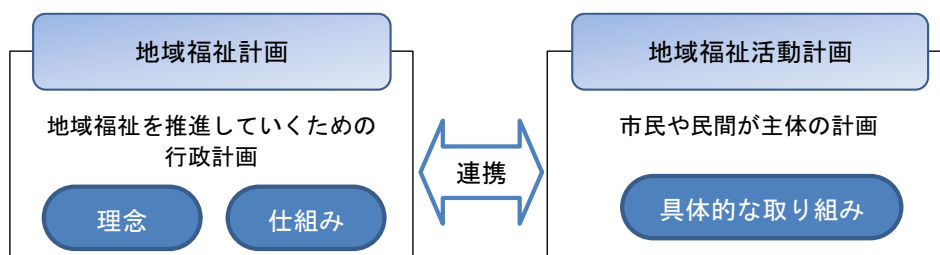
これらの課題には、「制度の狭間」と言われるように、公的なサービスや制度だけでは対応できないことが少なくありません。今後、このような課題に対応し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるようにするために、基本的な福祉ニーズは公的なサービスで対応するという原則を踏まえつつ、町内会、地域団体、ボランティア団体、NPO法人など様々な組織が連携するとともに、地域社会が同じ目標を持ち、支え合いながら、再び地域でのつながりを取り戻しつつ、連携して取り組んでいくことが必要となっています。

このような状況の中、安芸市では地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成24年3月に「安芸市地域福祉計画・安芸市地域福祉活動計画」を策定し、福祉サービスの整備・充実や地域住民・福祉事業者などの主体的な福祉への取り組み支援などの施策を進めてきました。この取り組みを更に進めると共に「住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現のため、安芸市における課題を再度整理し、地域における「新たな支え合い」の仕組みを構築することを目的として、「第2次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定することとしました。



「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的策定の意義

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、言わば車の両輪です。これらが一体となって策定されることにより、行政や地域住民、社会福祉協議会、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるすべてのものの役割や協働が明確になり、より実効性のある計画づくりが可能となります。



4 地域福祉への新たな期待

(1)介護保険制度の改正と介護予防・生活支援

平成 27 年4月施行の介護保険法の改正では、要支援者に対する訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行されるとともに、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、民間企業、シルバー人材センターなど多様な主体がサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりも推進していくこととされました。この、多様な担い手の参画による高齢者を支える地域づくりを推進していくという考え方は、地域福祉の概念と大きく重なるものであり、これまで、各地域で培ってきた、サロンや見守りネットワークなどの住民主体の活動や「あったかふれあいセンター」などの地域福祉活動の基盤を活かしながら、新しい介護保険制度へ対応することが求められています。

(2)生活困窮者自立支援制度の施行と地域福祉の役割

平成 27 年4月に、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、既存の制度を組み合わせながら自立に向けた支援を行う生活困窮者自立支援制度※が本格施行となりました。これまで支援の手が十分に行き届かなかった、制度の狭間の問題などを抱えた生活困窮者に対し、自立に向けた伴走的な支援が可能となるとともに、地域福祉活動の基盤を活かした地域の生活困窮者のニーズの掘り起こしや、就労支援に向けた新しい資源の開発など、生活困窮者支援を通じた地域福祉の推進が必要となっています。

(3)地域福祉が担う災害時要配慮者対策

平成 26 年4月施行の災害対策基本法の改正では、災害時に一人では避難することが困難な方に対して、市町村が主体となった避難支援対策が実施されることとなりました。災害時に、地域で実効性のある避難支援が行われるためには、日ごろからの見守りや支え合いなどの地域福祉活動と、防災・減災対策との一体的な推進が必要となっています。

※生活困窮者自立支援制度：平成 27 年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う制度。

5 第2次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ

(1) 計画の法的な位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が地域福祉を実践するために策定する計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」の相互の協力を促すなど、地域福祉の推進を目的とする団体です。

[参考] 社会福祉法

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

※地域における要援護者情報の把握・共有及び安否確認方法に関する事項

（平成19厚労省通知）

※生活困窮者の把握と自立支援に関する事項（平成26厚労省通知）

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

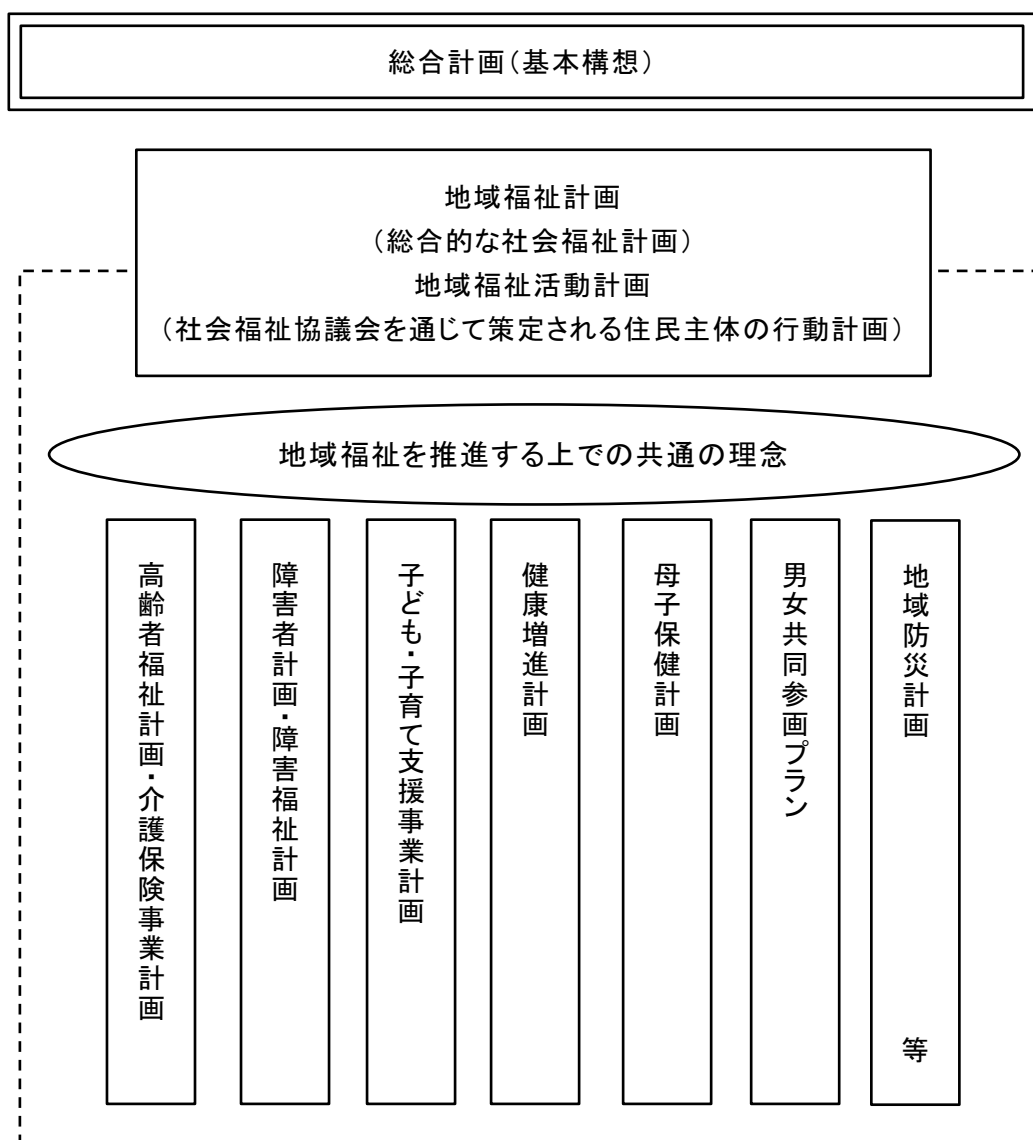
- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前三号に掲げる事業のほか社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 総合計画及び保健・福祉等に関する分野別計画との関係

「総合計画」には、その市町村における総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想が定められています。

「地域福祉計画」は、この基本構想に即するとともに、高齢者・障がい者・子どもといった対象ごとに定めた「保健・福祉等の分野別計画」と整合性と連携を図り、これらの計画を内包する計画です。すなわち、保健・福祉の各分野の縦割りの計画を地域という視点で横断的に再編することから、「総合的な社会福祉計画」と位置づけられます。

【他計画との関係】



6 計画期間

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には計画期間中においても見直しを行なうこととします。

計画名称／年度	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)	平成33年 (2021年)
総合計画	基本計画（前期5年）					後期 計画
地域福祉計画 ・地域福祉活動計画	第1次 計画	第2次計画期間（5ヶ年）				
	見直し					見直し
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第6期（3ヶ年）		第7期（3ヶ年）			第8期 計画
障害者計画 障害福祉計画	第2次（3ヶ年）		第3次（3ヶ年）			第4次 計画
子ども子育て支援事業計画	第1期（5ヶ年）				第2期（5ヶ年）	
健康増進計画	第2期（5ヶ年）		第3期（5ヶ年）			
母子保健計画	第4期（4ヶ年）		第5期（5ヶ年）			
男女共同参画プラン	第2期（10ヶ年）					

7 計画の策定体制

(1) 第2次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の設置

安芸市における地域福祉を一体的に推進することを目的として、広く意見を求め計画に反映させるため、関係各課からなる検討部会を設置し、更に保健、医療及び福祉関係者、関係市民団体等の代表者、学職経験者等で構成された第2次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会を設置し、審議しました。

(2) 地区座談会の実施

地区別活動計画の長期目標（5年）の進捗状況や課題等について振り返りを行うとともに、住みやすい地域にしていくために必要となる取り組みなどの共通の情報や目標を共有することを目的に、市内 16 地区で地区座談会を実施しました。

(3) 関係団体等ヒアリング調査の実施

市内で社会福祉や地域福祉分野で活動されている公民館（15 団体）、地区社会福祉協議会（9団体）、社会福祉団体（10 団体）、NPO 法人（4団体）、社会福祉法人（3団体）、保健・医療法人（3団体）、当事者団体（8団体）と、小学校（9校）、中学校（3校）、高校（2校）に活動に関する現状や課題、今後の方向性、地域福祉施策についての考え方などを把握するためのヒアリング調査を実施しました。

第2章

安芸市の現状と課題

第2章 安芸市の現状と課題

1 統計データからみた本市の状況

(1)人口・世帯数の状況

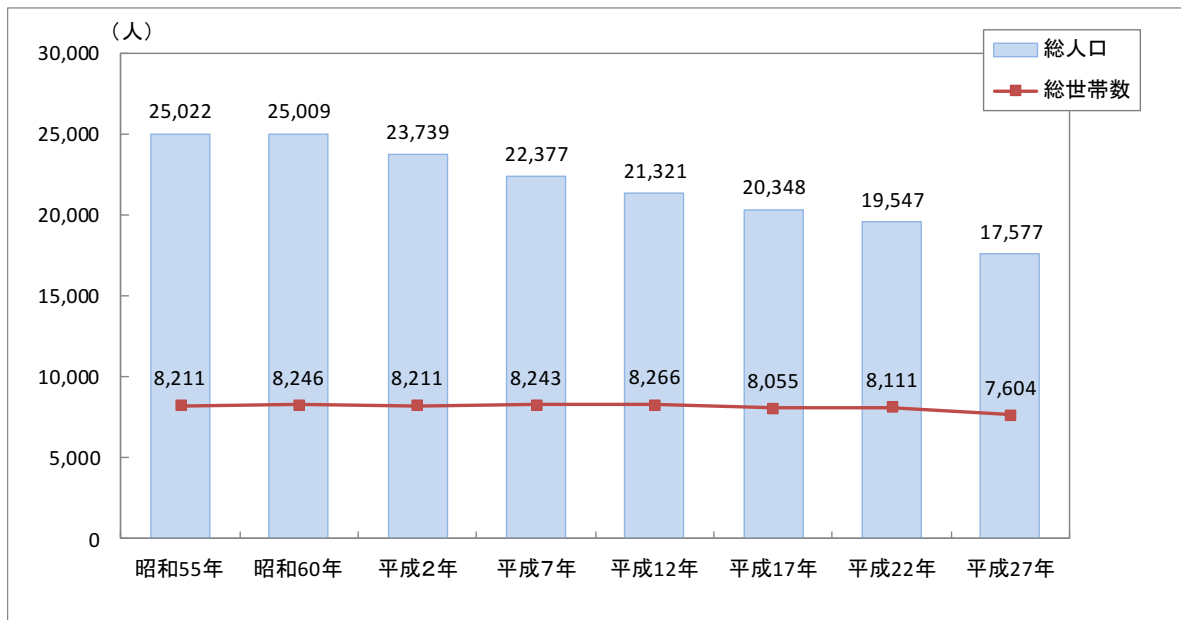
本市の総人口をみると減少傾向にあり、平成27年で17,577人となっています。

年齢別にみると、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向となっているのに対し、高齢者人口(65歳以上)は増加傾向となっており、高齢化が進行しています。

区分／年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	25,022	25,009	23,739	22,377	21,321	20,348	19,547	17,577
総世帯数	8,211	8,246	8,211	8,243	8,266	8,055	8,111	7,604
年少人口 (0～14歳)	5,089 20.3%	4,898 19.6%	4,086 17.2%	3,334 14.9%	2,814 13.2%	2,441 12.0%	2,139 11.0%	1,811 10.3%
生産年齢人口 (15～64歳)	16,525 66.0%	16,198 64.8%	15,194 64.0%	14,025 62.7%	13,033 61.1%	11,976 58.9%	11,148 57.1%	9,127 51.9%
高齢者人口 (65歳以上)	3,408 13.6%	3,913 15.6%	4,432 18.7%	5,018 22.4%	5,474 25.7%	5,931 29.1%	6,237 31.9%	6,574 37.4%

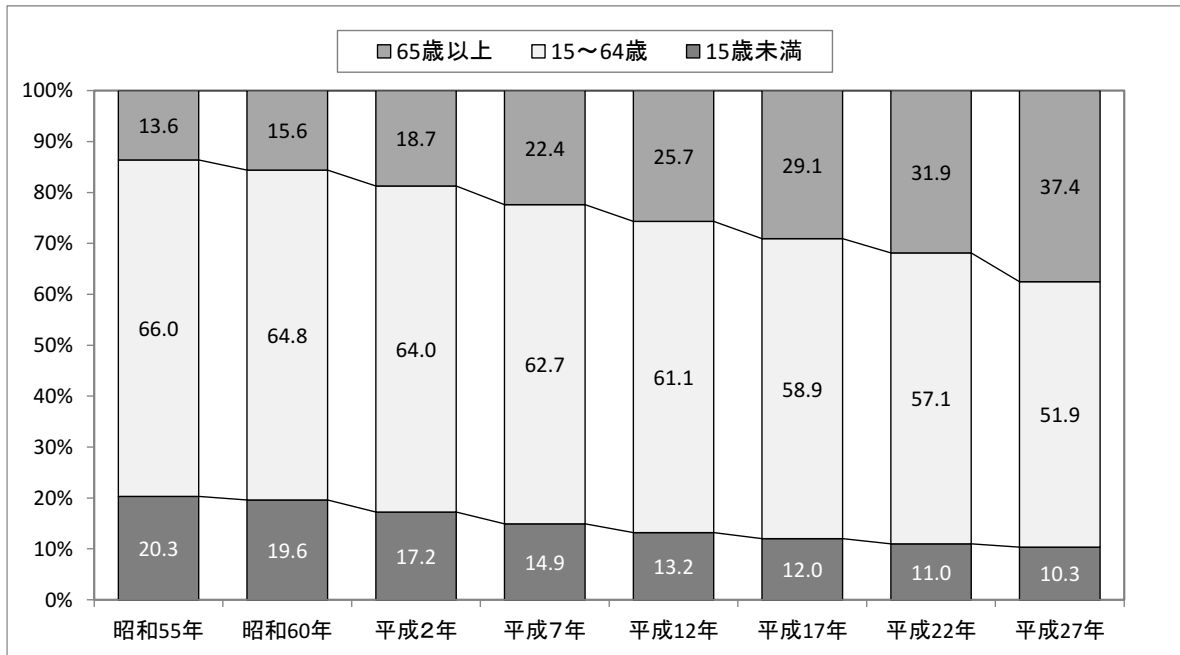
※資料:国勢調査、総人口は年齢不詳を含むため各区分の合計と異なる場合がある

【人口・世帯数】



※資料:国勢調査

【年齢3区分別人口割合】

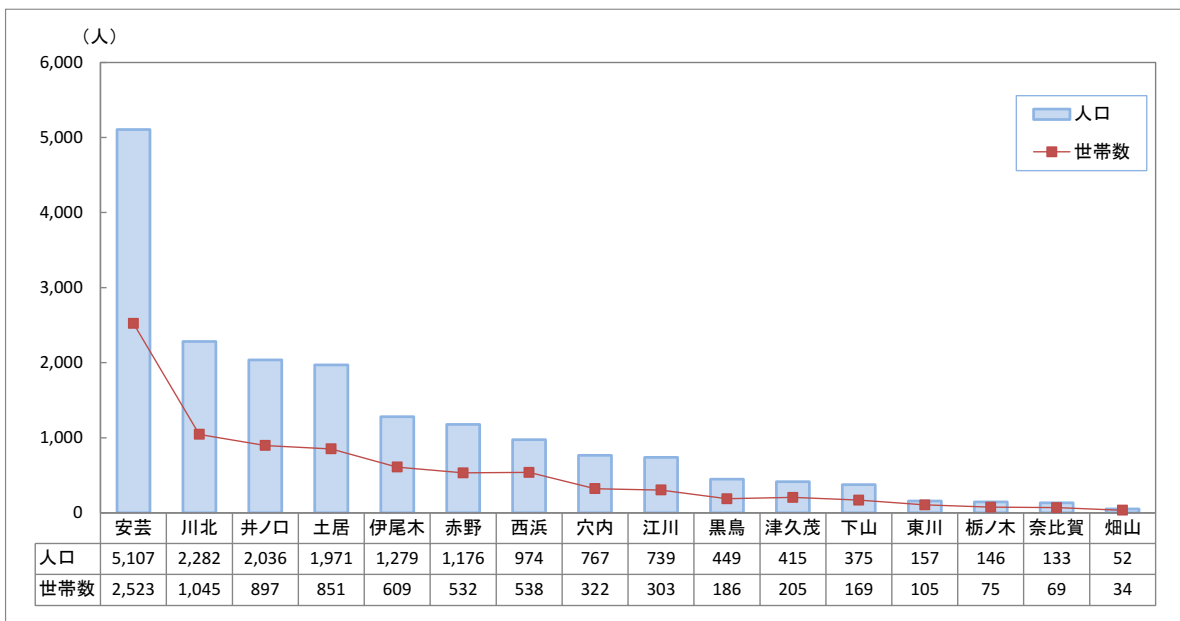


※資料:国勢調査

■地区別人口・世帯数の状況

地区別の人口をみると、安芸(5,107 人)、川北(2,282 人)、井ノ口(2,036 人)、土居(1,971 人)の順に多く、畑山(52 人)、奈比賀(133 人)、栃ノ木(146 人)、東川(157 人)、下山(375 人)の順に少なくなっています。

【地区別人口・世帯数】

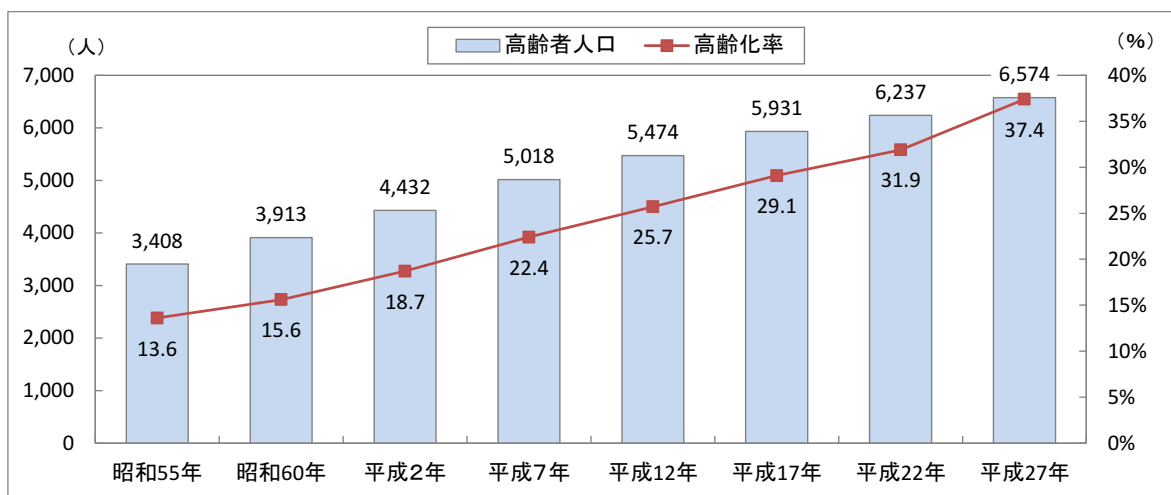


※資料:住民基本台帳(平成 28 年3月末日現在)

(2) 高齢者の状況

本市の高齢化率は増加傾向にあり、平成 27 年で 37.4% となっており、5 年前の平成 22 年と比較して 6.1% 増加しています。

【高齢化率】

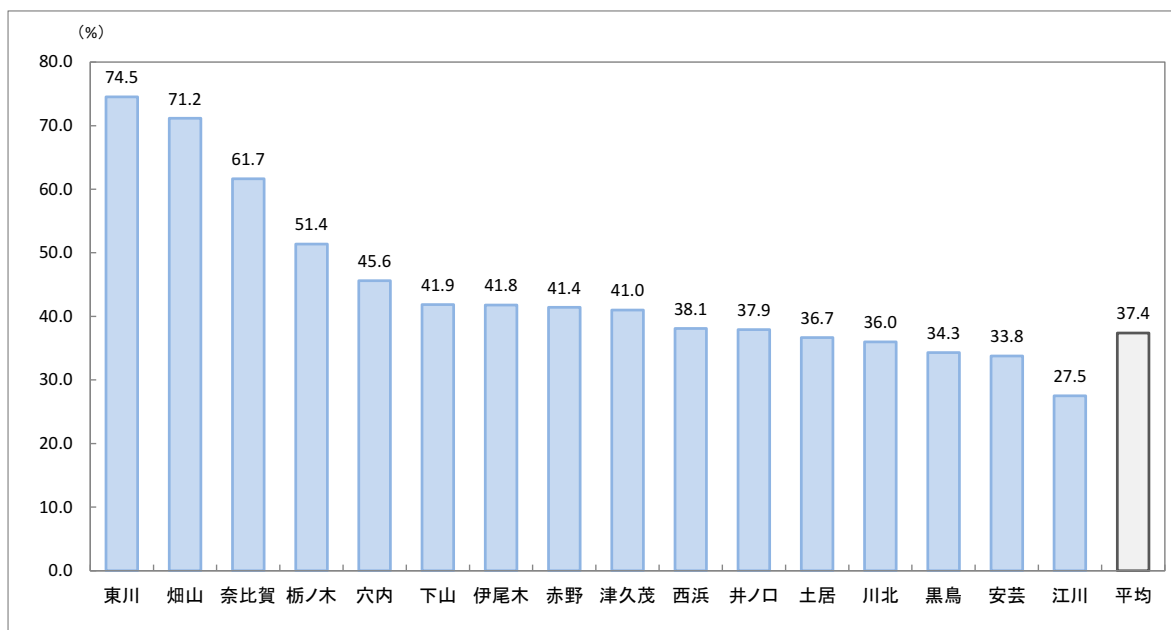


※資料: 国勢調査

■ 地区別高齢化率の状況

地区別高齢化率をみると、東川(74.5%)、畑山(71.2%)、奈比賀(61.7%)は他の地区に比べて特に高齢化が進行しています。

【地区別高齢化率】

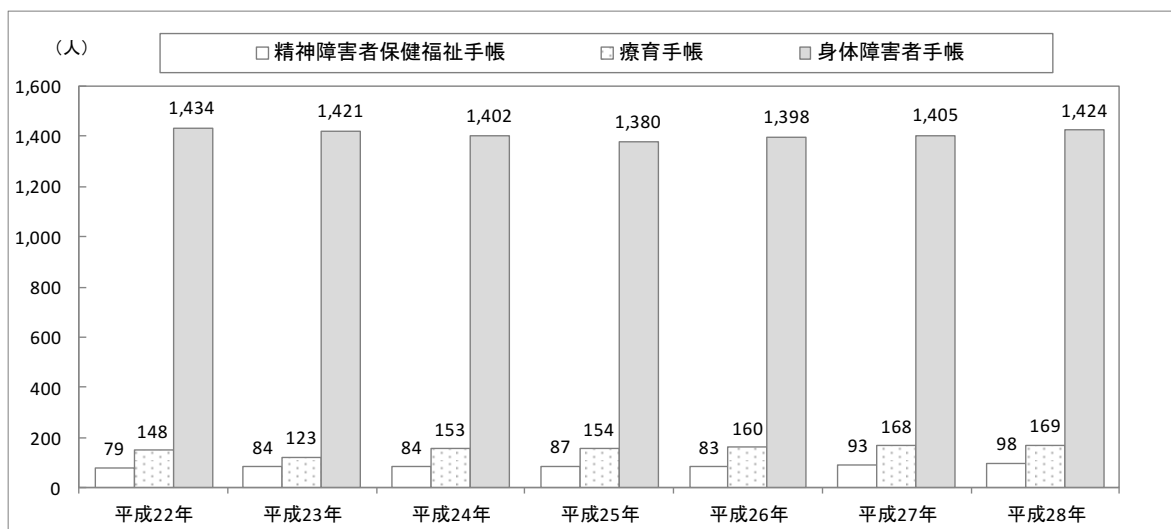


※資料: 住民基本台帳(平成 28 年3月末日現在)

(3)障がい者の状況

障害者手帳所持者数をみると、平成 25 年以降「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」、「身体障害者手帳」のいずれも増加傾向となっています。

【障害者手帳所持者数】



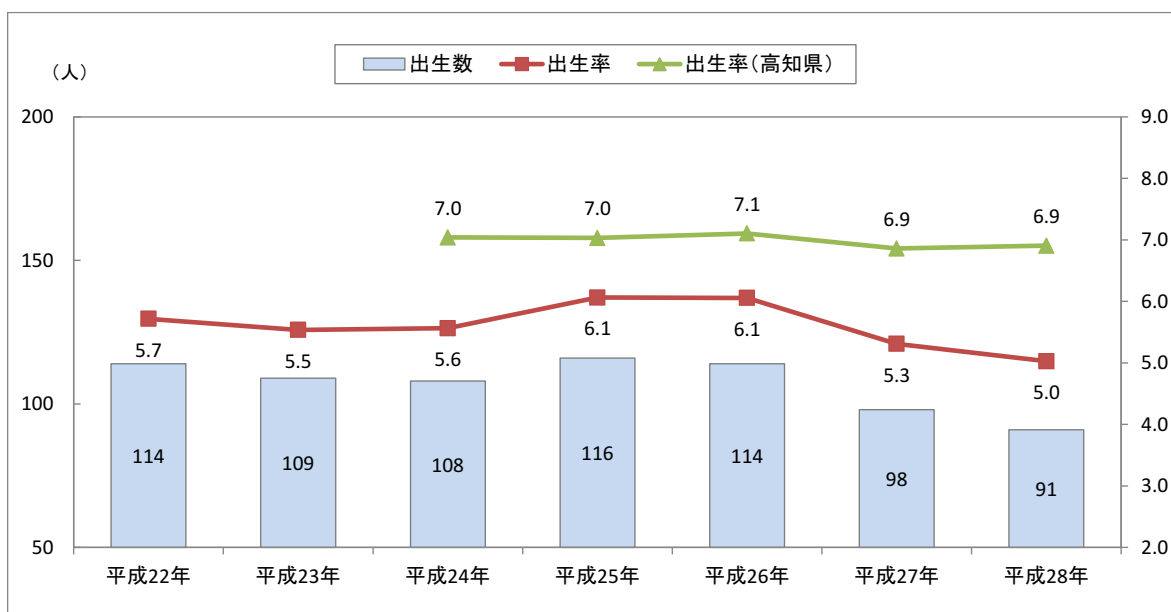
※資料:福祉事務所(各年3月末現在)

(4)子どもの状況

出生数をみると、平成 25 年以降は減少傾向となっており、平成 28 年で 91 人となっています。

出生率をみると、高知県平均と比較して低くなっています。

【出生数・出生率の推移】



※資料:市民課、高知県統計課(各年3月末現在)

2 地域福祉資源の状況

(1) 民生児童委員・民生児童委員協議会

民生委員は、民生委員法により社会福祉の奉仕者として、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っています。また、児童福祉法により民生委員は児童委員を兼ねています。

〔参考〕民生委員法

第 14 条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

〔参考〕児童福祉法

第 16 条 市町村の区域に児童委員を置く。

- 2 民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- 3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- 4 (略)

第 17 条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 四 児童福祉士又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員(主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。)との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- 3 (略)
 - 4 (略)

安芸市には 75 人の民生児童委員と、5 人の主任児童委員がおり、任期は 3 年で、民生児童委員協議会（民児協）に所属しています。高齢者、障がい者、子ども、その他日常生活に不安に感じている方たちが、その人らしく、住み慣れた地域で安心・安全に生活ができるよう、地域福祉活動に取り組んでいます。

重点活動として、①個別援助活動の強化、②在宅支援を進めるネットワークづくり、③福祉のまちづくり～広げよう地域に根ざした思いやり～、④子育て環境の整備・児童委員活動の推進、⑤災害時一人も見逃さない運動の推進、⑥協働活動の積極的展開の 6 項目に取り組んでいます。

■各地区民生児童委員数と主任児童委員数（平成 28 年 12 月 1 日現在）

各地区民生児童委員											主任児童委員	合計
安芸東	安芸中	安芸西	赤野	穴内	井ノ口	畑山	土居	川北	東川	伊尾木下山		
11	8	9	4	3	8	3	6	8	6	9	5	80

■民生児童委員の主な活動

要配慮者の調査・実態把握、相談支援	福祉関係機関との連絡調整
学校訪問・地区定例会への参加	新生児訪問活動
東部ブロック民児協との連携	交通指導・ハッピースマイル運動
ふれあい型給食サービス（見守り活動）	赤い羽根共同募金運動への協力
広報紙の発行	各種研修会参加

(2)安芸市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、一般的に社協と呼ばれ、古くは昭和 26 年施行の「社会福祉事業法第 74 条第1項(全国社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会)」に規定され、それ以後、昭和 58 年の社会福祉事業法の一部改正により同第 74 条第2項に、市町村社会福祉協議会が法制化されました。

現在は、平成 12 年に社会福祉事業法から改正された社会福祉法第 109 条に規定される民間の社会福祉法人です。

安芸市社会福祉協議会は、昭和 43 年に法人認可を受け「一人ひとりが支えあう福祉のまちづくり」を目指して、すべての住民が健康で明るく安心して生涯がおくれる地域福祉の形成のために事業を推進しています。

■法人基本理念

住民誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指します。

■法人基本方針

- 一、地域住民が主体となった地域福祉活動を推進します。
- 一、社会福祉の中核団体として、住民から安心され信頼され愛される法人を目指します。
- 一、地域におけるすべての高齢者・障がい者が、互いに等しくサービスを受けることの出来る体制の強化を図ります。
- 一、利用者の生活の質の向上と自立支援に努めます。
- 一、福祉関係機関・団体との連携に努め、協働した事業活動を推進します。
- 一、社会福祉団体の役職員として、信頼される人格を持った責任ある人間を育成します。
- 一、すべての職員にとって、価値ある職場であるよう努めます。

■安芸市社会福祉協議会の主な事業

訪問介護、通所介護、訪問入浴介護	居宅介護支援事業、障害者相談支援事業
ボランティア活動の支援・調整	地区社会福祉協議会活動の推進
福祉教育活動の推進	福祉ふれあいバザー
安芸市社会福祉大会	福祉総合相談所の開設運営
広報事業(広報紙「安芸社協」)	ふれあい型給食サービス(配食見守り活動)
安芸シルバー短期大学	在宅障害者支援事業
福祉移送サービス事業	在宅高齢者支援事業
日常生活自立支援事業	生活困窮者自立支援事業
安芸福祉人材バンク事業	各社会福祉団体事務
生活福祉資金貸付事務事業	共同募金運動への協力

■計画を進めていく上での安芸市社会福祉協議会の役割

計画を進めていく上で安芸市社会福祉協議会が果たす役割は、大きく分けて2つあります。

1つ目の役割は、他の福祉団体や関係機関と協働して、課題解決に向けた具体的な取り組みや働きかけを行うことにより地域福祉活動を推進していくことです。

そして2つ目の役割は、各地区において地域の特徴に応じて策定した「地区別アクションプラン」の実践を支援することにより、それぞれの地域に根ざした取り組みを包括的に支援することです。

この2つの役割を安芸市社会福祉協議会が担うことにより、計画の基本理念達成に向けた地域福祉活動を展開していきます。

(3)地区社会福祉協議会

「地域福祉活動推進計画(支えあう地域福祉)」のなかで、全国社会福祉協議会が進めていた「小地域福祉活動の推進」を規範として、地域住民が相互に支えあい、助け合う相互扶助の観点から、地域の活性化、ネットワーク化を図り、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて、地区社会福祉協議会の設置を行ってきました。

安芸市社会福祉協議会は、これらの設置された地区社会福祉協議会の地域の特色を生かした自主活動が活性化することを目指して活動支援を行っています。

地区社会福祉協議会の組織化に伴い、小地域の中で、高齢者・障がい者、児童が気軽に集い、ふれあう場所として、ふれあいサロンの設置を行い、現在市内 15 箇所で運営されています。

今後、地域の過疎化、高齢化の進行が予想され、このような小地域での福祉活動がますます重要となることから、安芸市社会福祉協議会も地区組織の整備拡充を重点目標としています。

■安芸市の地区社会福祉協議会

設立年月日	地区	設立年月日	地区
平成6年 8月 24日	穴内	平成 9年 4月 1日	伊尾木
平成6年 9月 26日	栃ノ木	平成 9年 6月 1日	井ノ口
平成7年 4月 1日	川北	平成10年 4月 1日	土居
平成7年 10月 10日	八ノ谷 (東川山里地区へ合併)	平成15年 7月 1日	赤野
平成8年 11月 7日	奈比賀	平成24年 2月 23日	東川山里

■地区社会福祉協議会の主な活動

- (1)小地域ネットワーク活動
- (2)友愛訪問活動
- (3)敬老会の開催
- (4)ふれあい型給食サービス
- (5)ふれあいサロンの運営
- (6)その他、地域福祉に関する活動

3 これまでの市及び安芸市社会福祉協議会の取り組み

(1) 地区座談会

地域における課題を住民主体となって解決するための仕組みづくりとして平成 24 年度から安芸市を 10 地区に分け、地区座談会を開催しています。

平成 26 年度には、生活圏ごとに話し合いを行うため、川北地区、畑山地区、東川地区から、江川地区、栃ノ木地区、奈比賀地区を細分化し、10 地区から 13 地区に開催地区を増やしました。さらに開催回数が年 1 回では少ないとの声を受け、開催回数を年 3 回に増やし、話し合いを行ってきました。

平成 27 年度には「安芸町は地区の範囲が広すぎる」との意見から、安芸地区を 4 つに細分化し公民館区を中心として座談会を開催し、13 地区から 16 地区へ座談会の開催地区を増やしました。

(2) 地域担当職員制度の設置

市職員(地域担当職員)が地区の座談会に参加し、地域の話し合いを集約するとともに、地域コミュニティと行政との連絡調整や広報等を行っています。また、地域が主体的に行う地域課題解決に向けた取り組みや、地域の魅力の掘り起こしを支援します。

(3) まちづくり懇談会

まちづくり懇談会(まち懇)は、平成 24 年度から実施している地域の座談会(地域福祉のことについて話し合う住民の集まり)に課長補佐級及び係長級をリーダーとした地域担当職員(3 名～6 名程度)も加わり、ともに地域の将来や問題課題について話し合い、自助・互助・共助・公助のもと課題解決に向けて行動する場です。

4 第1次計画の評価について

第1次計画に位置付けられている基本施策の、公助（自助・共助を支える取り組み）について、安芸市・安芸市社会福祉協議会の担当部署において毎年自己評価を行い、それらをもとに安芸市地域福祉計画推進委員会で評価を行いました。

■評価基準

A	推進項目を計画どおり達成でき、成果があった
B	推進項目をほぼ達成できた
C	推進項目を達成できなかった（計画の改善又は見直しが必要）

基本施策	評価			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
(1) 出会いのための人づくり・場所づくり				
① 地域の担い手を育もう				
1. ボランティアの育成	A	A	A	A
2. 福祉団体・サークルの活動活性化	B	B	B	B
3. 地域の伝統文化・行事への参加と継承	B	B	B	B
② 出会いと交流の機会を広げよう				
1. 社会参加と健康・生きがいづくり	A	A	A	A
2. あったかふれあいセンターの機能強化	A	A	A	A
3. 安心して遊べる場所の充実	A	A	A	A
4. 小地域で集える場所の確保	A	A	A	A
(2) 認め合い・理解し合える意識づくり				
① 住民のつながりを深めよう				
1. 地域コミュニティの活性化	B	A	A	A
2. 声かけ・あいさつ運動の推進	A	B	B	B
3. 小地域での交流の機会拡大	C	C	B	B
② お互いに認め合う関係を築こう				
1. 社会教育・福祉教育の推進	B	A	A	A
2. 高齢者・障害者を地域で理解する機会づくり	B	A	A	A
3. 子育て環境の充実	A	A	A	A
(3) 暮らしを支える福祉のネットワークづくり				
① 地域を支える基盤づくりをしよう				
1. 社会福祉協議会の基盤整備	B	B	A	A
2. 地区社会福祉協議会活動の機能強化	B	B	A	A
3. 身近な相談・支援体制の充実	A	A	A	A
② 福祉サービスの理解と関心を深めよう				
1. 福祉サービス利用に関する情報提供・情報交換	B	B	A	A
2. インフォーマルサービスの充実	B	B	B	B
3. 公的福祉サービスの充実	B	B	B	B
4. 保健・医療・福祉の連携強化	C	B	B	B
(4) 地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり				
① 防災に対する意識を高めよう				
1. 自主防災組織の活性化と災害時の連携強化	B	A	B	A
2. 災害時要援護者の把握と情報共有	B	C	B	B
3. 災害ボランティアセンターの体制づくり	C	C	C	B
② 安心・安全なまちを築こう				
1. 見守りネットワーク活動の推進	B	A	A	A
2. 子ども・高齢者に対する交通安全啓発	B	A	A	A
3. 悪徳商法等犯罪被害対策の啓発	B	A	A	A

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

「地域福祉」とは、住み慣れた地域の中で、家族や友人、隣人などとの社会関係を保ち、まちの一員として生涯にわたって安心して生活できるような地域を住民の参画を得て築きあげることを目指しています。

個人が尊厳をもって自分らしい自立した生活が送れるよう支えるという社会福祉の理念に基づき「このまちに住んでよかった」「ずっとこのまちに住んでいたい」との思いを住民自身の手で描いた、「住民の 住民による 住民のための計画」が「安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」です。

「住民の 住民による 住民のための計画」

1 計画の基本理念

「第1次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に引き続き、“あったかな人と心がきづくまち～住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり～”を基本理念とし、参画される人達が共通したイメージを持ち、地域福祉の推進に取り組めるよう進めていきます。

あったか  な人と心が きづくまち

～住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり～

“あったか” は、 住民の「温かい人柄」
土地の「暖かい気候」
福祉への「熱い想い」を表しています。

“な” は、 信頼できる「なじみの関係」
安心できる「慣れ親しんだ地域」
日本有数の生産量の「ナス」を表しています。

“きづき” は、 ふれあいの心の「気づき」
地域社会形成の「築き」
お互いに支えあう「絆」を表しています。

2 計画の基本目標

基本理念の実現のために計画に盛り込むべき事項をふまえて、第1次計画に引き続き次の4つの基本目標を掲げました。

(1)であい ～拠点～

— 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関すること —

出会うための人づくり・場所づくり

住民が自分たちの住んでいる地域に関心を持ち、地域福祉推進への主体的な参加を促進するためには、「交流の場や活動の拠点づくり」が大切です。

地域福祉の担い手による自主的な活動を活性化し、地域の実情にあった地域福祉へつなげていくために様々な地域活動の情報を発信し、身近にふれあえる居場所づくりや出会いの場、交流の機会を広げていきます。

(2)ふれあい ～共生～

— 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること —

認め合い・理解し合える意識づくり

子どもから高齢者、障がい者など住民誰もが地域で自分らしく生活でき、一人ひとりが互いに多様性を認め合い、年齢や性別、文化、身体的特徴など、人々が持つさまざまな個性や違いを超えて、すべての人々が安心して、心豊かに暮らせる社会を築きあげることが求められています。

生涯にわたり安心して暮らせる社会を目指して「住民同士のつながりを深め」、将来を担う若者に福祉の心を育む「福祉教育の充実」と、障がいの有無にかかわらず尊重し支え合う社会の実現を目指します。

(3)かたりあい ～協働～

— 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関すること —

暮らしを支える福祉のネットワークづくり

地域で、なんらかの支援を必要としている住民のニーズに対応するためには、情報提供や相談支援の体制を築き、地域で様々な活動を行っている福祉団体や民生児童委員等の関係機関がネットワークを組み、地域全体で助け合うことのできる地域力の向上が必要です。

地域福祉の推進組織である地区社会福祉協議会のネットワークを生かして、協議から協働の活動へと展開し、保健・医療・福祉・医療機関等の各関係機関が手を携え地域にかかわっていく地域人材のネットワーク化を図っていきます。

(4)ささえあい ～共助～

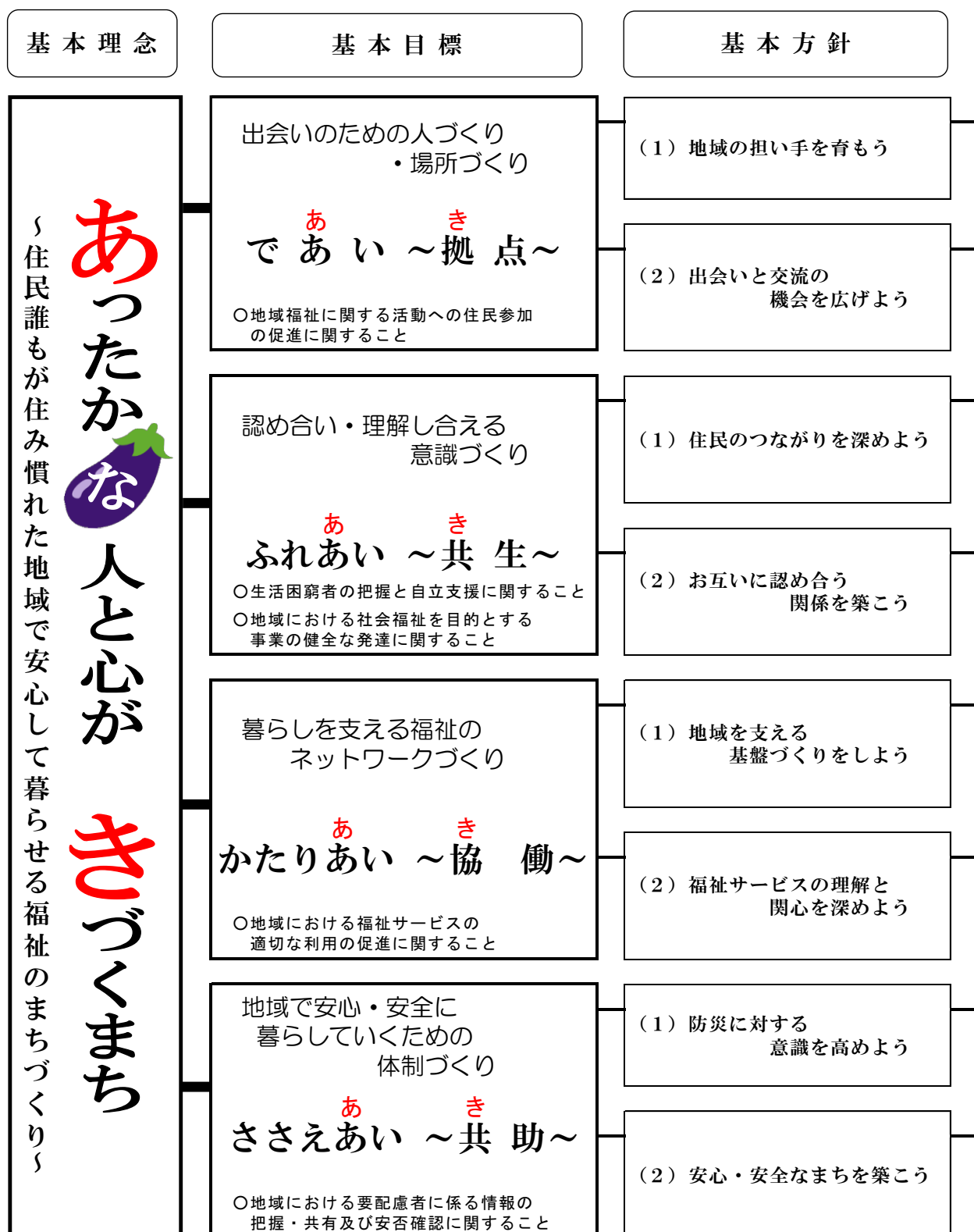
— 地域における要配慮者に係る情報の把握・共有及び安否確認に関すること —

地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり

日頃から要配慮者の情報を適切に把握し、民生児童委員等の関係機関等との間で共有を図ることにより、要配慮者が地域で安心・安全に暮らしていくことにつながります。

地域の支え合い活動を推進し、災害や犯罪などの緊急対応に備えた役割分担と、連携体制を築き、「今、なにが必要か」をきめ細かく把握し、地域ぐるみで気づきをつなげる体制を確立します。

3 計画の体系図



基本施策

推進項目

- 1 ボランティアの育成
- 2 福祉団体・サークル活動の活性化
- 3 地域の伝統文化・行事への参加と継承

- ボランティア養成講座・研修会の実施
ボランティアセンター機能の強化
地域行事への住民の参画促進

- 1 社会参加と健康・生きがいづくり
- 2 あったかふれあいセンターの機能強化
- 3 安心して遊べる場所の充実
- 4 小地域で集える場所の確保

- 障害者・高齢者の集い活動の実施
あったかふれあいセンターの実施
子ども会の活動支援
高齢者・障害者・子どもの居場所づくり

- 1 地域コミュニティの活性化
- 2 声かけ・あいさつ運動の推進
- 3 小地域での交流の機会拡大
- 4 社会的孤立を防ぐ施策・活動（引きこもり・自殺対策等）の充実

- 多世代交流活動の実施
小単位での仲間づくり活動の推進
地区のおきゃくのあり方工夫
生活困窮者等の自立支援

- 1 社会教育・福祉教育の推進
- 2 高齢者・障害者を地域で理解する機会づくり
- 3 子育て環境の充実

- 福祉教育活動の実践
当事者組織・グループの活動支援
子育て応援活動の推進

- 1 社会福祉協議会の基盤整備
- 2 地区社会福祉協議会活動の機能強化
- 3 身近な相談・支援窓口体制の充実
- 4 情報提供、情報発信の充実

- 安芸市社会福祉協議会の地域福祉推進団体としての役割強化
地域性に応じた地区社会福祉協議会機能の強化
民生児童委員活動や身近な相談・支援窓口体制の充実
情報提供・情報発信の充実

- 1 地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み
- 2 インフォーマルサービスの充実
- 3 保健・医療・福祉・教育機関等の連携強化

- 地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み
NPO・任意団体の福祉サービスとの連携強化
保健・医療・福祉・教育機関等の連携体制構築

- 1 自主防災組織の活性化と災害時の連携強化
- 2 災害時要配慮者の把握と情報提供
- 3 災害ボランティアセンターの体制づくり

- 緊急時の役割分担と連携体制の構築
災害時要配慮者支援システム（仮称）の活用
災害ボランティアセンターの体制構築

- 1 見守りネットワーク活動の推進
- 2 子ども・高齢者に対する交通安全啓発
- 3 犯罪被害対策等の啓発

- 高齢者等見守りネットワーク活動の推進
交通安全教室等の実施
関係機関と連携した犯罪防止活動の推進

は、第1次計画から新たに加えた項目

第4章

取り組みの推進

第4章 取り組みの推進

1 であい ～拠点～ 出会いのための人づくり場所づくり

(1) 地域の担い手を育もう

現状と課題

地域でのつながりを強め、地域での支え合い・助け合いを活発化するためには、年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが気軽に集い、交流し、ふれあう機会や場を拡充していく必要がありますが、地域活動の担い手が高齢化・固定化しており、新たな地域福祉を担うボランティアの確保・育成が喫緊の課題となっています。

また、一方で、既存のボランティア団体は、会員の高齢化のほか、活動場所・活動資金・情報不足など多くの課題を抱えています。

担い手を増やし地域福祉活動を充実させるために、ボランティアを育成するとともに、ボランティアや団体が活動しやすい環境整備を図ります。

第1次計画の評価及び課題

① ボランティアの育成

【取り組み内容と成果】

傾聴ボランティア、介護予防サポーター、認知症サポーター等ボランティア養成講座に加え、平成27年度からは高齢者の介護予防と生きがいづくりを目的に介護支援ボランティアポイント制度を導入した「あき元気応援マイレージ」をスタートし、地区単位での健康講座や行事等を開催しています。

■ 認知症サポーターの養成

- ・平成26年度:275名、平成27年度217名 合計492名養成(平成24年度、平成25年度は認知症出前講座として実施しており、サポーター養成としては平成26年度から)

■ 介護予防サポーターの養成

- ・いきいき百歳体操等の担い手及び技術の向上
- ・平成25年度:23名、平成27年度:16名 合計177名養成(平成24年度、平成26年度はフォローアップ研修を実施し養成なし)

■ あき元気応援マイレージのボランティア養成

- ・平成27年度:63名養成

【評価及び課題】

ボランティア活動保険、行事保険については、周知が図られ加入者数も増加してきています。

教育委員会が取り扱っているスポーツ保険や日赤・民児協等が取り扱う種別ごとの保険もありますが、ボランティア活動全般に適用されるボランティア活動保険への加入促進が課題となっています。

② 福祉団体・サークル活動の活性化

【取り組み内容と成果】

市内のボランティア情報をとりまとめた「ボランティアいんふお・あき」に、各団体の情報を更新して掲載しています。(27 団体)

■ ボランティア登録者数

・平成 24 年度:315 名、平成 25 年度:431 名、平成 26 年度:283 名、平成 27 年度:340 名

【評価及び課題】

機能評価を図るための活動支援にまで踏み込んだ取り組みや、ボランティアに参加する取り組みについて進めていく必要があります。

今後、ボランティア登録のあり方、情報発信の方法、マッチング機能の充実など、市と社会福祉協議会で協議し、構築していく必要があります。

③ 地域の伝統文化・行事への参加と継承

【取り組み内容と成果】

地域の伝統行事等の調査及び記録や神輿、獅子舞等活動復活への支援を行っています。

【評価及び課題】

まちづくり懇談会で地域の意向を踏まえて、継承する活動や見直しを図るもの等の見極めが必要となっています。

新たな行事に取り組む人材の不足は、16 か所の地区で共通の課題となっていますが、子ども会や小学校児童の協力を得る働きかけを行っている地区もあります。

第2次計画の取り組みの方向性

基本施策

- ボランティアの育成
- 福祉団体・サークル活動の活性化
- 地域の伝統文化・行事への参加と継承

今後の取り組み

自 助 自分自身や家族の取り組み

- ・自分の住んでいる地域で、どのようなボランティア活動が行われているか把握しましょう。
- ・自分の住んでいる地域で、出来る範囲でのボランティア活動を体験してみましょう。
- ・民生児童委員の活動を十分に理解しましょう。
- ・自分の住んでいる地域の歴史、伝統や文化を知りましょう。
- ・まちづくり懇談会や地区座談会に参加してみましょう。

互 助 隣近所など身近な範囲での取り組み

- ・空き家などの活動スペースの情報を提供するとともに、地域住民自らが積極的に活用し、活動の活性化に努めましょう。
- ・地域で行われているボランティアや各種活動の報告をしましょう。
- ・地域の習わしや歴史を学び、伝統文化を引き継いでいきましょう。
- ・まちづくり懇談会や地区座談会への参加を呼びかけましょう。

共 助 地域ぐるみの取り組み

■ ボランティア養成講座・研修会の実施

地域福祉の担い手を発見し、地区単位で次代を担う人材を養成します。

- ・傾聴ボランティア、介護予防サポーター、認知症サポーター、あき元気応援マイレージ等ボランティア養成講座、地区単位での健康講座や行事の開催
- ・地区座談会の開催
- ・ボランティア活動保険(行事保険)の加入促進
- ・ファミリー・サポート・センター会員の養成講座の開催

■ ボランティアセンター機能の強化

安芸市社会福祉協議会が有するボランティア登録・斡旋(センター)機能を関係機関の協力を得て広く周知を図り、効果的に活用します。

- ・ボランティアの登録情報の周知、会報の発行

■ 地域行事への住民の参画促進

公民館等と協力し、地域の催しの企画や支援を行います。

- ・地域の伝統行事等の調査・記録
- ・神輿、獅子舞等活动復活への支援

取り組み内容	役割を期待する組織等	H29	H30	H31	H32	H33
ボランティア養成講座・研修会の実施	安芸市・市社協 地区社協 事業所等	実施	実施	実施	実施	実施
		2回	2回	2回	2回	2回
ボランティアセンター機能の強化	安芸市・市社協	登録	登録	登録	登録	登録
		510人	515人	520人	530人	530人
地域行事への住民の参画促進	公民館 地域有志	実施	実施	実施	実施	実施

公 助 行政の取り組み

- ・ボランティア養成講座の開催や、情報の発信(ボランティアいんふお・あき)を行います。
- ・ファミリー・サポート・センターの運営を推進します。
- ・民生児童委員の業務が円滑に遂行されるよう、関係機関で調整し、全般的な活動を支援します。
- ・民俗芸能など地域の伝統文化の継承を支援します。
- ・有償ボランティアの仕組みづくりについて支援します。

(2) 出会いと交流の機会を広げよう

現状と課題

地域活動や住民による交流が広く行われるためには、地域の拠点となり誰もが日常的に集える場所の確保が必要です。

各地域には公民館や集会所、個人・企業が所有する施設など、拠点として活用が考えられる様々な場所があり、サロン活動やいきいき百歳体操などの健康づくり、公民館行事、あったかふれあいセンターの利用など、住民が身近な場所で様々な活動を通じて利用していますが、近年、人々のライフスタイルや価値観が多様化しており、特に若い世代では、仕事が忙しい等を理由に、積極的に地域活動に関わる人が少なくなってきました。

身近な地域における付き合いを深めることができるよう、普段からの声掛けや地域行事への参加を促すなど、さまざまな交流の場や機会の充実を図ります。

第1次計画の評価及び課題

① 社会参加と健康・生きがいづくり

【取り組み内容と成果】

ミニデイサービス、いきいき百歳体操等の活動促進や、めだかの学校、障がい者サークル活動等の集い活動の支援等を行っています。

いきいき百歳体操は住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らしていけるよう、身近に体操や交流が出来る場所として、32箇所に拡大しました。

また、地域の人々が気軽に集え、交流が図れる場として、毎週水・金曜日 10～15 時、健康ふれあいセンターのラウンジを中心に、喫茶を媒体として「めだかの学校」を開校しています。

喫茶での接客訓練や料理教室での調理実習、ミーティング等を通して、コミュニケーション能力やセルフコントロールの向上を図っています。

毎月1回「めだかだより」を作成し、めだかの学校の活動報告を行っています。新規利用者やボランティア数の増加により、参加者は増加傾向にあります。

【評価及び課題】

市民が介護予防と仲間づくりを意識したグループ活動が主体的に実施できるよう、いきいき百歳体操実施地区へ訪問し、現状や課題を把握する等、地域の健康課題を明らかにしていくことも必要となっています。

② あったかふれあいセンターの機能強化

【取り組み内容と成果】

あったかふれあいセンター活動について広報活動の充実を行い、あったかふれあいセンターサテライトと実施地区(江川・下山)の地区組織の連携強化を行っています。

介護予防拠点施設としてのあったかふれあいセンターの居室を拡大し、受け入れできる人数を増やしました。

【評価及び課題】

居室が広がり、受入人数を増やせるようになったため、利用者の拡大につながっています。

課題はボランティアの確保であり、元気な高齢者は「あき元気応援マイレージ」のポイント対象にもなるので、広報・周知を充実していく必要があります。

③ 安心して遊べる場所の充実

【取り組み内容と成果】

子ども会活動の活動支援や高齢者団体等、他組織との連携支援(地区社会福祉協議会と地区単位子ども会の交流等)を行っています。

公民館や小学校の活動と連携した活動が出来ています。

【評価及び課題】

地域の子どもの減少により、子ども会が維持できなくなったという声も聞こえてきています。

今までは学年ごとに取り組む行事を割り当ててきましたが、今後、全学年が一緒になって子ども会活動に取り組む必要があります。

④ 小地域で集える場所の確保

【取り組み内容と成果】

高齢者、障がい者、子どもの居場所づくりとして、介護施設の地域交流スペースや安芸市総合社会福祉センターのふれあい研修室の活用、放課後子ども教室の活用等を行っています。

安芸市総合社会福祉センターのふれあい研修室は、ボランティア団体の活動拠点として定着しており、放課後子ども教室では、小学校と地区公民館、民生児童委員等との交流により活動の幅が広がりつつあります。

【評価及び課題】

地域の防災の拠点としても施設の持つ役割は大きくなってきていることから、福祉避難所訓練等でも施設を活用できるよう取り組んでいく必要があります。

第2次計画の取り組みの方向性

基本施策

- 社会参加と健康・生きがいづくり
- あったかふれあいセンターの機能強化
- 安心して遊べる場所の充実
- 小地域で集える場所の確保

今後の取り組み

自 助 自分自身や家族の取り組み

- ・一人ひとりが隣近所や地域の人と積極的にあいさつを交わすなど、身近な交流を大切にしましょう。
- ・地域の伝統行事や地域活動に自ら積極的に参加してみましょう。
- ・特定健診の受診、いきいき百歳体操への参加等、健康と生きがいづくりに取り組みましょう。
- ・自らが参加する時には、お互いに声をかけあい、仲間づくりに努めましょう。

互 助 隣近所など身近な範囲での取り組み

- ・行事やイベント等の際には、隣近所で声をかけあいましょう。
- ・地域の子ども達が通う学校での行事に参加するなど、学校を通じた交流を行ないましょう。
- ・公民館や集会所等を利用して、子どもとの交流の機会をつくりましょう。

■障がい者・高齢者の集い活動の実施

ふれあいサロン、いきいき百歳体操等、介護予防活動を支援します。

- ・ふれあいサロン、いきいき百歳体操等の活動促進
- ・めだかの学校、障がい者サークル活動等の集い活動の支援

■あったかふれあいセンターの実施

高齢化、過疎化等により住民活動が困難な地区の介護予防拠点として、あったかふれあいセンター基幹型1箇所とサテライト2箇所(江川、下山)の計3箇所を実施します。

- ・あったかふれあいセンター活動の広報啓発
- ・サテライトを実施している地区組織の連携促進

■子ども会の活動支援

子ども会活動の活性化に取り組み、保護者とともに活動を支援します。

- ・子ども会活動の活動支援
- ・高齢者団体等、他組織との連携支援(地区社会福祉協議会と地区単位子ども会の交流等)

■高齢者・障がい者・子どもの居場所づくり

高齢者や障がい者、子どもが自由に集える場所を確保します。

- ・介護施設の地域交流スペース、安芸市総合社会福祉センターのふれあい研修室の活用
- ・放課後子ども教室の活用

取り組み内容	役割を期待する組織等	H29	H30	H31	H32	H33
高齢者・障がい者の集い活動の実施	地区社協 サークル等	実施	実施	実施	実施	実施
あったかふれあいセンターの実施	事業所 安芸市・市社協	実施 3箇所	実施 3箇所	実施 3箇所	実施 3箇所	実施 3箇所
子ども会の活動支援	安芸市・市社協 地区社協、 子ども会	交流	交流	交流	交流	交流
高齢者・障がい者・子どもの居場所づくり	安芸市・市社協 事業所	確保 5箇所	確保 5箇所	確保 5箇所	確保 5箇所	確保 5箇所

- ・健康増進、介護予防に関する情報を積極的に発信し、さらなる充実に努めます。
- ・あったかふれあいセンターを拠点として、高齢者・障がい者・子どもなど色々な世代が過ごせる場所づくりを進めます。
- ・各種クラブ・サークル活動について、情報提供を行います。
- ・各単位子ども会にジュニアリーダーを派遣します。
- ・地域などが実施する各種講演・健康教室などに講師を派遣します。
- ・地域の活動拠点となる公民館・集会所の改修等の支援をします。

2 ふれあい ～共生～ 認め合い理解し合える意識づくり

(1) 住民のつながりを深めよう

現状と課題

「住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を推進していくためには、住民同士のつながりが重要です。しかし、経済活動や生活様式の変化、核家族化、さらには個人情報保護への配慮などから、地域における人と人とのつながりが弱くなってきています。

子育て家庭や高齢者、障がい者など様々な悩みや不安について、身近な地域で把握、解決し支え合える関係づくりを進めます。

第1次計画の評価及び課題

① 地域コミュニティの活性化

【取り組み内容と成果】

地域コミュニティの活性化のため、以下の多世代交流活動を実施しています。

- ・地区民運動会、文化祭、もちつき大会、ビアガーデン等の企画実施支援
- ・公民館、地区社会福祉協議会が企画するイベントの活動協力
- ・昔ながらの高齢者と子どもがかかわる場面の設定
- ・中山間地域の担い手として、外部人材の活用（地域おこし協力隊など）

【評価及び課題】

外部マンパワーによるサポートを行政や協力隊のみならず、地域出身者を巻き込んだ外部の人材を募り、地域に関わる機会を増やす取り組みを進めていくための情報発信を充実させる必要があります。

② 声かけ・あいさつ運動の推進

【取り組み内容と成果】

小単位での仲間づくり活動を推進するため、ゴミ屋敷等、地域の情報の収集と課題解決の仕組みづくりや、引きこもり等、孤立しがちな方への対策の検討等を行っています。

日常生活を営むうえで、何らかの困りごと、生活上の悩み、生活困窮状態の相談を受け、相談支援を実施するため、社会福祉協議会に相談窓口を開設しました。

- ・平成26年度:利用者実人数 35 名(延相談件数 418 件、自立相談支援プランの作成4名)
- ・平成27年度:利用者実人数 34 名(延相談件数 498 件、自立相談支援プランの作成4名)

【評価及び課題】

法の趣旨である地域で生きるという点について、専門職のみの支援で終結しているケースが目立ちます。地域の中で日常生活が営むことができるよう、地域福祉の活動と相談者を結び付ける働きかけを行う必要があります。

③ 小地域での交流の機会拡大

【取り組み内容と成果】

懇親会、交流会へ参加しやすい方法(休日や夕方の時間帯の利用等)の工夫に努めています。あらゆる世代が参加できる場を確保するため、公民館、運営委員、地区社会福祉協議会、子ども会等、各種団体と連携して可能な限りの調整を行っています。

【評価及び課題】

懇親会や交流会は、地区総会や地区民運動会等、地域行事の直後に開催されることが多く、時間等も地域事情に左右されるため、調整が困難となっています。

取り組みの方向性

基本施策

- 地域コミュニティ※の活性化
- 声かけ・あいさつ運動の推進
- 小地域での交流の機会拡大
- 社会的孤立を防ぐ施策・活動（引き込み・自殺対策等）の充実

※地域住民が連携・協力しながら地域の様々な課題に目を向け、自主的に解決しながら、自分たちで住みよいまちを築こうという思いを持って地域で活動する住民同士のつながりや集まりのこと。

今後の取り組み

自 助 自分自身や家族の取り組み

- ・隣近所で支援が必要な人の見守りに努めましょう。
- ・身近に相談できる相手をつくりましょう。
- ・近所の人に会ったら、あいさつや声かけを積極的にしましょう。

互 助 隣近所など身近な範囲での取り組み

- ・地域で孤立している人がいないか気を配りましょう。
- ・協力を求められた場合には積極的に手助けしましょう。
- ・町内会に参加していない人には加入を呼びかけましょう。

■多世代交流活動の実施

地区民運動会やもちつき、文化祭など、子どもから高齢者まで、誰もが参加できるイベントの企画を支援し、地域コミュニティの活性化を図ります。

また、地区の人と人をつなぐコーディネート機能の体制を築きます。

- ・地区民運動会、文化祭、もちつき大会、ビアガーデン等の企画実施支援
- ・公民館、地区社会福祉協議会が企画するイベントの活動協力
- ・昔ながらの高齢者と子どもがかかわる場面の設定
- ・中山間地域の担い手として、外部人材の活用（地域おこし協力隊など）

■小単位での仲間づくり活動の推進

社会的孤立など、公的福祉サービスに結びつかない方を、地区の有志で支え、仲間づくりから社会参加へ導いていける体制の構築を進めます。

- ・ゴミ屋敷等、地域の情報の収集と課題解決の仕組みづくり
- ・引きこもり等、孤立しがちな方への対策の検討

■地区のおきゃくのあり方の工夫

行事の後のお疲れ会や懇親会を開催し、地域参加の柱として位置づけ、地域活動に参加しにくい現役世代や成人男性、子育て世代などの参加促進を図ります。

- ・懇親会、交流会へ参加しやすい方法（休日や夕方方の時間帯の利用等）の工夫

■生活困窮者の自立支援

生活に困りごとや不安を抱えている相談者に対して、本人が持っている力を引き出しながら、専門の相談支援員が具体的なプラン等を作成し、自立に向けた支援を行っていきます。

- ・離職などにより住居を失った方等に家賃相当額を支給し、就職に向けた支援を行います。
- ・「社会との関わりに不安がある」等の直ちに就労が困難な方に、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。
- ・家計状況の「見える化」を行い、相談者自身が家計を管理できるよう、計画作成・相談支援・関係機関へのつなぎ等を行い、早期の生活再生を支援します。

取り組み内容	役割を期待する組織等	H29	H30	H31	H32	H33
多世代交流活動の実施	安芸市・公民館 地区社協	実施	実施	実施	実施	実施
小単位での仲間づくり活動の推進	地区社協 民児協	実施	実施	実施	実施	実施
地区のおきゃくのあり方の工夫	公民館 集会所等	実施	実施	実施	実施	実施
生活困窮者の自立支援	安芸市 市社協	相談 件数	相談 件数	相談 件数	相談 件数	相談 件数
		24 件	24 件	24 件	24 件	24 件

- ・自主的に地域の事業に取り組む町内会や団体等を支援します。
- ・生活困窮者の自立相談支援事業等を実施します。

(2)お互いに認め合う関係を築こう

現状と課題

少子高齢化、核家族化の進行により、昔のような多世代同居がなくなり、高齢者と身近にふれ合う機会が減った子どもたちは、弱者への思いやりや配慮が育ちににくい状況にある中、平成28年4月からは障害者差別解消法が施行され、障がいのある人への理解の促進が求められています。次世代を担う子どもたちには、幼い頃から他者への尊重や支え合いの意識づくりを大人が積極的に進める必要があります。

また、地域の大人たちからは、「地域に子どもがいない」など、地域の将来を憂う声が多く聞かれます。人口減少が加速する中、少しでも多くの若い世代に地域に住んでもらうためには、安心して子どもを生み、育てられる環境が必要であり、行政のみでなく地域で取り組む喫緊の課題として認識することが必要です。

性別や年齢、障がいの有無、国籍に関わらず、地域に暮らす住民が互いに相手の立場を尊重し、思い合えるよう、福祉に対する意識の向上や福祉・人権教育を推進します。

第1次計画の評価及び課題

① 社会教育・福祉教育の推進

【取り組み内容と成果】

福祉学習、車椅子体験、アイマスク体験、高齢者疑似体験、学校長期休暇時の福祉体験チャレンジ学習等を行っています。

福祉教育活動を通して地域とつながりを持ち、教室では味わえない学習や活動に興味・関心を持って意欲的に取り組んでいます。

また、学校・家庭・地域の連携が強化され、学校がコミュニティの拠点として機能するとともに、教育活動の活性化につながっています。

【評価及び課題】

福祉教育プログラムメニューにより、各小中高等学校の体験学習への取り組みは充実しています。今後は小学校で学んだ体験学習を新たなステップとして、中学校でキャリア教育活動につなげる取り組みが必要となっています。

② 高齢者・障がい者を地域で理解する機会づくり

【取り組み内容と成果】

当事者組織・グループ活動支援として、めだかの学校、いっぽいっぽ、障がい児を持つ親の会等の活動支援・協力や認知症等の家族介護者同士の交流会「良話介」や川北地区ではケアハウス安芸内に安芸市初の認知症カフェ「オレンジカフェ花どけい」も始動し、認知症の方と家族の交流支援を行っています。

いっぽいっぽは障がい児を持つ親の会の自主グループとして「早期発見・早期療育」の大切さを実感し、発達障がいの理解を地域や保護者により広めていけるように活動しています。今後は親子で参加できるイベントや学習会等を積極的に企画、開催し、新規参加者が増え、顔が見える活動、人の輪が広がるような活動を企画しています。

めだかの学校では、ボランティア数も増加しており住民同士が支え合い、学び合う関係づくりができています。

障害者生活訓練等事業(ニコスマイル)は障がい児・者が主体的に将来を描き日常生活能力を伸ばしていくことができるように、生活訓練や余暇活動で料理や公共交通機関を使つての外出等を行っています。当事者もボランティアも一緒に考えて行動し楽しむ場として、参加者の皆さんの意見をもとに活動内容を決めています。

【評価及び課題】

各活動において、広報やチラシ等を使った情報発信を行っています。市民の方に活動内容を理解してもらうためには、今後も引き続き周知する必要があります。

また、活動に対する理解をしていただき、参加者のつながりを広げることも重要です。

③ 子育て環境の充実

【取り組み内容と成果】

子育て応援活動の推進として、子育て応援連絡会の活動協力や子育て世代の地域活動参加の促進(PTA活動等との連携)等を行っています。

子育て応援連絡会は、市内の子育てに関する各団体が連携を持ち、情報交換や協力により、つながりができています。

情報紙や季刊誌は子育て中の母親からも好評であり、父親の参加も徐々に見られています。

あきっこ広場は子育て支援のボランティアが運営していますが、利用者からは「助かっている」、ボランティアからは「世代間交流ができて楽しい」との声があり、継続すべき活動となっています。

また、民生委員や主任児童委員、保健師による新生児訪問を実施しています。

子育て応援連絡会による月1回定例会や講演会、親子で参加できるイベント等の企画・運営を協働で行っています。

【評価及び課題】

子育て応援連絡会は参加できていない団体への参加呼びかけや、個人でも子育て支援を希望する人がいれば参加を促し、引き続き広がりを持たせていく必要があります。

また、互いの活動に参加してつながりを強め、顔が見える活動・関係づくりを行い、安芸市の子育て支援の充実と講演会と季刊誌での情報提供を行なうことで、子育て力の底上げを図る必要があります。

取り組みの方向性

基本施策

- 社会教育・福祉教育の推進
- 高齢者・障がい者を地域で理解する機会づくり
- 子育て環境の充実

今後の取り組み

自 助 自分自身や家族の取り組み

- ・一人ひとりが福祉に関する勉強会や研修へ積極的に参加するよう心がけましょう。
- ・地域活動に参加する障がい者を大切にしましょう。
- ・保護者は、保育所や学校の行事に積極的に参加しましょう。

互 助 隣近所など身近な範囲での取り組み

- ・地域で福祉に関する勉強会があれば参加しましょう。
- ・地域で世代間交流の機会があれば、誘い合って参加しましょう。

共 助 地域ぐるみの取り組み

■福祉教育活動の実践

福祉学習・福祉体験を通して、福祉の心を育む学校教育の支援を行います。

- ・福祉学習、車椅子体験、アイマスク体験、高齢者疑似体験
- ・学校長期休暇時の福祉体験チャレンジ学習等(ちびっこヘルパー登録制度)

■当事者組織・グループの活動支援

当事者や家族の活動を支援し、地域生活を継続するための支援のあり方を、住民に寄り添いながら考えていきます。

- ・めだかの学校、いっぽいっぽ、障がい児を持つ親の会等の活動支援・協力
- ・認知症家族会の組織化に向けての取り組み(家族介護者教室交流会「良話介」の取り組み連携)
- ・ニコスマイルの活動(生活訓練・余暇活動)への参加・協力

■子育て応援活動の推進

子育て応援連絡会、子育てサークル活動等、子育て家庭の関心が高い学習活動などを通じて、育児仲間づくりの場や子どもの健やかな発育・成長の支援を行います。

- ・子育て応援連絡会の活動協力
- ・子育て世代の地域活動参加の促進(PTA 活動等との連携)

取り組み内容	役割を期待する組織等	H29	H30	H31	H32	H33
福祉教育活動の実践	学校 市社協	実施	実施	実施	実施	実施
		14 校	14 校	14 校	14 校	14 校
当事者組織・グループの活動支援	安芸市・市社協	実施	実施	実施	実施	実施
子育て応援活動の推進	安芸市 子育てサークル PTA 等	実施	実施	実施	実施	実施

公 助 行政の取り組み

- ・安芸市社会福祉協議会の福祉教育推進事業を支援します。
- ・各小中学校において、福祉教育を推進します。
- ・さまざまな機会を通して、人権問題の啓発に努めます。
- ・障がい者グループやボランティアが一堂に集まって交流するイベントや機会を企画します。
- ・障がい者の当事者同士や保護者同士の自発的な活動を支援します。
- ・子育てサークルや子育てに関する自主的活動をしている団体の活動を支援します。
- ・障がい者の趣味活動や生活訓練を通して余暇活動の充実を図ります。

3 かたりあい ～協働～ 暮らしを支える福祉のネットワークづくり

(1) 地域を支える基盤づくりをしよう

現状と課題

地域福祉を進めていく上で、地域の課題に柔軟に対応していくためには、さまざまな活動団体同士が相互に協働していくことが重要です。特に社会福祉協議会は、地域福祉プラットフォーム※を形成するため、さまざまな活動団体同士をつないでいく機能と、担い手の育成支援が期待されています。

安芸市では安芸市社会福祉協議会をはじめ、地区組織の整備拡充を重点目標として地区社会福祉協議会を 10 地区に設置し、地域住民の参加と協力を基盤として、地区の実情に応じた地域福祉活動を展開しています。

また、「民生児童委員」は、住民の身近な相談相手であり、信頼関係を築きながら、地域の見守り役、行政や社会福祉協議会へのパイプ役として活躍しています。

地域の課題は、地域住民の困りごとでもあり、相談を受ける側の行政や社会福祉協議会、また民生児童委員などのスキルアップを図り、住民にわかりやすい、相談しやすい窓口体制を構築していかなければなりません。

地域福祉を推進する上で中心的な役割を担う、安芸市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会の活動について周知・充実を図ります。

※地域福祉プラットフォームとは：これまでつながりの少なかった多様な活動団体同士が相互に調整しあい、協働して活動し、地域における福祉課題に柔軟・迅速に対応していくための、新しい協働のスタイルのこと。

第 1 次計画の評価及び課題

① 社会福祉協議会の基盤整備

【取り組み内容と成果】

安芸市社会福祉協議会の地域福祉団体としての役割強化のため、地区座談会の開催、権利擁護に関する取り組み(日常生活自立支援事業)、社会福祉団体の事務局機能、福祉相談所の運営(心配ごと相談・法律相談)、安芸市総合社会福祉センターの運営(福祉団体の活動拠点)等を行っています。

市内 16 地区で地区別活動計画について地区座談会を開催しています。今後、計画の周知や活動への参画を促進する取り組みが必要となっています。

地域福祉事業、権利擁護に関する取り組みや、心配ごと相談・法律相談を行い、関係機関と連携し、課題解決に向けた取り組みを実施するとともに、関係団体の事務局機能や活動支援を行っています。

【評価及び課題】

地域福祉を推進する団体として、社会福祉法に位置づけられた団体として、組織の発展強化に努めていく事が必要となっています。

② 地区社会福祉協議会活動の機能強化

【取り組み内容と成果】

地域性に応じた社会福祉協議会機能の強化として、地区社会福祉協議会活動の活性化や安芸市地区社会福祉協議会連絡会での情報共有等を行っています。

地区社会福祉協議会が主体となり、ふれあいサロンや配食、敬老会など、高齢者を対象とした地域福祉活動を実施しています。

【評価及び課題】

地区社会福祉協議会が未設置の地区については、地区の中心母体となる団体を座談会等で意見交換しながら構築していく事が必要となっています。

③ 身近な相談・支援体制の充実

【取り組み内容と成果】

民生児童委員活動の推進として、民生児童委員の活動協力や民生児童委員協議会の活動支援等を行っています。

民生児童委員と社会福祉協議会、行政関係各課が連携し、地域の困りごと等を早期発見、課題解決に向けた対応を実施しています。

【評価及び課題】

民生児童委員の欠員地区が課題となっています。地区担当の区割り等、欠員解消に向けた対策等、検討する必要があります。(平成 28 年度一斉改選にて欠員地区は解消しました。)

取り組みの方向性

基本施策

- 社会福祉協議会の基盤整備
- 地区社会福祉協議会活動の機能強化
- 身近な相談・支援窓口体制の充実
- 情報提供、情報発信の充実

今後の取り組み

自 助 自分自身や家族の取り組み

- ・一人ひとりが社会福祉協議会や地区社会福祉協議会の活動に関心を待ちましょう。
- ・一人で悩まず、必ずどこかに相談することを心がけましょう
- ・民生児童委員から近所の見守り活動の依頼があれば、できる範囲で協力しましょう。

- ・安芸市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会が行う事業等に、誘い合って参加しましょう。
- ・民生児童委員から近所の見守り活動の依頼があれば、隣近所で協力しましょう。

■安芸市社会福祉協議会の地域福祉推進団体としての役割強化

地域の中に積極的に入ると同時に、住民からの意見や課題を常に把握し、行政や関係機関・団体につなげるコーディネート機能を強化します。

- ・地区座談会の開催
- ・権利擁護に関する取り組み(日常生活自立支援事業)
- ・社会福祉団体の事務局機能
- ・福祉総合相談所の運営(心配ごと相談・法律相談)
- ・安芸市総合社会福祉センターの運営(福祉団体の活動拠点)

■地域性に応じた地区社会福祉協議会機能の強化

高齢者に関する地域での諸活動(ふれあいサロン・敬老会・配食(給食)サービス等)を中心として取り組んでいる地区社会福祉協議会活動を、継続するとともに、幅広い活動へと展開していくよう支援し、地域福祉の力を高めていく中核団体として活性化を図ります。

- ・地区社会福祉協議会活動の活性化
- ・安芸市地区社会福祉協議会連絡会での情報共有

■民生児童委員活動や身近な相談・支援窓口体制の充実

住民のもっとも身近な相談役である民生児童委員活動を支援し、地域の一人ひとりを気にかけて、つなげていく役割を強化するとともに、相談・支援窓口体制の充実を図ります。

- ・民生児童委員の活動協力、民生児童委員協議会の活動支援
- ・各相談窓口と連携し、一貫した支援を行います。

■情報提供・情報発信の充実

広報紙やチラシの配布、ホームページでの公開とあわせて、住民の集まる機会などの直接顔を合わせての説明を充実し、「住民の知りたい情報の提供」に努めます。

- ・広報紙、チラシ、ホームページ等での情報発信促進
- ・地域組織等の集まりを活用した情報伝達(口コミでの伝達)
- ・「ブログ」「ミニブログ(Twitter ツイッター)」「ソーシャルネットワークサービス(Facebook フェイスブック等)」等情報発信ツールを活用した情報提供

取り組み内容	役割を期待する組織等	H29	H30	H31	H32	H33
安芸市社会福祉協議会の地域福祉団体としての役割強化	安芸市・市社協	実施	実施	実施	実施	実施
地域性に応じた地区社協機能の強化	市社協・地区社協	実施	実施	実施	実施	実施
民生児童委員活動や身近な相談・支援窓口体制の充実	安芸市・市社協 民児協	実施	実施	実施	実施	実施
情報提供・情報発信の充実	安芸市・市社協 住民組織	実施	実施	実施	実施	実施

公 助 行政の取り組み

- ・安芸市社会福祉協議会策定の地域福祉活動計画の実践に協力して取り組みます。
- ・安芸市社会福祉協議会の活動が活性化し、適正な運営ができるよう、財政支援を行います。
- ・民生児童委員の活動を支援し、活動内容について住民への周知を行います。
- ・地域包括支援センター、子育て支援センター、障害者相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、子育て世代包括支援センターなど、相談窓口をわかりやすく広報し、住民が利用しやすいように努めます。
- ・安芸市、安芸市社会福祉協議会をはじめ、地区、事業者、当事者団体等が、お互いの活動内容や役割を認識し、相談対応において連携を図ります。
- ・認知症サポーター養成講座を開催し、住民が身近で相談できる機会を増やします。
- ・広報紙やインターネットによる情報をよりわかりやすく工夫し、事業所などへの情報もきめ細かく提供します。

(2)福祉サービスの理解と関心を深めよう

現状と課題

インターネットの普及など、情報化が進む中で、必要な情報を必要な人に届けられるような効果的な情報提供が求められています。また、主な情報の入手方法は年代や家族構成などで異なるため、それらの特性に配慮して情報提供を行なうことが重要です。

また、サービスを提供する側は、サービスを利用する人が、自分の希望に沿った、利用者本位のサービスが提供されるよう、ニーズ把握と情報提供に努め、その上で「公的機関が担うところ」「民間が担うところ」「地域の支え合いで担うところ」を見極め、各機関が連携しながら、きめ細かな福祉サービスを創造していくことが重要となっています。

必要な人に必要な情報が届くような体制づくりを行うとともに、情報を一元的に提供できる仕組みや公的制度をわかりやすく周知していくための工夫と充実に努めていきます。

第1次計画の評価及び課題

① 福祉サービス利用に関する情報提供・情報交換

【取り組み内容と成果】

情報提供・情報発信の仕組みづくりとして、広報紙、チラシ、ホームページの情報発信促進や地域組織等の集まりを活用した情報伝達(ロコミでの伝達)、ブログ、ミニブログ、ソーシャルネットワークサービス等情報発信ツールを活用した情報提供等を行っています。

福祉サービスの周知や、地域コミュニティ形成のため、広報紙・折り込みチラシ・ホームページ・フェイスブックで地域福祉に関するスペースや情報発信の機会を確保に努めています。(見やすく、情報を得やすくなるよう広報紙のカラーページ化やホームページトップ画面の配置を工夫)

【評価及び課題】

広報紙やホームページは安芸市の掲示板、フェイスブックはチラシや広告といったそれぞれの役割に応じた情報発信が必要で、情報作成者において時期や内容に配慮する必要があります。

② インフォーマルサービスの充実

【取り組み内容と成果】

NPO・任意団体の福祉サービスとの連携強化として、福祉団体に対する福祉サービスの研修会の開催や福祉サービス事業者の情報提供・情報交換(団体定例会への参加等)等を行っています。老人クラブ、民生児童委員協議会、地区社会福祉協議会、婦人会等の定例会に参加し、地域福祉に関する情報提供や意見交換に努めています。

【評価及び課題】

社会福祉法人の社会貢献活動として、地域福祉への参画が求められています。

地区での勉強会(認知症勉強会等)へ事業所職員が講師として参加する等、事業所の有する人材活用等について検討する必要があります。

③ 公的福祉サービスの充実

【取り組み内容と成果】

地域包括支援ネットワーク構築に向けた取り組みとして、地域の要配慮者の早期発見等、見守り支援のネットワークづくりを行っています。

また、認知症への理解を深める認知症サポーターの養成を行っています。

【評価及び課題】

安芸市の介護予防・生活支援協議会で意見交換した内容を踏まえ、新たな生活支援の仕組みづくりや、介護予防の活動を広げ、地域に不足するサービスを構築していく必要があります。

④ 保健・医療・福祉の連携強化

【取り組み内容と成果】

保健・医療・福祉の連携体制構築を図っています。高齢者等の移動手段の確保として、元気バス運行（現在7路線）により、公共交通空白地域への交通手段を確保することにより、高齢者をはじめとする交通弱者層に対して一定水準の交通手段を提供しています。

【評価及び課題】

移動手段の確保が課題となっています。利用状況や利用者ニーズを把握し、利用しやすく効率的な運行となるよう時刻、運行経路等の見直しを行い、利用者の増加と運行コストの削減を図る必要があります。

取り組みの方向性

基本施策

- 地域包括ケアシステム※の構築に向けた取り組み
- インフォーマルサービス※の充実
- 保健・医療・福祉・教育機関等の連携強化

※地域包括ケアシステムとは、住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくりのこと。

※インフォーマルサービスとは、家族、近隣、知人、ボランティア等が行う非公的な支援・援助活動のこと。

今後の取り組み

自 助 自分自身や家族の取り組み

- ・一人ひとりが「広報あき」や回覧板等に目を通すように心がけましょう
- ・自分が知っている情報で便利なことは他の人にも知らせましょう。
- ・まちづくり懇談会や地区座談会に参加してみましょう。

互 助 隣近所など身近な範囲での取り組み

- ・地域情報の提供手段として回覧板の活用を図りましょう。
- ・地域の情報が届きにくい人に対しては、普段からコミュニケーションをとるよう心がけ、必要な情報を伝達しましょう。
- ・地域の社会資源を活用して、地域でできる福祉サービスを考えてみましょう。
- ・地域の情報を隣近所で伝達しましょう。

共 助 地域ぐるみの取り組み

■地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み

介護や医療サービスなどの専門機関と地域の様々な関係機関等が連携して、市民のみなさんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるための一体的な支援の仕組み(地域包括ケアシステム)の構築に向けた取り組みを行います。

- ・地域の要配慮者の早期発見等、見守り支援ネットワークづくり
- ・介護予防・生活支援サービス体制整備

■NPO・任意団体の福祉サービスとの連携強化

NPOと任意団体、福祉サービス事業者が力をあわせて、地域福祉を推進するために、専門機関のネットワークづくりに取り組みます。

- ・福祉団体に対する福祉サービスの研修会の開催
- ・福祉サービス事業者の情報提供・情報交換(団体定例会への参加等)

■保健・医療・福祉・教育機関等の連携体制構築

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らせるよう、切れ目のない保健・医療・福祉・教育等の支援体制の構築を推進します。

- ・保健・医療・福祉・教育等の支援体制に関するネットワークの構築
- ・保健・医療・福祉・教育機関の従事者に対する人材育成・資質向上のための研修会の開催

取り組み内容	役割を期待する組織等	H29	H30	H31	H32	H33
地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み	安芸市・市社協関係機関	実施	実施	実施	実施	実施
NPO・任意団体の福祉サービスとの連携強化	事業所 住民組織等	実施	実施	実施	実施	実施
		1回	1回	1回	1回	1回
保健・医療・福祉・教育機関等の連携体制構築	安芸市・市社協	実施	実施	実施	実施	実施

- ・保健・医療・福祉・教育機関等が連携して、障がい児者の切れ目ない支援体制づくりや、介護予防対策を推進します。
- ・単身の高齢者や障がい者などに対し、保健師の相談・訪問活動を充実します。
- ・元気バスは、利用者の増加とコスト削減を図りながらも、利用者状況やニーズを把握し、かつ効率的な運行に努めます。
- ・地域包括ケアシステム構築のための体制づくりを関係機関と連携しながら進めます。

4 ささえあい ～共助～ 地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり

(1)防災に対する意識を高めよう

現状と課題

東日本大震災を契機として、全国的に地域ぐるみでの防災活動への関心が高まっている中、南海トラフ地震対策に向けた取り組みが重要となっています。

ふだんから地域で協力し、要配慮者などの避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災などに関する情報を提供し、災害発生時や緊急時支援体制の強化を図ります。

第1次計画の評価及び課題

① 自主防災組織の活性化と災害時の連携強化

【取り組み内容と成果】

自主防災連絡協議会を年3回開催し、情報共有、連携と役割分担について協議しています。

安芸市総合防災訓練をはじめ、福祉ゾーンの避難訓練、災害救急医療活動訓練に多くの参加者を得ることができました。

【評価及び課題】

防災訓練のマンネリ化を防ぐため、新たな訓練内容の提案が必要となっています。各種訓練についても、より具体的で内容の濃い(児童生徒の参加・自主防主体)ものにしていく工夫が必要です。

② 災害時要配慮者の把握と情報共有

【取り組み内容と成果】

「見守り・助け合い支援システム」を活用し、高齢者実態把握活動(一人暮らし・高齢者のみ世帯の状況把握)、福祉事務所等関係機関と連携した要配慮者情報の把握、情報共有等を行っています。

「見守り・助け合い支援システム」は平成27年度に終了しました。

要配慮者支援班会議を6回開催し、情報共有を図っています。個別支援計画については各関係部署、自主防災組織、民生委員等と連携し、井ノローノ宮地区から策定を始めました。

【評価及び課題】

「見守り・助け合い支援システム」に変わる新たなシステムの導入や、システムに頼らない情報共有方法等について検討していく必要があります。

③ 災害ボランティアセンターの体制づくり

【取り組み内容と成果】

災害ボランティアセンターの体制構築として、安芸市災害ボランティアセンター運営委員会の開催や災害ボランティアセンター活動(役割分担)の模擬訓練等を実施しています。

- ・安芸市災害ボランティアセンター運営委員会の実施(2回)
- ・災害ボランティアセンター運営基礎訓練の実施(119名参加)

【評価及び課題】

日赤高知県支部との包括協定を受けて、安芸市社会福祉協議会職員に救急法指導員資格を取得させ、地域住民への伝達講習会を開くほか、防災教育事業に取り組む等、更なる体制づくりの充実が必要となっています。

取り組みの方向性

基本施策

- 自主防災組織の活性化と災害時の連携強化
- 災害時要配慮者の把握と情報提供
- 災害ボランティアセンターの体制づくり

今後の取り組み

自 助 自分自身や家族の取り組み

- ・地域の防災訓練に参加しましょう。
- ・家族で防災について話し合いましょう。
- ・災害時にすぐに避難できるよう、防災用品・避難場所・避難経路などを確認しましょう。
- ・日頃から、近所づきあいをし、顔見知りになっておきましょう。

互 助 隣近所など身近な範囲での取り組み

- ・地域の防災訓練への参加を呼びかけましょう。
- ・災害時の避難の際、隣近所で声をかけ合いましょう。
- ・子どもや一人暮らし高齢者、障がい者等、災害時や緊急時の要配慮者を把握しましょう。

■緊急時の役割分担と連携体制の構築

自主防災組織連絡協議会を通じて関係機関が連携し、地域での話し合いの機会を通じて要配慮者を日頃から見守る活動を進めます。

- ・自主防災組織との連携と役割分担

■災害時要配慮者支援システム（仮称）の活用

民生児童委員による実態把握調査をもとに、一人暮らし高齢者や高齢者世帯、障がい者世帯、また妊産婦など災害時要配慮者の支援策を関係機関で共有します。

- ・高齢者実態把握活動（一人暮らし・高齢者のみ世帯の状況把握）
- ・福祉事務所等関係機関と連携した要配慮者情報の把握
- ・「災害時要配慮者支援システム（仮称）」での情報提供

■災害ボランティアセンターの体制構築

安芸市災害ボランティアセンター運営委員会のもと、災害ボランティアセンターの役割分担の確認や模擬訓練、住民に対する啓発活動に取り組みます。

- ・安芸市災害ボランティアセンター運営委員会の開催
- ・災害ボランティアセンター活動（役割分担）の模擬訓練の実施

取り組み内容	役割を期待する組織等	H29	H30	H31	H32	H33
緊急時の役割分担と連携体制の構築	安芸市・市社協 自主防災	実施	実施	実施	実施	実施
災害時要配慮者支援システム（仮称）の活用	安芸市・市社協	実施	実施	実施	実施	実施
災害ボランティアセンターの体制構築	安芸市・市社協 運営委員	模擬訓練	模擬訓練	模擬訓練	模擬訓練	模擬訓練
		1回	1回	1回	1回	1回

- ・自主防災組織の活性化や関係機関との連携、資機材や備蓄品の確保など、防災体制の強化に努めます。
- ・学校や地域、団体で防災学習を行う場合、講師を派遣します。
- ・高齢者、障がい者、妊産婦等、災害時の避難行動要配慮者名簿の整備を行い、個別支援計画の策定、及び個別支援計画に基づいた訓練に取り組みます。
- ・安芸市社会福祉協議会に設置する災害ボランティアセンターに協力し、訓練を行います。

(2)安心・安全なまちを築こう

現状と課題

近年、幼児や児童が犯罪に巻き込まれるケースや、高齢者を中心とした振り込め詐欺の被害等もあり、防犯活動の更なる充実が求められています。

また、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加している中で、地域の中で安心して暮らしていくためには、地域住民の見守り活動が重要となってきました。

誰もが地域で安心・安全に暮らせるよう、交通安全対策や見守り活動等の強化に努めます。

第1次計画の評価及び課題

① 見守りネットワーク活動の推進

【取り組み内容と成果】

民生児童委員により、2年に1回の高齢者実態把握調査の個人台帳情報を、地域包括支援センターシステムに登録しました。

民生児童委員協議会・ボランティア団体の協力による、ふれあい型給食サービスとして、80歳以上の独居高齢者を対象に、手作り弁当の配食活動を行っています。高齢者見守り活動・生活支援活動推進のための定期的な安否確認訪問につながっています。

65歳以上高齢者の実態把握活動に取り組み、一人暮らし1,006人、高齢者のみ世帯754世帯(1,544人)の把握ができました。

【評価及び課題】

民生委員欠員地区の把握を行うとともに、見守り活動の推進について民生児童委員とともに協議していく必要があります。(平成28年度一斉改選にて欠員地区は解消しました。)

② 子ども・高齢者に対する交通安全啓発

【取り組み内容と成果】

高齢化の進展や高齢ドライバーの増加に伴い、高齢者の事故防止対策は、交通安全対策を実施するうえで大きな課題となっています。自転車や子どもが事故に遭う割合(82件中15件)も増えてきています。

【評価及び課題】

事故を1件でも減少させるためには、地道な交通安全啓発活動を交通安全市民会議傘下団体等の各種ボランティア団体に協力いただきながら推進し、市民全体の交通安全意識を向上させることが重要となっています。

③ 犯罪被害対策等の啓発

【取り組み内容と成果】

毎月 20 日登校時に、民生児童委員をはじめ、地域住民によるハッピースマイル運動として挨拶や見守り活動を行っています。

少年育成センターより不審者情報があった場合は民生児童委員に伝えています。

【評価及び課題】

見守り活動を継続し、活動を行っている様々な関係機関が連携し、お互いに顔の見える関係性を築いていく事が必要となっています。

取り組みの方向性

基本施策

- 見守りネットワーク活動の推進
- 子ども・高齢者に対する交通安全啓発
- 犯罪被害対策等の啓発

今後の取り組み

自 助 自分自身や家族の取り組み

- ・一人暮らしの高齢者や障がい者等、様子に変わりがないか、気にかけてみましょう。
- ・一人ひとりが交通ルールを守りましょう。
- ・悪徳商法に気をつけましょう。

互 助 隣近所など身近な範囲での取り組み

- ・悪徳商法や不審者を見かけたら、ご近所同士で注意や声かけをしましょう。
- ・地域で子どもや高齢者等を見守っていく方法を考えましょう。

■高齢者等見守りネットワーク活動の推進

安芸市高齢者見守りネットワークを普及啓発し地域の情報など高齢者等に関する日常生活の中での見守り活動を推進します。

- ・安芸市高齢者見守りネットワークの登録推進
- ・民生児童委員との連携

■交通安全教室等の実施

地域住民の集まる機会やイベントを捉え、交通ルールをはじめとした社会マナーの向上の意識づけを行います。

- ・交通安全運動への協力
- ・イベント等を活用した交通ルールや運転マナー向上の取り組み

■関係機関と連携した犯罪防止活動の推進

犯罪防止活動や犯罪減少活動に取り組み、子どもや高齢者・障がい者が被害にあわない地域づくりを進め、ハッピースマイル運動、通学路の交通安全、スクールガードリーダーの見守りパトロール、警察署等との緊密な情報交換を行います。

- ・お互いに顔の見える(知り合う)関係づくり(日常生活の中での見守り活動の推進)

取り組み内容	役割を期待する組織等	H29	H30	H31	H32	H33
高齢者見守りネットワーク活動の推進	安芸市・市社協 民児協等	実施	実施	実施	実施	実施
交通安全教室等の実施	安芸市・市社協 警察署	実施	実施	実施	実施	実施
		2回	2回	2回	2回	2回
関係機関と連携した犯罪防止活動の推進	安芸市・市社協 警察署等	実施	実施	実施	実施	実施

- ・見守りが必要な高齢者や障がい者等の実態把握に努め、企業や地域団体、住民に見守りネットワーク活動への協力を呼びかけます。
- ・高齢者や子どもを対象とした交通安全指導や啓発活動に取り組みます。
- ・防犯灯を計画的に整備します。
- ・地域の防犯教室の開催に協力します。

第5章

地区別アクションプラン

第5章 地区別アクションプラン

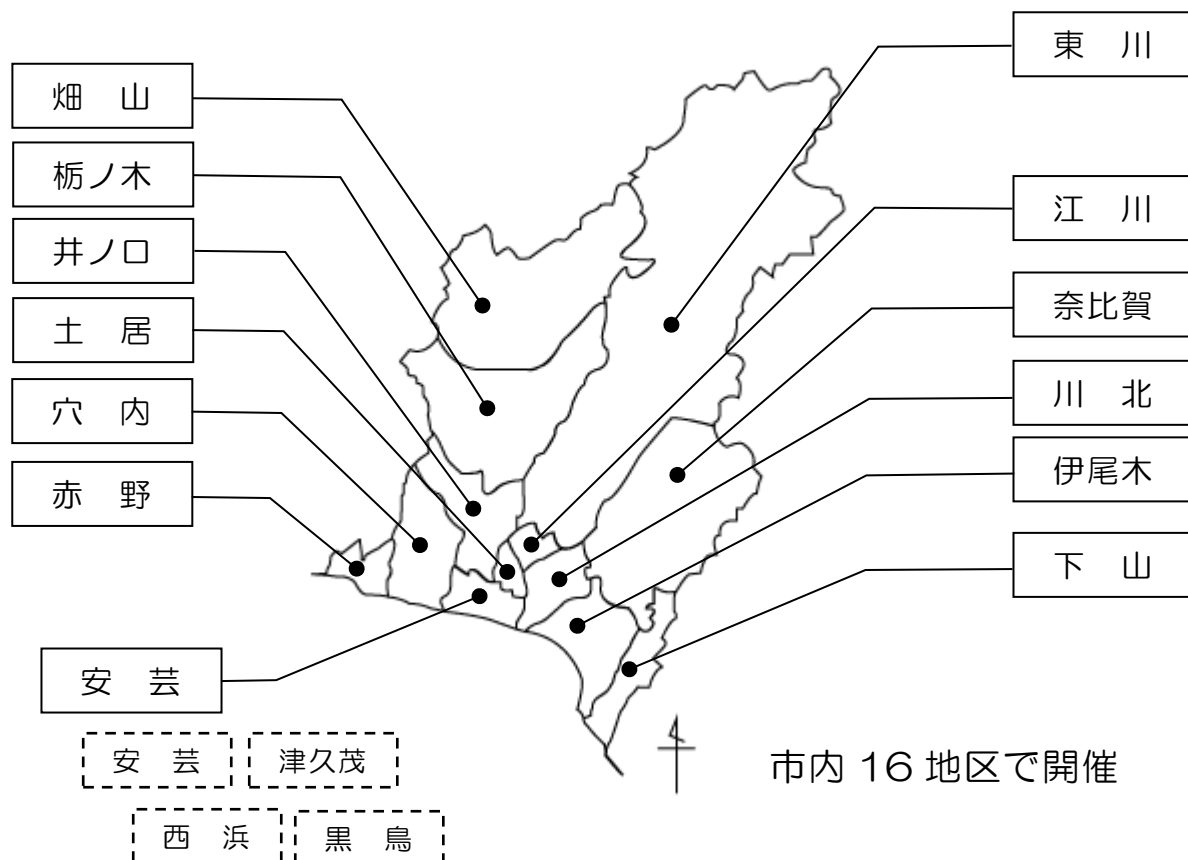
1 地区別アクションプランの推進

第2次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、地域住民のみなさんが主体となって取り組む、「住民の住民による住民のための計画」です。計画の策定にあたっては計画づくりそのものへの住民の参画が非常に重要となります。

今回計画の見直しにあたり、地区意見交換会（座談会・まちづくり懇談会）を 16 地区で実施し、延べ 553 名の地域の声をお聞きました。

この地区意見交換会では、参加者同士が地域の課題等について話し合い、解決策や目標を考えて頂き、それぞれ地域の意見を取りまとめ「地区別アクションプラン」として位置づけ、地区ごとに具体的な目標を定めることとしました。

2 地区意見交換会の概要



3 学校ヒアリングの意見（中学校、高校）

市立安芸中学校の生徒の意見

【学校や地域の自慢】

（学校の自慢）

- ・スローガン『AKI』（A…明るいあいさつ、K…きれいな学校、I…一緒に頑張る）の言葉のように、挨拶をしてきれいに掃除できている。
- ・真面目
- ・皆仲がいい
- ・行事では学年関係なく協力して意見を出し合って成功に向けて頑張っている（自分では発見できない考えなどがたくさん出てくることがあるので、そんな時に話し合いをして良かったと思う）

（地域の自慢）

- ・地域の人があたたかく親切
- ・自然が多い
- ・知り合いが多く住んでいる
- ・楽しく元気
- ・じゃこやナスなどの特産物がある
- ・食べ物がおいしい
- ・静か
- ・協力、助け合いができる
- ・薬局が多い
- ・知らない人でも話しかけてくれる
- ・挨拶したら返してくれる
- ・高齢者に優しい
- ・有名な場所がある
- ・皆仲がいい（地域の行事に参加した時に、地域の人との仲がいいと感じることがあった）



【「思いやりのある、お互いに助けあう、まち」であるために一番力をいれるところは何だと思いますか。】

- ・挨拶や会話を通して関係を深め、互いに助け合う
- ・日頃から挨拶をする。挨拶ができるまちはあたたかく争いも生まれないから。
- ・相手の気持ちにあって考える
- ・人づきあいを大切にする

清水ヶ丘中学校の生徒の意見

【学校や地域の自慢】

- ・挨拶（校外でもできている）
- ・落ち着いた校風（そんなに荒れていない）
- ・活気がある
- ・おばちゃんが優しくて元気
- ・自然がいっぱい、空気がきれい、川がきれい、川で泳げる
- ・防災対策ができている
- ・治安が良い
- ・食べ物、水道水がおいしい
- ・昨年度は延べ178名の生徒が各種ボランティア活動に参加した。基本的に生徒の自主的な参加となっており、ボランティア活動への意識が高いのが特徴。本校は校区に6校の小学校があり、PTAの組織も4支部から成っており、各支部での活動やそれぞれの支部が役割分担をして学校行事に協力してくださるなど地域の方々の学校への協力や学校に対する思いが大変大きいと感じている。

【「思いやりのある、お互いに助けあう、まち」であるために一番力をいれるところは何だと思いますか。】

- ・親切心を持つ
- ・ボランティアをする
- ・挨拶
- ・地域の人、近所の人との関わりを深める（挨拶、お裾分け）
- ・ことあるごとに地域住民が集って協力して行事や防災訓練などを行い、お互いがよく知っている関係を築き、それを保っていくことが、最初にやらなければならないことだと思う。その上でお互いが嫌な思いをせず気持ちよく生活できるように、人権尊重の意識を高めていくことが必要だと思う。



県立安芸中高等学校の生徒の意見

【学校や地域の自慢】

- ・中高仲がいい（体育祭は一昨年から縦割りで交流）
- ・伝統行事が多い（地域とのかかわりを大事にしている）
- ・海が近い、景色がいい
- ・中学生にとっては高校生という存在が新鮮、勉強になる
- ・ホームマッチが3日間ある
- ・部活動が多い
- ・地域と密着している（中高通して小学校や施設に行って体験できる）

【「思いやりのある、お互いに助けあう、まち」であるために一番力をいれるところは何だと思いますか。】

- ・歩行者用信号機を音が鳴るものにしてほしい
- ・住んでいる地域の行事に参加する

【大人になったらどこに住みたいですか】

○安芸市に住みたい理由

- ・県外に出て経験を積んで、安芸市に戻ってきたい

○安芸市以外に住みたい理由

- ・地震と津波が怖い



安芸桜ヶ丘高等学校の生徒の意見

【学校や地域の自慢】

(学校)

- 昔と印象が違う (いい方向に)
- やることが明るく大きくなってきた
- 学校をより良くするために生徒会で集まる機会が増えた (話し合いの機会を増やすため、水曜日のお昼に集まるようにした)
- 地域に出ていく回数が多い (キャンドルナイトで列車の飾りつけや防災倉庫を建てるなど、学校のエリア外での活動も多い)
- 秋の全国交通安全運動に生徒会が参加

(地域)

- ビジネス応援部で活動している時、人があったかいと感じる (「がんばりゆうね」と言ってもらえたり、ラーメンを本町のコミセンでやっていた時も「もっとこうしたらいいよ」と色々意見をくれた)

【「思いやりのある、お互いに助けあう、まち」であるために一番力をいれるところは何だと思いますか。】

- 挨拶
- さり気ない気遣い
- 高齢者や障がい者と意見交換することがないので、その人たちがしてほしいことを直接聞いてみたい
- 自分たちの世代に高齢者のことを教えてほしい (近所にはいるが、朝などあまり会わない)

【その他意見】

- コンビニやスマイルあきしかないので、高校生や学生が自由に集まって話せる場所がほしい
- 高速道路を10年以上かけて造る話があるが、家がかぶさっている場所があると聞いたので、その辺の明確な説明がほしい
- 安芸に住んでいても地域のことを知らないなので、地域について勉強できる機会がほしい

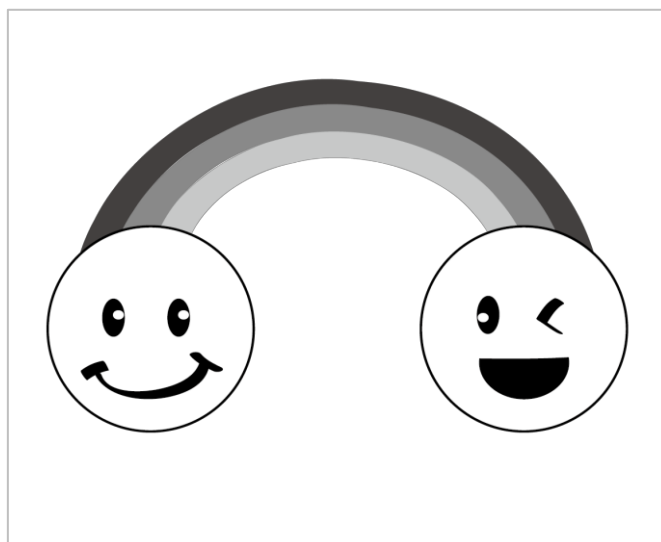




高校生と共に、地域福祉をすすめています。

安芸市の障害福祉活動の広報、普及啓発を図り、安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めることを目的として、県立安芸桜ヶ丘高等学校の情報ビジネス科デザインコース2年生（依頼当時）7名に広報チラシ、パンフレット、安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画、障害福祉事業などで使用するロゴマークの制作を依頼しました。

プレゼンテーション、選考委員会を経て、『みんなちがってみんないい』に決定しました。一人一人が持つ個性を色で表しており、スマイルマークを虹でつないでいます。



4 赤野地区アクションプラン

地区の状況

赤野地区は、市の西端に位置し、桜浜の桜並木は、訪れる人の目を楽しませています。

地区中心部を流れる赤野川をはさみ地区一帯にナスのビニールハウスが広がる園芸の盛んな地区で、伝統芸能の赤野獅子舞は大元神社、住吉神社前の浜で奉納され、地域住民で賑わいます。公民館活動も盛んで、子どもから高齢者まで様々なサークル活動で活用されています。



【人口等】

	世帯数	人口	65 歳以上				75 歳以上		障がい者	子ども
			高齢者数	高齢化率	独居	世帯	高齢者数	高齢化率		
年 単位	世帯	人	人	%	世帯	世帯	人	%	人	人
平成 23 年	579	1,332	474	35.6	46	43	272	20.4	125	130
平成 28 年	532	1,176	487	41.4	43	48	250	21.3	125	108

【社会資源】

公共施設等	赤野公民館、赤野駐在所
集会所	赤野山田集会所 東赤野集会所 叶岡集会所 太夫屋地集会所 桜浜集会所 住吉集会所 赤野西寄集会所
学校	赤野小学校
保育所等	赤野保育所
福祉・保健・医療・施設等	(相談)在宅介護支援センターやながれ (高齢者)特別養護老人ホーム「八流荘」 ホームヘルプステーションやながれ デイサービスセンターやながれ (障がい者)障害者支援施設あき

主な地区の活動(イベント等)

- ・ 赤野地区交歓ビーチボールバレー大会
- ・ 赤野穴内交歓ピットリマラソン大会
- ・ 赤野防災訓練
- ・ 赤野敬老会（日赤主催）
- ・ 赤野地区民運動会
- ・ 赤野地区ビアホール
- ・ いきいき百歳体操
- ・ 高齢者ミニデイサービス（かもめサロン）
- ・ フリーマーケット
- ・ 成人を祝う会（婦人会主催）
- ・ 子育てサークル

等

【敬老会の様子】



【座談会の様子】



意見交換会より

主な課題等

- ・ 人口減により地域活動が停滞。
- ・ 芸西村と同じ生活圏にあり、安芸市と比較し芸西村に魅力を感じる住民が多い。
- ・ 自主防災活動の充実。
- ・ 赤野の活動を統括する組織が必要。
- ・ 空地の有効活用を検討。
- ・ 子育て世代の減少。
- ・ 人が少なく、イベントを開催しても、参加者もスタッフも少ない。

関係団体ヒアリング調査より

主な意見

- ・ボランティアが固定化していることと、だんだん高齢化してきていること。
- ・新しく関わってくれる人の確保が難しい。
- ・日常からのご近所同士のコミュニケーションをとる。または復活させること。
- ・日頃から意見や希望を直接聞いて回ったりすることでもしてみたらどうか。
- ・役員頼みの活動は限界にきているのではないかと。少しずつでも関わる人をいかに増やすかが大事ではないかと思う。

赤野小学校の児童の意見

【地域の自慢】

- ・地域の人や来校した人に挨拶ができる。
- ・地域の人が学校を綺麗にしてくれる。
- ・赤野川が綺麗で泳げる。
- ・全校生徒の仲が良く、みんな外で元気に遊ぶ。

【大人になったらどこに住みたいですか】

○安芸市に住みたい理由

- ・住み続けたいが、都会にも行ってみたい。
- ・住み慣れているから。
- ・他の所にも行って人との関わりをもちたい。
友達を増やしたい。



赤野地区の目指す姿（目標）：人とのつながりが広がる地域

※「★」は、この5年間でより重点的に取り組んでいく「地区版チャレンジ事業」です

（１）出会いのための人づくり・場所づくり

～地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関すること～

- いきいき百歳体操を継続して実施します。
- あかの元気アップ講座を継続して実施します。
- ★各活動の参加者とスタッフの増加に取り組みます。

（２）認め合い・理解し合える意識づくり

～地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること～

- 小学校と地域との交流のためのコミュニティスクールを継続していきます。
- 地区の伝統文化である赤野獅子舞保存会の活動を継続していきます。
- ビアホールの開催等、現在の活動を継続していきます。
- ★各取り組みが連携できる仕組みづくりを地域で検討していきたい。

（３）暮らしを支える福祉のネットワークづくり

～地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関すること～

- 地域性に応じた地区社会福祉協議会機能の強化を引き続き行います。
（地区社会福祉協議会活動の活性化）
- ★地域の情報の把握や情報交換を行いたい。（専門的な知識、技術を持った人材の発掘等）

（４）地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり

～地域における要配慮者に係る情報の把握・共有及び安否確認に関すること～

- 引き続き見守り・助け合いなど日常の見守りネットワークづくりに継続して取り組みます。
- 引き続き防災訓練を地域で充実し、災害時対策への意識を高めるとともに、災害時に適切な行動がとれるようにします。
- ★自主防災会の活動等により、近隣住民のつながりを深め、災害時に地域で備えます。
（自主防災組織の細分化等）

5 穴内地区アクションプラン

地区の状況

穴内地区は、市中心部から西に位置し、地区内には集落が点在しており、国道 55 号線沿いに青くて広い海がパノラマいっぱいひろがり、山沿いにはビニールハウスがきらめき、ナスの栽培が盛んな地区です。

新城の東八幡宮、西地の十二所神社から2つの神輿(みこし)が担がれ、各所で担ぎ上げる奉納祭は、地元の名物です。また、東八幡宮の大桜(エドヒガンサクラ)は、高知県下で3番目(2本のうちもう1本は5番目)に大きく、風雨に負けず力強く 300 年の時を刻んでいます。

穴内地区社会福祉協議会は、安芸市の中で一番はじめに設立組織化され、ふれあいサロン活動や文化祭など公民館や地区社会福祉協議会の活動により、地域福祉が充実しています。



【人口等】

	世帯数	人口	65 歳以上				75 歳以上		障がい者	子ども
			高齢者数	高齢化率	独居	世帯	高齢者数	高齢化率		
年 単位	世帯	人	人	%	世帯	世帯	人	%	人	人
平成 23 年	343	852	289	33.9	8	12	163	19.1	75	85
平成 28 年	322	767	350	45.6	10	17	180	23.5	78	85

【社会資源】

公共施設等	穴内公民館	
集会所	八丁集会所 穴内西地集会所 穴内立花集会所	奥ノ谷集会所 八丁ノ下集会所 穴内大平・新城集会所
学校	穴内小学校	
保育所等	穴内保育所	
福祉・保健・医療・施設等	—	

主な地区の活動(イベント等)

- ・ 地区民運動会
- ・ 小学校、保育園との交流
- ・ ふれあい給食
- ・ 敬老会
- ・ 子ども神輿
- ・ 神祭、獅子舞
- ・ ぴったりマラソン
- ・ 箸拳大会
- ・ ビアホール
- ・ サロン活動
- ・ 文化祭

等

【子どもとの交流】



【いきいき百歳体操の様子】



意見交換会より

主な課題等

- ・ 参加者の減少。
- ・ 若者の減少。
- ・ 人が集まる機会が少なくなった。
- ・ 将来の買い物が不安。
- ・ 地域の行事に若い世代（40・50代）の参加が少ない。
- ・ 各団体で高齢化が進み、後継者不足。

関係団体ヒアリング調査より

主な意見

- ・ 民生児童委員の方々との連携を強化していきたい。
- ・ 若い人たちとの交流の場がなくなりつつあると考える。『公民館』の名称も今の時代の若者には受け入れにくい。

穴内小学校の児童の意見

【地域の自慢】

- ・ 米作り（苗を作って干すところまで。苗作りは５・６年生。田植え、稲刈りは全校生徒。）
- ・ 地域の人と味噌やキムチを作っている。（地域に行ったり学校に来てもらったり。）
- ・ 子ども食堂
- ・ 神祭での子ども神輿
- ・ 桜が２番目に大きい八幡がある。
- ・ 文化祭
- ・ 野菜作り

【大人になったらどこに住みたいですか】

○安芸市に住みたい理由

- ・ 自然が多い。
- ・ 都会より静か。
- ・ 他に行く理由がない。
- ・ 知り合いがいる。



穴内地区の目指す姿（目標）：あったかな仲間といつまでも暮らせる地域

※「★」は、この5年間でより重点的に取り組んでいく「地区版チャレンジ事業」です

（1）出会いのための人づくり・場所づくり

～地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関すること～

○引き続き、地域の高齢者の交流の場として地域に定着させていきます。

★いきいき百歳体操の継続に地域で努めます。

（2）認め合い・理解し合える意識づくり

～地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること～

○現在行っている活動等を継続して地域で実施していきます。

★多世代活動を通じて、新たな担い手の確保に地域で努めます。
（文化祭、神輿、獅子舞、ビアホール等）

（3）暮らしを支える福祉のネットワークづくり

～地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関すること～

○引き続き、地域性に応じた地区社会福祉協議会機能の強化に努めます。

★地域で声かけをして、もっと多くの年代や住民を交えてのまちづくり懇談会や座談会を開催します。

（4）地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり

～地域における要配慮者に係る情報の把握・共有及び安否確認に関すること～

○引き続き、見守り・助け合いなど日常のネットワークづくりに地域で取り組んでいきます。

○自主防災組織の活動の充実を地域で図ります。

★地域が協力をして、防災マップ作りに取り組んでいきます。

6 津久茂公民館区アクションプラン

地区の状況

津久茂地区は、県都高知市から東へ約 40 kmの市中心部に位置する旧安芸町のうち、球場前交差点から西にあたる地区です。

地区の中心を国道 55 号が横断し、旧安芸町の玄関口となっています。津久茂地区には安芸市最大の漁港である安芸漁港があり、シラス漁が盛んに行われています。

最近では、ちりめんじゃこを使ったちりめん井や安芸まるごと井も有名です。また、県道高知安芸自転車道線の終点もあり、サイクリング愛好者も多く見られます。

昔から、地元で住んでいる方がたくさんいて、顔なじみの付き合いが多い地区です。



【人口等】

	世帯数	人口	65 歳以上				75 歳以上		障がい者	子ども
			高齢者数	高齢化率	独居	世帯	高齢者数	高齢化率		
年 単位	世帯	人	人	%	世帯	世帯	人	%	人	人
平成 23 年	218	476	142	29.8	31	16	80	16.8	48	43
平成 28 年	205	415	170	41.0	32	15	78	18.8	57	44

【社会資源】

公共施設等	津久茂公民館
集会所	馬ノ丁集会所
学校	—
保育所等	—
福祉・保健・医療・施設等	—

主な地区の活動(イベント等)

- いきいき百歳体操
- サロン活動
- 子どもとの交流活動
- 友愛訪問活動
- 高齢者の見守り活動
- 自主防災組織活動
- 子ども神輿

等

【座談会の様子】



意見交換会より

主な課題等

- 参加者の減少、固定化。
- ボランティアの減少。
- 高齢化。
- 若い世代の地域行事への参加が少ない。

主な意見

- ・高齢者夫婦、高齢者の1人住まいなどが多くなってきた。
- ・地域でコミュニケーションをとることに必要性を感じない人が多い。
- ・人材不足、後継者不足。

安芸第一小学校の児童の意見

【地域の自慢】

- ・ナスとじゃこがおいしい（特にじゃこは専門店が何店舗もあるので是非立ち寄ってみて！）
- ・給食で地元の野菜やじゃこを使っている（15日は「じゃこの日」で給食にじゃこが出る。ナスは17日でナスのたたきがおすすめ。）
- ・学校に登校する時に地域の人に挨拶できている。

【大人になったらどこに住みたいですか】

○安芸市に住みたい理由

- ・安芸市には自然がいっぱいでおいしいものもたくさんあるから。
- ・地域の人とも知り合っているから。
- ・知っている人がたくさんいて、助け合うことができるから。
- ・空気もきれいだし知っている人がいるから。
- ・安芸市は海も山もあるから両方の新鮮な食べ物を食べることができるから。

津久茂公民館区の目指す姿（目標）：世代交代ではなく、世代がつながる地域

※「★」は、この5年間でより重点的に取り組んでいく「地区版チャレンジ事業」です

(1) 出会いのための人づくり・場所づくり

～地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関すること～

- 現在行っている活動を通じて、後継者を地域で育ててきます。
- 行事のお知らせ(案内)を出す等、地域の活動の情報発信を地域で行います。
- ★まちづくり懇談会、座談会を継続して地域で開催し、若い人材と一緒に、地域を活性化させていきたい。

(2) 認め合い・理解し合える意識づくり

～地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること～

- いきいき百歳体操やサロン活動等、現在の活動を地域で継続していきます。
- ★自分自身の体力づくりと、防災の事業とうまく組み合わせてみる等、地域で実施方法を検討していきたい。

(3) 暮らしを支える福祉のネットワークづくり

～地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関すること～

- 現在行っている活動を通じて世代間の交流・新しい人の参加を地域で促していきます。
- ★昔あった隣近所のつながりを復活させるため、子どもも大人も挨拶をすることから始めてみます。

(4) 地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり

～地域における要配慮者に係る情報の把握・共有及び安否確認に関すること～

- 引き続き、防災訓練活動を地域で実施していきます。
- 引き続き、高齢者の見守り活動を地域で行っていきます。
- 防災訓練にひとりでも多く参加してもらえよう、地域で情報発信を行っていきます。
- ★防災訓練を地域の主体で行い、自分達で取り組んでみることから始めます。

7 西浜公民館区アクションプラン

地区の状況

西浜地区は、県都高知市から東へ約 40 kmの市中心部に位置する旧安芸町のうち、井ノ口通りから西にあたる地区です。地区の中心を国道 55 号や本町通りが横断し、交通の要所となっています。また、昔ながらの街並みや住宅が軒を連ねており、観光客の散策経路にもなっています。安芸市営球場や補助グラウンド、安芸ドームなどの公共施設や、桜ヶ丘高等学校があり、文化やスポーツの中心地となっています。地区の中央付近にある西八幡神社はとても大きく、多くの参拝客が訪れます。

地区民運動会や、人権フルマラソンといったイベントも地元の人が中心となって行われ、多数の参加者で賑わいます。



【人口等】

年 単位	世帯数	人口	65 歳以上				75 歳以上		障がい者	子ども
			高齢者数	高齢化率	独居	世帯	高齢者数	高齢化率		
平成 23 年	598	1,115	349	31.3	109	54	185	16.6	218	139
平成 28 年	538	974	371	38.1	117	51	181	18.6	207	132

【社会資源】

公共施設等	西浜公民館 市民館 児童センター 市営球場 安芸ドーム
集会所	染井集会所 千歳集会所
学校	安芸桜ヶ丘高等学校
保育所等	染井保育所
福祉・保健・医療・施設等	(障がい者) ゆうハート安芸 (医療) 宇都宮内科

主な地区の活動(イベント等)

- ・ 地域交流運動会
- ・ 人権フルマラソン
- ・ 三世代交流餅つき、料理教室
- ・ 防災訓練
- ・ 地域交流ビアホール
- ・ 高齢者と子どもとの交流
- ・ 地区外との交流
- ・ 避難タワーを活用しての花火鑑賞会

等

【餅つきの様子】



【子ども神輿の様子】



意見交換会より

主な課題等

- ・ 参加者やボランティアの高齢化や固定化。
- ・ 今の活動状態がいつまで続くか不安。
- ・ 若い方との交流が少なくなっている。
- ・ 地域は広いものの、過疎化している。
- ・ 次世代の育成が急務。

関係団体ヒアリング調査より

主な意見

- ・スタッフが少ない為、地区の活動を広げることができないのが課題である。
- ・50歳代の若い世代が少なく、身近な高齢者同士がお互いに見ている状況である。
- ・地域と住民との関わり方が変わりつつあり、生活設計の違いなどから、土曜、日曜での行事や活動に集まって欲しい若い人や、若い世帯が集まらない。どのような方法があるのか考えている途中である。
- ・他地域での成功事例や無理のない地域での実情にあった実行しやすいアドバイスが欲しい。

安芸第一小学校の児童の意見

【地域の自慢】

- ・ナスとじゃこがおいしい（特にじゃこは専門店が何店舗もあるので是非立ち寄ってみて！）
- ・給食で地元の野菜やじゃこを使っている（15日は「じゃこの日」で給食にじゃこが出る。ナスは17日でナスのたたきがおすすめ。）
- ・学校に登校する時に地域の人に挨拶できている。

【大人になったらどこに住みたいですか】

○安芸市に住みたい理由

- ・安芸市には自然がいっぱいでおいしいものもたくさんあるから。
- ・地域の人とも知り合えているから。
- ・知っている人がたくさんいて、助け合うことができるから。
- ・空気もきれいだし知っている人がいるから。
- ・安芸市は海も山もあるから両方の新鮮な食べ物を食べることができるから。

西浜公民館区の目指す姿（目標）：地域活動を通して交流が生まれる地域

※「★」は、この5年間でより重点的に取り組んでいく「地区版チャレンジ事業」です

（１）出会いのための人づくり・場所づくり

～地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関すること～

○引き続き、交流から広まった輪を大切に、地域の担い手を地域で育てていきます。

★若い人材を確保するためにも、親子で参加できるイベント、行事を増やしていきます。
（地域交流ビアホール、花火鑑賞会等）

（２）認め合い・理解し合える意識づくり

～地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること～

○現在実施している活動の維持、継続を地域で行います。

★40歳、50歳代を地域活動に参加してもらうための検討、活動を地域で行っていきます。

（３）暮らしを支える福祉のネットワークづくり

～地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関すること～

○引き続き、情報提供・情報発信の仕組みづくりに地域で努めていきます。

★多世代交流活動を充実させていくために地域で検討していきます。
（硬筆教室を活用した行事参加への呼びかけ、人権フルマラソン、コマ回し等昔遊びと組み合わせたお菓子、料理教室）

（４）地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり

～地域における要配慮者に係る情報の把握・共有及び安否確認に関すること～

○引き続き、高齢者等の閉じこもり防止運動を地域で行っていきます。

★災害に対する危機感の向上と、防災訓練のマンネリ化解消に地域で努めます。

8 安芸公民館区アクションプラン

地区の状況

安芸地区は、県都高知市から東へ約 40 kmの市中心部に位置する旧安芸町のうち、井ノ口通りから東にあたる地区です。地区の中心を国道 55 号が横断し、県東部地域最大の市街地を形成し、観光施設である安芸観光情報センター、安芸駅ちばさん市場をはじめ、安芸市役所、市民体育館などの公共施設や、県立あき総合病院や総合社会福祉センターなど医療・福祉機関が集中する地区です。

旧安芸町から代々続く、地域のつながりが残り、自然に囲まれたゆるやかな環境の下で、市街地でありながら人と人とのふれあいが大切に残る地区です。

市納涼祭や産業祭、地区民運動会、保育祭り、元気フェスタなど世代を超えて集まれるイベントが多数開かれ、開催中は多くの住民で賑わいます。



【人口等】

年 単位	世帯数	人口	65 歳以上				75 歳以上		障がい者	子ども
			高齢者数	高齢化率	独居	世帯	高齢者数	高齢化率		
平成 23 年	2,637	5,532	1,585	28.7	262	192	828	15.0	368	865
平成 28 年	2,523	5,107	1,724	33.8	291	170	874	17.1	380	797

【社会資源】

公共施設等	安芸公民館 市民体育館 女性の家 安芸市防災センター 安芸市健康ふれあいセンター「元気館」 武道館 安芸駅ちばさん市場	市民会館 市民図書館 老人憩いの家 高知県安芸総合庁舎 安芸警察署 市民プール
集会所	川向集会所 宝永集会所 日ノ出集会所	清和集会所 港町集会所 柳田集会所

学校	安芸第一小学校 県立安芸中高等学校	安芸中学校
保育所等	安芸保育所 たんぼぼ乳児保育所	矢ノ丸保育園 海の星幼稚園
福祉・保健・医療・施設等	(相談) 安芸市地域包括支援センターひまわり 在宅介護支援センターはまかぜ 居宅介護支援事業所EASTマリン 居宅介護支援事業所西田順天堂東部 東部ケアプランセンター花 居宅介護支援事務所もりさわ 居宅介護支援事業所ケアサポートあき 障害者相談支援センターあき 障害者就業・生活支援センターポラリス 土佐の太平洋高気圧 (高齢者) ホームヘルパーステーションあき ヘルパーステーションあったか 森澤病院訪問看護事業所 訪問看護ステーションあき 訪問リハビリテーション森澤病院 デイサービスセンターはまちどり 託老所わすれな草 デイサービスセンターあったか 森澤病院通所リハビリ 通所リハビリテーションEASTマリン 訪問入浴ステーションあき 小規模多機能型居宅介護事業所南風 グループホームひのでの館 あきあったかふれあいセンター (障がい者) 安芸市ワークセンター ヒューマンケア安芸 (医療) あき総合病院 高知高須病院附属安芸診療所 EASTマリンクリニック すぎもと眼科 安芸えきまえ耳鼻科 つつい脳神経外科 岡崎歯科クリニック せんとく歯科 長野歯科 森岡歯科医院 (その他) 安芸本町コミュニティーセンター	
		森澤病院 尾木医院 矢の丸眼科 津田クリニック 有澤歯科クリニック おぎ歯科医院 津田歯科医院 松田歯科医院 森澤病院歯科

主な地区の活動(イベント等)

- ・いきいき百歳体操
- ・サロン活動
- ・老人クラブの活動
- ・地区民運動会
- ・餅つき大会
- ・町内会活動
- ・座談会
- ・友愛訪問活動
- ・高齢者の見守り活動
- ・自主防災活動

等

【日ノ出町お月見の様子】



【座談会の様子】



意見交換会より

主な課題等

- ・参加者の減少、固定化。
- ・地区によって町内会のまとまりがない。
- ・空き家の増加。
- ・町内会や集会所がない地区がある。
- ・防災訓練を続けてきたが世代交代ができていない。
- ・組織はあるが、活動内容が限られ、地域の見守りに至っていない。

主な意見

- とにかく会となると参加が少なく、特定の人のみであり地域での助け合い、支え合いの必要性を感じていないのではないか。
- 何よりも地域住民の間に生活上のコミュニケーションが根底にないといけない。
- どんな会でも高齢者が多い。若い層（青年会議所、商工会議所等）に呼びかけては。選挙権も18歳に下がったので思い切って高校生にも参加をお願いしたらどうだろう。若い人の考えも聞きたいと思うが。

安芸第一小学校の児童の意見

【地域の自慢】

- ナスとじゃこがおいしい（特にじゃこは専門店が何店舗もあるので是非立ち寄ってみて！）
- 給食で地元の野菜やじゃこを使っている（15日は「じゃこの日」で給食にじゃこが出る。ナスは17日でナスのたたきがおすすめ。）
- 学校に登校する時に地域の人に挨拶できている。

【大人になったらどこに住みたいですか】

○安芸市に住みたい理由

- 安芸市には自然がいっぱいでおいしいものもたくさんあるから。
- 地域の人とも知り合えているから。
- 知っている人がたくさんいて、助け合うことができるから。
- 空気もきれいだし知っている人がいるから。
- 安芸市は海も山もあるから両方の新鮮な食べ物を食べることができるから。



安芸公民館区の目指す姿（目標）：

小さな交流が重なり、ふれあいの輪が広がる地域

※「★」は、この5年間でより重点的に取り組んでいく「地区版チャレンジ事業」です

(1) 出会いのための人づくり・場所づくり

～地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関すること～

○引き続き、交流から広まった輪を大切に、地域の担い手を育てていきます。

★世代間交流の場や、身近な範囲で集まれる場所を地区で再構築していきます。

(2) 認め合い・理解し合える意識づくり

～地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること～

○現在行っている活動等を継続して実施していきます。

★地域であいさつ運動に取り組んでいきます。

(3) 暮らしを支える福祉のネットワークづくり

～地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関すること～

○引き続き、情報提供・情報発信に地域で努めます。

○日常生活エリアの課題や問題等、共通するテーマを見つけ地域全体に広がっていきます。

○他の活動と合同で行う等、活動を通じたネットワークを地域で広がっていきます。

★まちづくり懇談会や座談会への参加者を増やします。

(4) 地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり

～地域における要配慮者に係る情報の把握・共有及び安否確認に関すること～

○引き続き、一人暮らし高齢者等の見守り活動を行っていきます。

★自主防災組織の充実を図り、災害に地域で備えます。

9 黒鳥公民館区アクションプラン

地区の状況

黒鳥地区は、県都高知市から東へ約 40 kmの市中心部に位置する旧安芸町のうち、江ノ川から北にある黒鳥と植野、西浜にあたる地区です。地区の中心を県道安芸物部線が縦断し、市街地と井ノ口地区を結んでいます。

地域の南部には、戦国時代安芸地方を治めた豪族、安芸氏の菩提寺であり、最後の武将安芸国虎が眠っている浄貞寺があります。寺の山門は市の有形文化財に、国虎の墓は県の有形文化財に指定されています。また山門前には、安芸市出身の作曲家、弘田龍太郎の曲碑「お山のお猿」が設置されています。

地域活動として地区民運動会、子ども会・老人クラブ・サークル活動・地域の見守り活動などが行われています。



【人口等】

年 単位	世帯数	人口	65 歳以上				75 歳以上		障がい者	子ども
			高齢者数	高齢化率	独居	世帯	高齢者数	高齢化率		
年	世帯	人	人	%	世帯	世帯	人	%	人	人
平成 23 年	186	480	158	32.9	13	21	84	17.5	34	80
平成 28 年	186	449	154	34.3	18	23	84	18.7	38	64

【社会資源】

公共施設等	黒鳥公民館
集会所	—
学校	—
保育所等	—
福祉・保健・医療・施設等	—

主な地区の活動(イベント等)

- 地区民運動会
- 子ども会、老人クラブ、サークル活動
- 地域の見守り活動
- 自主防災活動
- 友愛訪問活動
- 忘年会

等

【座談会の様子】



意見交換会より

主な課題等

- 少子高齢化の進行。
- 後継者がいない。
- 地域の中でのつながりが無い。
- 参加者の減少、固定化。
- 防災無線の内容が分からない。
- 敬老会、青年団、婦人会もなくなった。
- 今後の人材育成も含め対策が必要。

主な意見

- ・ 民生児童委員の方も、黒鳥公民館の運営委員の一員として活動して頂いているので、連携は充分とれています。
- ・ 活動を行ううえで参加できていない方への声かけなどが必要だと思う。参加できている人が誘い合ってもらえたら良い。

安芸第一小学校の児童の意見

【地域の自慢】

- ・ ナスとじゃこがおいしい（特にじゃこは専門店が何店舗もあるので是非立ち寄ってみて！）
- ・ 給食で地元の野菜やじゃこを使っている（15日は「じゃこの日」で給食にじゃこが出る。ナスは17日でナスのたたきがおすすめ。）
- ・ 学校に登校する時に地域の人に挨拶できている。

【大人になったらどこに住みたいですか】

○安芸市に住み続けたい理由

- ・ 安芸市には自然がいっぱいでおいしいものもたくさんあるから。
- ・ 地域の人とも知り合っているから。
- ・ 知っている人がたくさんいて、助け合うことができるから。
- ・ 空気もきれいだし知っている人がいるから。
- ・ 安芸市は海も山もあるから両方の新鮮な食べ物を食べることができるから。

黒鳥公民館区の目指す姿：顔の見える関係を隣近所で築く地域

※「★」は、この5年間でより重点的に取り組んでいく「地区版チャレンジ事業」です

(1) 出会いのための人づくり・場所づくり

～地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関すること～

- 引き続き、地区民運動会等の交流から広まった輪を大切に、地域の担い手を育てていきます。
- 近所の人などと集まって話す場を地区で増やしていきます。
- ★敬老会の復活を地区で目指します。

(2) 認め合い・理解し合える意識づくり

～地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること～

- 多世代交流活動を地域で実施します。
- 今ある活動をつらくならない程度に工夫しながら継続していきたい。
- ★世代交替のための取り組みを地域で検討し、実施していきます。
(子ども会活動、サークル活動、ウォーキング大会、忘年会等)

(3) 暮らしを支える福祉のネットワークづくり

～地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関すること～

- 引き続き、情報提供、情報発信に地域で努めます。
- ★日頃から地域で声をかけあい、つながりのある地域づくりを行います。

(4) 地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり

～地域における要配慮者に係る情報の把握・共有及び安否確認に関すること～

- 引き続き、高齢者等見守りネットワーク活動を推進していきます。
- ★自主防災組織の充実を図り、災害に地域で備えます。

10 井ノ口地区アクションプラン

地区の状況

井ノ口地区は、安芸川河口より約4km上流に位置する平野部で、東は安芸川、西は妙見山に囲まれたのどかな田園地帯が広がりハウス園芸が盛んな地区です。

三菱グループの創始者である岩崎彌太郎の生誕地であり、その生家には多くの観光客が訪れ地域を賑わせています。また、生家横には岩崎彌太郎銅像が威風堂々と、太平洋を見据えながら建っています。そのほかにも、彌太郎ゆかりの星神社では、「吾れ志を得ずんば、再び帰りてこの山に登らじ」と誓ったと伝えられています。地区社会福祉協議会が行うミニデイサービスは、地元小学校との連携により、子どもと高齢者のお互いの学びの場、交流の場になっています。



【人口等】

年 単位	世帯数	人口	65歳以上				75歳以上		障がい者	子ども
			高齢者数	高齢化率	独居	世帯	高齢者数	高齢化率		
平成23年	946	2,230	719	32.2	113	84	370	16.6	156	277
平成28年	897	2,036	772	37.9	112	112	383	18.8	164	261

【社会資源】

公共施設等	井ノ口公民館、井ノ口駐在所	
集会所	一ノ宮(過疎団地)集会所 宮ノ上集会所 国重集会所 黒岩集会所	高台寺集会所 松原集会所 横立集会所 一ノ宮集会所
学校	井ノ口小学校	
保育所等	井ノ口保育所	
福祉・保健・医療・施設等	(高齢者)通所介護みずぐるま	

主な地区の活動(イベント等)

- ・サロン活動
- ・婦人会活動
- ・地区民運動会
- ・敬老会
- ・妙見山登山
- ・ミニデイサービス
- ・いきいき百歳体操、かみかみ体操
- ・公民館祭り
- ・自主防災活動
- ・認知症の勉強会
- ・ラジオ体操

等

【ミニデイサービスの様子】



【敬老会の様子】



意見交換会より

主な課題等

- ・買い物が困難になってきた。
- ・サロンスタッフの高齢化。
- ・世代間の交流が少ない。
- ・行事の担い手不足。
- ・子どもが少なくなった。

関係団体ヒアリング調査より

主な意見

- ・ミニデイサービス（サロン）の参加者は、女性中心になっており、男性の参加しやすいように活動内容や運営形態を工夫する必要がある。
- ・地区民運動会では、核家族化が進む中で、高齢者等に接する機会がない子どもと地域の大人（高齢者）の世代間交流の機会を提供して行く事が必要。
- ・公民館活動で地域の子どもの見守り隊として、地域全員で子ども達を支え合っていく手助けとして「公民館だより」で子ども達の情報を、少しでも発信し続ける必要がある。

井ノ口小学校の児童の意見

【地域の自慢】

- ・学校では、クラスの皆が優しい。
- ・休み時間は元気に遊んでいる。（ドッジボール、キックベースなど）
- ・困っている時に助けてくれる。

【大人になったらどこに住みたいですか】

○安芸市に住み続けたい理由

- ・自然が多い。
- ・優しい。
- ・家族がいる
- ・助けてくれる。
- ・知り合いが多く、安心できる。
- ・挨拶をしたら、すぐに返してくれる。



井ノ口地区の目指す姿：後継者が育つ地域

※「★」は、この5年間でより重点的に取り組んでいく「地区版チャレンジ事業」です

(1) 出会いのための人づくり・場所づくり

～地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関すること～

○引き続き、子どもや高齢者が福祉活動へ参加し、ふれあい活動や生きがいつくりの場となるようミニデイサービスの充実を図ります。

★空き家の有効活用方法の検討を地域で行い、実施していきます。
(空き家バンクの活用)

(2) 認め合い・理解し合える意識づくり

～地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること～

○引き続き、多世代間の出会いの機会を地域で増やし、活動拠点として「公民館は地域の窓口」の定着を図っていきます。

○集会所単位での活動を大切にしていきたい。

★地区民運動会を通じて、若い人が参加しやすい地域づくりを行います。

(3) 暮らしを支える福祉のネットワークづくり

～地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関すること～

○引き続き、民生児童委員による訪問活動と、地区社会福祉協議会での相談活動を通じて、地域で相談支援体制を築いていきます。

★意見交換会の参加者を募り、それぞれの組織が合同で行う活動がないか等を地域で協力しながら、実施していきます。

(4) 地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり

～地域における要配慮者に係る情報の把握・共有及び安否確認に関すること～

○要配慮者を小地域で見守る「見守り隊」の活動を井ノ口全体で行います。

★自主防災組織を全地区で立ち上げ、地域で防災活動を行います。

11 土居地区アクションプラン

地区の状況

土居・僧津地区は、市の真ん中に位置し、安芸城跡には市立歴史民俗資料館、市立書道美術館が建ち、近くには全国に知られている野良時計や掘割と土用竹、ウバメ櫨の生垣が続く廊中のまちなみが広がり武家時代の名残を多く残す地区です。

また、童謡「浜千鳥」「雀の学校」「春よ来い」などの作曲家、弘田龍太郎の生誕地でもあります。

地域活動も盛んに行われ、公民館を中心に白蓮まつりやチクタク通りの清掃活動、また地区社会福祉協議会が実施するサロン活動など地域福祉活動も積極的に取り組んでいます。



【人口等】

	世帯数	人口	65 歳以上				75 歳以上		障がい者	子ども
			高齢者数	高齢化率	独居	世帯	高齢者数	高齢化率		
年 単位	世帯	人	人	%	世帯	世帯	人	%	人	人
平成 23 年	857	2,032	643	31.6	107	84	341	16.8	141	272
平成 28 年	851	1,971	723	36.7	99	84	374	19.0	142	317

【社会資源】

公共施設等	土居公民館 歴史民族資料館 書道美術館 廊中ふるさと館
集会所	春日玉造集会所 僧津集会所 福井ヶ内集会所 土居上中・下中集会所
学校	土居小学校
保育所等	土居保育所
福祉・保健・医療・施設等	(医療) まつうら内科消化器科 安芸クリニック

主な地区の活動(イベント等)

- ・サロン活動
- ・どいつ子議会
- ・ピッタリ駅伝と卓球大会
- ・地区民運動会
- ・小学生との交流
- ・白蓮まつり
- ・敬老会
- ・自主防災活動
- ・認知症勉強会等

等

【サロンの様子】



【敬老会の様子】



意見交換会より

主な課題等

- ・若い世代の参加が少ない。
- ・参加者の固定化。
- ・送迎のない地域では、参加しづらい。
- ・リーダーシップを取れる人や、意欲のある人が少ない。
- ・防災放送が聞き取りにくい。

主な意見

- ・若い人の参加が少ないので若い人が少しでも活動に参加しやすい環境づくりが必要。
- ・地区社会福祉協議会がどのような活動をしているか理解を得ることが必要。

土居小学校の児童の意見

【地域の自慢】

- ・大きな声で挨拶できる。
- ・共に生活を楽しくできる。
- ・観光地がたくさんあり、観光客がたくさん来る。
- ・地域の人と学習する機会が多くあるので、地域の方と仲良くなれる。(1～4年生はふれあいサロンで公民館に集まり高齢者と交流する。6年生はフィールドワークで地域の人と一緒に地域に出て学習する。)
- ・たんぽぽ学級やひまわり学級の人が農園で作った野菜を校門前の百円市で売っている。

【大人になったらどこに住みたいですか】

○安芸市に住みたい理由

- ・挨拶できているから。
- ・観光地もたくさんあり、歴史もたくさんあるから。

○安芸市以外に住みたい理由

- ・他の色々な県にも行ってみたい。
- ・地域の方は優しいし住みたいけど、地震や津波が怖いので。
- ・安芸にはいいところがあるけど、他県に行って広い世界を見てみたい。



土居地区の目指す姿：今活動できる人が地域のために尽くすことができる地域

※「★」は、この5年間でより重点的に取り組んでいく「地区版チャレンジ事業」です

(1) 出会いのための人づくり・場所づくり

～地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関すること～

- 引き続き、子どもや高齢者が福祉活動へ参加し、ふれあい活動や生きがいづくりの場として地域で充実を図っていきます。
- 座談会を開催する日時を工夫していきます。
- ★集会所単位での活動を活性化していきます。
(サロン、いきいき百歳体操等)

(2) 認め合い・理解し合える意識づくり

～地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること～

- 引き続き、学校、家庭、地域が地区活動への参加をきっかけにまとまり、お互いに連携していきます。
- 世代間交流を地域で行い、後継者育成や活動の活性化につなげていきます。
- 地区長、今ある組織、団体、PTA等協力して声をかけていきます。
- ★引き続き、あいさつ運動に地域で取り組みます。

(3) 暮らしを支える福祉のネットワークづくり

～地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関すること～

- 引き続き、民生児童委員による訪問活動と、地区社会福祉協議会での相談活動を通じて、地域で相談体制を築いていきます。
- ★若い世代の参加や地区の活性化のため、地域で懇親会等の企画、実施を行います。
(若年層から高年層の懇親会等)

(4) 地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり

～地域における要配慮者に係る情報の把握・共有及び安否確認に関すること～

- 引き続き、自主防災組織活動を通じて、若い世代が地域の中心となるよう努めます。
- ★地域内のつながりを構築し、災害時の役割分担を再確認します。

12 江川地区アクションプラン

地区の状況

江川地区は、江川川の分岐点から上流域の地区です。また、丘の上には内原野台地が広がり、内原野公園や弁天池、内原野陶芸館は、いつも多くの観光客で賑わいます。特に延寿亭から眺めるつつじは絶景です。清水ヶ丘中学校の名前の由来となった清水寺もこの地区にあります。

江川地区では、子ども会活動やいきいき百歳体操、敬老会活動に取り組んでいます。また、地元の人を中心にして行われる江川獅子舞は、見る人すべての感動を呼んでいます。



【人口等】

年 単位	世帯数	人口	65 歳以上				75 歳以上		障がい者	子ども
			高齢者数	高齢化率	独居	世帯	高齢者数	高齢化率		
平成 23 年	276	657	174	26.5	37	31	101	15.4	46	128
平成 28 年	303	739	203	27.5	43	37	104	14.1	44	170

【社会資源】

公共施設等	江川公民館 内原野体育館 内原野陶芸館
集会所	内原野団地集会所
学校	—
保育所等	—
福祉・保健・医療・施設等	(相談)居宅介護支援事業所うちはらの (高齢者)ヘルパーステーション優 デイサービスセンターいのくち 特別養護老人ホームつつじの丘 グループホームうちはらの

主な地区の活動(イベント等)

- ・獅子舞
- ・公民館講座
- ・子ども会
(勉強会、キャンプ、ラジオ体操、夜回り等)
- ・あったかふれあいセンターのサテライト
(いきいき百歳体操)
- ・自主防災活動
- ・敬老会活動
- ・100円喫茶
- ・元気UP事業
- ・地区民運動会

等

【敬老会の様子】



【100円喫茶の様子】



意見交換会より

主な課題等

- ・行事へのメンバーの固定化。
- ・次世代の担い手不足。
- ・若い人との交流の不足。
- ・少子化、人口減に伴い地域生活が縮小。
- ・障がい者や認知症の方、要介護者の参加の仕方。

関係団体ヒアリング調査より

主な意見

- ・参加活動する者が、高齢者が多く40～50代の者が少ない。
- ・情報提供については公民館便りやポスター掲示が主であるが、近々のものは防災行政無線を利用するも、一部の地区の住民には聞き辛く改善すべき点である。

土居小学校の児童の意見

【地域の自慢】

- ・大きな声で挨拶できる。
- ・共に生活を楽しくできる。
- ・観光地がたくさんあり、観光客がたくさん来る。
- ・地域の人と学習する機会が多くあるので、地域の方と仲良くなれる。(1～4年生はふれあいサロンで公民館に集まり高齢者と交流する。6年生はフィールドワークで地域の人と一緒に地域に出て学習する。)
- ・たんぼぼ学級やひまわり学級の人が農園で作った野菜を校門前の百円市で売っている。

【大人になったらどこに住みたいですか】

○安芸市に住みたい理由

- ・挨拶できているから。
- ・観光地もたくさんあり、歴史もたくさんあるから。

○安芸市以外に住みたい理由

- ・他の色々な県にも行ってみたい。
- ・地域の方は優しいし住みたいけど、地震や津波が怖いので。
- ・安芸にはいいところがあるけど、他県に行って広い世界を見てみたい。

江川地区の目指す姿：後世まで愛着を持てる地域

※「★」は、この5年間でより重点的に取り組んでいく「地区版チャレンジ事業」です

(1) 出会いのための人づくり・場所づくり

～地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関すること～

- 引き続き地域行事への住民の参加促進に地域で努めます。
- 若い人が行事や活動へ参加できるよう地域で検討、実施していきます。
- ★100円喫茶を継続して地域で実施し、100円喫茶を活用したイベントを開催します。

(2) 認め合い・理解し合える意識づくり

～地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること～

- あったかふれあいセンターのサテライトを継続して地域で実施します。
- 多世代交流活動を継続して地域で実施します。
- ★イベントや行事の継続に地域で努めます。
(公民館講座、元気UP事業、獅子舞等)

(3) 暮らしを支える福祉のネットワークづくり

～地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関すること～

- 公民館だより、掲示板、防災行政無線等を活用し地域の広報に努めます。
- ★地域で参加者の呼びかけを行い、ネットワークの強化に努めます。

(4) 地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり

～地域における要配慮者に係る情報の把握・共有及び安否確認に関すること～

- 引き続き自主防災訓練活動を地域で行います。
- ★避難支援プランを地域で認識し、周知に努めます。

13 川北地区アクションプラン

地区の状況

川北地区は、伊尾木川と安芸川の上に抱かれたハウス園芸が盛んな地区です。

昔は川北村、松田島浦の地区があり、現在は昔から住んでいる人が多い地域と、新しく家を建て移り住んできた八幡など、人口が安芸地区について多い地区です。

公民館を中心とした地域行事が盛んな地区で、公民館祭りやビアガーデンは、三世代の交流の場となっています。



【人口等】

年 単位	世帯数	人口	65 歳以上				75 歳以上		障がい者	子ども
			高齢者数	高齢化率	独居	世帯	高齢者数	高齢化率		
平成 23 年	1,046	2,492	711	28.5	54	54	429	17.2	154	376
平成 28 年	1,045	2,282	821	36.0	55	53	455	19.9	160	331

【社会資源】

公共施設等	川北公民館 汚泥再生処理センター清浄苑	清水ヶ丘体育館
集会所	西ノ島集会所 花集会所 八幡集会所	清水寺岡集会所 久保田集会所 川北岡集会所
学校	川北小学校 清水ヶ丘中学校	
保育所等	川北保育所	
福祉・保健・医療・施設等	(相談)居宅介護支援事業所てくてく (高齢者)ヘルパーステーションてくてく デイサービスセンター安芸 デイサービスセンターいおき グループホーム安芸 ケアハウスせいらん	

主な地区の活動(イベント等)

- ・獅子舞
- ・地区民運動会
- ・ビアガーデン、公民館祭等、公民館活動
- ・ふれあいサロン
- ・いきいき百歳体操
- ・グラウンドゴルフ
- ・認知症カフェ（オレンジカフェ）
- ・自主防災活動
- ・避難所運営マニュアルの作成
- ・芸能祭

等

【サロンの様子】



【ビアガーデンの様子】



意見交換会より

主な課題等

- ・青年団がなくなった。
- ・少子高齢化の進行。
- ・リーダーシップをとれる人がいない。
- ・若い人はいるが、公民館行事へ参加しない。
- ・地域の空き家が増加。
- ・地区民運動会の参加者減少。
- ・自主防災組織の細分化が必要。

主な意見

- ・地区民運動会、公民館活動、ふれあいサロン、いきいき百歳体操等の活動を、公民館を拠点に行うので、相互の情報交換が自然にできている。
- ・活動を担う人が固定されている。若い世代の参加が少ない。
- ・世代間の交流をすすめることができる場、機会をつくる必要がある。

川北小学校の児童の意見

【地域の自慢】

- ・地域の人とふれあいが多い
(マリンバコンサートや文化祭、芸能祭、地区民運動会などに参加)
- ・地域の人と会ったら挨拶ができる。
- ・皆仲良く過ごしている。
- ・朝の挨拶運動の時、校門や玄関で児童会が挨拶したら皆返してくれる。

【大人になったらどこに住みたいですか】

○安芸市に住みたい理由

- ・地域の人が優しく声を掛けてくれるから。
- ・安全な所だと思うから。



川北地区の目指す姿：人と人がつながる「川北」らしい地域

※「★」は、この5年間でより重点的に取り組んでいく「地区版チャレンジ事業」です

(1) 出会いのための人づくり・場所づくり

～地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関すること～

- 引き続き、地域行事への住民の参加促進を地域で行います。
- ★道端での何気ない会話を、地域に広げ、ひとりでも多くの方が活動に参加してもらえるよう取り組みます。
- ★男性が継続的に参加できるイベントの検討、実施を地域で行います。
(地域の古い写真の整理、地域の歴史を紐解く勉強会・地域の今昔のつながり等)

(2) 認め合い・理解し合える意識づくり

～地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること～

- 地域の行事や活動を多世代にわたって交流できる仕組みの検討、実施を地域で行います。
- ★高齢者の交流の場の仕組みづくりを地域で行います。(川北のおきゃくの実施)
- ★「川北らしさ」を地域で見つけ、発信していきます。
(子ども獅子舞の活動継続・絵馬の復活等)

(3) 暮らしを支える福祉のネットワークづくり

～地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関すること～

- 引き続き、福祉サービスとの連携強化を地域で図ります。
(認知症カフェの継続)
- ★地域のつながりを地域で再確認し、強化していきたい。
(行政の地区担当職員と一緒に地区単位での話し合いの場づくり)

(4) 地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり

～地域における要配慮者に係る情報の把握・共有及び安否確認に関すること～

- 個別計画の更新と見直し、連携体制の継続を行います。
- ★災害時の要配慮者を地域でどのように支えるか検討、実施を行います。
(地区単位での防災活動や防災組織の強化、避難所の開設訓練、各地区の取り組みの報告会等)

14 伊尾木地区アクションプラン

地区の状況

伊尾木地区は、市の中心部から東に位置し、シダの茂る天然の洞窟である伊尾木洞があります。

その近くには、公民館、障害者施設、小学校が建ち、寅さん地蔵、ごめん・なはり線伊尾木駅、コンビニや商店もあり活気がある地域です。

伊尾木公民館、伊尾木地区社会福祉協議会を中心に、地域の支え合い活動や見守り活動が行われています。

また、地区の4大行事(地区民運動会・芸能祭・産業文化祭・敬老会)は、多くの住民でにぎわいます。



【人口等】

年 単位	世帯数	人口	65歳以上				75歳以上		障がい者	子ども
			高齢者数	高齢化率	独居	世帯	高齢者数	高齢化率		
平成23年	660	1,463	510	34.9	86	72	304	20.8	141	166
平成28年	609	1,279	534	41.8	85	53	289	22.6	141	152

【社会資源】

公共施設等	伊尾木公民館 伊尾木駐在所 火葬場	メルトセンター 一般廃棄物最終処分場・リサイクルプラザ
集会所	岡集会所 東組集会所 中組集会所 宮田岡集会所	不動集会所 西組集会所 伊尾木中村集会所
学校	伊尾木小学校	
保育所等	伊尾木保育所	
福祉・保健・医療・施設等	(相談)居宅介護支援事業所とも (障がい者)共同作業所ホップあき	

主な地区の活動(イベント等)

- ・ 地区民運動会
- ・ 小学校と公民館の交流
- ・ 芸能祭
- ・ 産業文化祭
- ・ いきいき百歳体操
- ・ 敬老会
- ・ 地区民運動会
- ・ 子ども神輿
- ・ 避難訓練
- ・ サロン活動
- ・ 伊尾木洞の保全活動

等

【伊尾木洞の保全活動の様子】



【夜間避難訓練の様子】



意見交換会より

主な課題等

- ・ 地域行事への若者の参加が少ない。
- ・ 地域のまとめ役の高齢化。(後継者不足)
- ・ 子どもが減っている。
- ・ 多世代交流、地域間交流の機会が減っている。

関係団体ヒアリング調査より

主な意見

- ・ 民生児童委員や他の団体ともうまく連携できている。
（伊尾木地区は人数が少ないため、連携が重要）
- ・ 小学校がすごく協力してくれるので、子どもだけではなく、親ともうまく連携できている。
- ・ 防災無線や文書を利用して、広く参加を呼びかけることにより、参加者が増える。また、参加を呼びかけるだけではなく、呼びかけられた行事には参加している。
（お互いが協力し合うことが重要）

伊尾木小学校の児童の意見

【地域の自慢】

- ・ 助け合いが出来ており、仲もよい。
- ・ 休み時間は学年関係なく、校庭で遊んでいる。
- ・ 田植え等に地域の方が協力してくれている。
- ・ 収穫したもち米は、12月に餅つきをし、お世話になった人や地域の方にふるまっている。
- ・ みんなが協力してくれている。（子どもだけではなく、地域の方も協力してくれている）
- ・ 地域の方が小学生の名前を憶えていてくれている。
- ・ 学校から水平線が見える。
- ・ 伊尾木洞とメルトセンターがある。
- ・ 陸上記録会で4・5年生と5・6年生が大縄跳びで1位、2位を取った。
- ・ 東部の情報を送っているアメダスが校庭にある。
- ・ 地域の方がすぐに助けてくれる。
- ・ 勉強も頑張っている。

【大人になったらどこに住みたいですか】

○安芸市に住みたい理由

- ・ 大学は県外へ行きたいが、故郷で暮らしたいので帰ってきたいと思っている。
- ・ 安芸市に住み慣れているため、帰ってきたい。



伊尾木地区の目指す姿：世代を超えたつながりの力で交流を深めていく地域

※「★」は、この5年間でより重点的に取り組んでいく「地区版チャレンジ事業」です

(1) 出会いのための人づくり・場所づくり

～地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関すること～

- サロン活動の継続実施に努めます。
- 後継者の育成に努めます。
- ★伊尾木の観光資源を地域で守り、盛り上げていきます。
(伊尾木洞のPR活動)

(2) 認め合い・理解し合える意識づくり

～地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること～

- 引き続き多世代交流活動を地域で実施していきます。
(敬老会、銭太鼓、避難訓練、ラジオ体操等小学校と公民館の交流)
- 引き続き、あいさつ運動に地域で取り組みます。
- ★地区民運動会の参加者増加に地域で取り組みます。

(3) 暮らしを支える福祉のネットワークづくり

～地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関すること～

- 公民館、地区社会福祉協議会を中心とした福祉ネットワークづくりに引き続き取り組みます。
- 座談会やまちづくり懇談会の参加者増加に地域で取り組んでいきます。
- ★他の地区の活動や取り組み内容の把握に地域で努めます。

(4) 地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり

～地域における要配慮者に係る情報の把握・共有及び安否確認に関すること～

- 引き続き防災訓練と見守り活動の充実に努めます。
- 要配慮者の避難支援対策について地域で検討していきます。
- ★避難タワーを地域の財産として、親しみをもって活用できるよう取り組んでいきます。
(地域の交流用ベンチの設置や、タワーの愛称の募集等)

15 下山地区アクションプラン

地区の状況

下山地区は、市の東端に位置し、大山岬西の国道中央には、神木榎(なぎ)の木が残り、山を背に太平洋が広がる園芸の適地とされ、ハウス園芸が盛んでナスや文旦を栽培しています。

大山岬は、海と洞窟の絶景が広がり、漁港石積堤は、平成18年には「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」に選ばれ、河野公園は「恋人の聖地」にも選定されました。

地域では、多くの人が高齢になっても生涯現役で少しずつでも農作業をし、元気でいきいきとした生活を過ごしています。



【人口等】

年 単位	世帯数	人口	65 歳以上				75 歳以上		障がい者	子ども
			高齢者数	高齢化率	独居	世帯	高齢者数	高齢化率		
平成 23 年	171	414	150	36.2	16	15	92	22.2	42	40
平成 28 年	169	375	157	41.9	18	13	90	24.0	40	43

【社会資源】

公共施設等	下山公民館 道の駅「大山」
集会所	下山集会所
学校	下山小学校
保育所等	—
福祉・保健・医療・施設等	—

主な地区の活動(イベント等)

- ・ あったかふれあいセンターサテライト
- ・ 敬老会
- ・ 地域住民と小学校との交流活動
- ・ 夕涼み会
- ・ 小学校運動会へ地域の人が参加
- ・ 流しそうめんや餅つき
- ・ 学習発表会、ふれあいまつり
- ・ 見守り活動
- ・ 下山ミニすくすく広場
- ・ 東川地区との小学校単位での交流

等

【敬老会の様子】



【座談会の様子】



意見交換会より

主な課題等

- ・ あったかふれあいセンターサテライトの参加者が少ない、固定化。
- ・ 地域の活動への参加者が少ない。
- ・ 参加者を増やしたいが、どのように増やしていいかわからない。
- ・ 公民館長が不在で公民館活動が実施されていない。

主な意見

- ・伊尾木や下山には多くの行事や活動があるが、民生委員が協力している。
(学校、保育、公民館、地区社協の行事や活動など)
- ・月1回の定例会には駐在さんも参加してもらい、連携をとっている。

下山小学校の児童の意見

【地域の自慢】

- ・友達同士で助け合って色々な行事に取り組む。
- ・みんな落語ができる。(クラブの時間や放課後に台本を読んで練習)
- ・地域の人が笑顔でいつも声をかけてくれる。
- ・学校の近くで芋やもち米、椎茸を収穫して家に持って帰る。
- ・地域の方は挨拶したら、笑顔で挨拶を返してくれる。
- ・校庭に溝があって色々な生き物(メダカなど)を観察できる。
- ・皆仲良しでいじめがない。
- ・名村川でエビを釣ったり泳いだりできる。
- ・海岸で生き物が釣れる。

【大人になったらどこに住みたいですか】

○安芸市に住みたい理由

- ・東京など大都会に住んでみたい。
- ・大きな町で働きたい。



下山地区の目指す姿：ふれあいのある地域

※「★」は、この5年間でより重点的に取り組んでいく「地区版チャレンジ事業」です

(1) 出会いのための人づくり・場所づくり

～地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関すること～

○小学校を拠点とした地域活動を継続して実施していきます。
(東川地区との交流、下山ミニすくすく広場)

★あったかふれあいセンターのサテライトを継続して実施していきます。

(2) 認め合い・理解し合える意識づくり

～地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること～

○地域の行事(運動会、夕涼み会、敬老会等)を継続して地域で実施していきます。

★開かれた学校づくり推進委員会と協力し、地域行事の活性化に地域で努めていきます。

(3) 暮らしを支える福祉のネットワークづくり

～地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関すること～

○引き続き民生児童委員活動の推進(日赤との連携)に努めていきます。

★地域での話し合いの場(まちづくり懇談会等)の参加者を地域で増やしていきます。

(4) 地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり

～地域における要配慮者に係る情報の把握・共有及び安否確認に関すること～

○引き続き自主防災組織の活動や見守り活動の活性化を図ります。

★地域により防災の取り組み状況に差があるので対応策を地域で検討し、実施していきます。
(地域独自の避難訓練の実施)

16 奈比賀地区アクションプラン

地区の状況

奈比賀地区は、市中心部の北東に位置し、伊尾木川流域に属する自然豊かな地区です。地区の中心にある天満宮が、地区の歴史を物語っています。

住民間の絆が深く、納涼祭や地区民運動会、近年では10円カフェや100円横丁の開催により絆や対話をさらに深めています。

また、高知県立大学と協力して、地域祭事の開催や文化史、情報誌の作成などにより、地域活性化に取り組んでいます。



【人口等】

年 単位	世帯数	人口	65 歳以上				75 歳以上		障がい者	子ども
			高齢者数	高齢化率	独居	世帯	高齢者数	高齢化率		
	世帯	人	人	%	世帯	世帯	人	%	人	人
平成 23 年	70	141	73	51.8	13	12	37	26.2	12	1
平成 28 年	69	133	82	61.7	17	11	41	30.8	14	3

【社会資源】

公共施設等	奈比賀公民館
集会所	—
学校	—
保育所等	—
福祉・保健・医療・施設等	—

主な地区の活動(イベント等)

- ・ 食事会
- ・ 和佐のお楽しみ会
- ・ いきいき百歳体操
- ・ 10円カフェ
- ・ 生け花教室
- ・ 男の井戸端会議（100円横丁）
- ・ 防災訓練（自主防災組織）
- ・ 地域の見守り活動
- ・ お花見
- ・ 納涼祭
- ・ 敬老会
- ・ 地区民運動会

等

【敬老会の様子】



【10円カフェの様子】



意見交換会より

主な課題等

- ・ 地元の若い人の地域活動への参加が少ない。
- ・ 行事等の世話役・参加者が固定化している。
- ・ 高齢化。
- ・ 若者の定住が少ない。
- ・ 伝統行事の担い手、後継者がいない。

主な意見

- ・活動してもらう人の人数が少ない。
- ・地域の現状を市や社会福祉協議会に知ってもらいたい。

奈比賀地区の目指す姿：文化を紡ぎ、皆で支え合っていく地域

※「★」は、この5年間でより重点的に取り組んでいく「地区版チャレンジ事業」です

(1) 出会いのための人づくり・場所づくり

～地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関すること～

○地域住民の集い活動を継続して実施していきます。

★地域行事の継続のため若い人をカバーし、お互いに支え合います。
(10円カフェ、100円横丁、お楽しみ会等)

(2) 認め合い・理解し合える意識づくり

～地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること～

○地域行事の継続により、多世代交流活動を実施していきます。

(天満宮、神祭、宵祭、絵馬灯籠、納涼祭等)

★文化史を通じて情報発信・地域活性化に努めます。
(奈比賀ナビ等)

(3) 暮らしを支える福祉のネットワークづくり

～地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関すること～

○今後も引き続き地区社会福祉協議会の活性化に努めていきます。

★地域住民の交流の場などを活用し、情報共有に努め、支えあっています。

(4) 地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり

～地域における要配慮者に係る情報の把握・共有及び安否確認に関すること～

○地震等、災害時の対策に努めます。

○声かけや見守り活動を引き続き実施していきます。

★防災意識を高め、減災を目指します。
(地域独自の防災訓練、AED訓練等)

17 東川地区アクションプラン

地区の状況

東川地区は、市中心部の北東に位置し、旧東川村入河内・黒瀬・大井・古井・島・別役にあたる地域で、伊尾木川流域に属する自然豊かな地区です。

お茶やゆず、酒米の栽培が盛んで、実生（みしょう）のゆずを絞ったゆず酢や、辛みが少なく甘味が強く、大きさは対照的にきめが細かく梨のような食感が楽しめる入河内大根は、地域に残したい逸品です。

平成25年9月には、集落活動センター「かまん東川」を開所し、地域活性化の中心になって取り組みを進めています。

里山の住民の人柄はおだやかで、地域の行事や活動に積極的に取り組んでいます。



【人口等】

年 単位	世帯数	人口	65 歳以上				75 歳以上		障がい者	子ども
			高齢者数	高齢化率	独居	世帯	高齢者数	高齢化率		
平成 23 年	117	194	131	67.5	30	31	88	45.4	25	5
平成 28 年	105	157	117	74.5	36	26	92	58.6	30	3

【社会資源】

公共施設等	東川公民館 古井公民館 こまどり温泉	大井公民館 別役公民館
集会所	黒瀬集会所	八ノ谷集会所
学校	東川小学校	東川中学校
保育所等	—	
福祉・保健・医療・施設等	—	

主な地区の活動(イベント等)

- ・睦の会、気功体操のサロン活動
- ・敬老会
- ・県立大学生との交流
- ・神祭
- ・地域の見守り活動
- ・防災訓練
- ・ビアガーデン
- ・東川地区民運動会及び懇親会
- ・イベント等による交流事業
(お茶・柚子・入河内大根・ウォーキング大会等)
- ・年末ふれあい市
- ・東川小での学習発表会
- ・下山地区との小学校単位での交流

等

【思い出フィルム上映会の様子】



【地区民運動会の様子】



意見交換会より

主な課題等

- ・サロン活動の継続運営。
- ・サロンの参加者が少ない。
- ・車に乗れなくなると不安。(通院・買い物等)
- ・ポストが無くなり不便になった地区がある。
- ・地区民運動会の参加者減少。
- ・集落機能の維持。

関係団体ヒアリング調査より

主な意見

- 対象地域が分散している。
- 隣家が遠い地域があることから日常的な支えあいが困難。
- 緊急時等連絡が取り合える福祉電話等の普及ができないか。
- 過疎地域をつなぐ交通手段の充実
- 高齢者でも安心して生活できる収入源の確保（中山間の特性を生かして）

東川小学校の意見

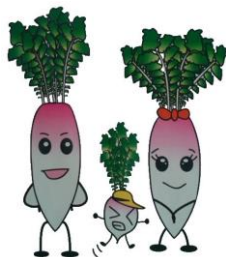
【地域の自慢】

- 運動会によくきれいなキジが来る。
- ウサギがよくでる。
- お茶の工場がある。
- 地域の名前が入った「入河内大根」がある。
- 道路で鹿、タヌキ、猪、キツネ、リスを見る。
- 本物の猪の骨の標本がある。

【大人になったらどこに住みたいですか】

○安芸市に住みたい理由

- 私が生まれた市だから。



東川地区の目指す姿：ゆずの香りと共に、地域内外の交流が広がる地域

～地域交流（ひと）・情報交流（ちえ）・経済交流（もの）～

※「★」は、この5年間でより重点的に取り組んでいく「地区版チャレンジ事業」です

（1）出会いのための人づくり・場所づくり

～地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関すること～

- 引き続き障がい者・高齢者の集い活動の実施を行います。
- サロン活動等の継続実施に取り組みます。
- ★道端サロンの充実に地域で努めます。
（ちょっとした話をするためのベンチ、ミニミニサロンの開催等）

（2）認め合い・理解し合える意識づくり

～地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること～

- 七夕や地区民運動会、敬老会等多世代の交流機会を増やしていきます。
- 現在行っているイベントや地域行事を継続して実施していきます。
- ★高知県立大学生との交流を継続し、地域交流を地域で図ります。
（神祭、地区民運動会、敬老会、入河内大根収穫、日曜市販売）

（3）暮らしを支える福祉のネットワークづくり

～地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関すること～

- 地域に応じた地区社会福祉協議会機能の強化を引き続き行います。
- 公民館と地区社会福祉協議会の連携強化を図ります。
- 買い物がてらに移動販売を利用し、地域の住民同士の交流を深めます。
- ★自家栽培の野菜の販売方法等を地域で検討し、収入につなげていきます。

（4）地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり

～地域における要配慮者に係る情報の把握・共有及び安否確認に関すること～

- 引き続き見守り・助け合いの見守りネットワークの充実に努めます。
- 自主防災組織による防災活動を引き続き地域で実施します。
- ★超高齢化地域での集落機能の維持に地域で取り組みます。

18 栃ノ木地区アクションプラン

地区の状況

栃ノ木地区は、安芸平野の一番北に位置する栃ノ木とその北にある尾川の各集落から成る地域で、柚子が特産品です。

昭和の大合併前には畑山村の役場が置かれていたこともあり、中山間部と平野部の中継地点として、重要な役割を果たしていました。

地区社会福祉協議会と公民館が中心となり、敬老会や合同バス旅行などに取り組んでいます。



【人口等】

年 単位	世帯数	人口	65 歳以上				75 歳以上		障がい者	子ども
			高齢者数	高齢化率	独居	世帯	高齢者数	高齢化率		
	世帯	人	人	%	世帯	世帯	人	%	人	人
平成 23 年	87	171	82	48.0	23	7	54	31.6	23	12
平成 28 年	75	146	75	51.4	10	17	48	32.9	19	11

【社会資源】

公共施設等	栃ノ木公民館
集会所	栃ノ木東地集会所
学校	—
保育所等	—
福祉・保健・医療・施設等	—

主な地区の活動(イベント等)

- ・敬老会
- ・自主防災活動
- ・夕涼み会
- ・地区民運動会
- ・合同バス旅行
- ・クリスマス会
- ・モーニング喫茶
- ・新年会

等

【敬老会の様子】



【地区民運動会の様子】



意見交換会より

主な課題等

- ・つながりの希薄化。
- ・子どもや担い手の減少。
- ・柚子農家の跡取りもいなくなってきた。
- ・参加者の減少、固定化。
- ・人口減少、高齢化。
- ・空き家の増加。

関係団体ヒアリング調査より

主な意見

- 地区の若い人や町へ出て行った人との連絡がとれていない。
- 閉じこもりがちな人が増えてきている。
- 上尾川地区や安芸ノ川地区との連携が課題なので、協力体制をつくる際にはアドバイス等や支援、協力を市及び社会福祉協議会にお願いしたい。

井ノ口小学校の児童の意見

【地域の自慢】

- 学校では、クラスの皆が優しい。
- 休み時間は元気に遊んでいる。（ドッジボール、キックベースなど）
- 困っている時に助けてくれる。

【大人になったらどこに住みたいですか】

○安芸市に住みたい理由

- 自然が多い。
- 優しい。
- 家族がいる。
- 助けてくれる。
- 知り合いが多く、安心できる。
- 挨拶をしたら、すぐに返してくれる。

栃ノ木地区の目指す姿：地域交流活動の盛んな地域

※「★」は、この5年間でより重点的に取り組んでいく「地区版チャレンジ事業」です

(1) 出会いのための人づくり・場所づくり

～地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関すること～

○モーニング喫茶を継続して実施していきます。

★餅つきや料理教室等、積極的な実施を地域で検討し、地区の活動を継続していきます。

(2) 認め合い・理解し合える意識づくり

～地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること～

○現在行っている行事を継続して実施していきます。

○参加したくても参加できない方(移動の問題等)の対応について地域で実施していきたい。
(タクシーの利用等)

★上尾川と下尾川、栃ノ木地区の交流について地域で検討していきます。

(3) 暮らしを支える福祉のネットワークづくり

～地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関すること～

○他の地域と助け合えるような協力体制づくりを行います。

★若者の受け入れ体制を地域で検討していきます。
(高知県立大学生との連携による地域学習)

(4) 地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり

～地域における要配慮者に係る情報の把握・共有及び安否確認に関すること～

○引き続き日常のネットワークづくりに取り組みます。

○飲料水の確保や集会所の整備に取り組んでいきたい。

★災害時等の連絡網等地域で助け合うしくみを地域で整備していきます。

19 畑山地区アクションプラン

地区の状況

畑山地区は、清流安芸川の上流に位置する山と川と自然にいだかれた自然豊かな地域です。

この地区では過疎化・高齢化により、地域機能の維持が困難な状況となりつつありますが、柚子や土佐ジローなどの特産品があり、畑山では宿泊型交流施設を活用した、豊かな自然と地元食材を生かした畑山創作の里づくりに取り組んできました。

また、地域の資源発掘や情報発信にも取り組んでおり、地域を紹介したガイドマップを作成し、配布しています。



【人口等】

年 単位	世帯数	人口	65 歳以上				75 歳以上		障がい者	子ども
			高齢者数	高齢化率	独居	世帯	高齢者数	高齢化率		
平成 23 年	39	61	45	73.8	13	13	34	55.7	11	0
平成 28 年	34	52	37	71.2	9	11	30	57.7	8	2

【社会資源】

公共施設等	畑山公民館 畑山温泉憩いの家
集会所	—
学校	—
保育所等	—
福祉・保健・医療・施設等	—

主な地区の活動(イベント等)

- ・ あったかふれあいセンターのサテライト
- ・ ミニデイサービス、サロン
- ・ いきいき百歳体操
- ・ 民生委員による見守り活動
- ・ 自主防災組織の活動
- ・ 虫おくり
- ・ 研修旅行
- ・ 七夕まつり
- ・ 敬老会
- ・ 地域おこし協力隊の活動
- ・ 畑山地区散策マップ作成
- ・ 公民館長の擁立

等

【敬老会の様子】



【防災訓練の様子】



意見交換会より

主な課題等

- ・ 地域活動への参加者が減っている。
- ・ 過疎化、高齢化の進行。
- ・ 人を呼びたいが費用や管理の課題がある。
- ・ 今後、買い物が不安。
- ・ 人手不足。
- ・ 後継者不足。

主な意見

- イベントや行事（新年会、花見、バス旅行、誕生会等）を開催し、交流を持つことが大事。
- 公民館はみんなの集まる場所であるが、学校を公民館として利用しているので、間に合わせが多く、改善が必要。
- 公民館としての機能を持った施設として整備したいので、支援や手助けなどを後押しして欲しい。（例として、パイプ椅子は座りづらいので、リラックスして座れる畳や和室が必要）
- 集落が点在しており、一番遠い集落までの距離が長く連絡が取りづらいため、目安箱を設置したり、チラシ（瓦版）を作成し配布したりしている。

畑山地区の目指す姿：地域の歴史を伝承し、支えあいの輪が広がる地域

※「★」は、この5年間でより重点的に取り組んでいく「地区版チャレンジ事業」です

(1) 出会いのための人づくり・場所づくり

～地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関すること～

- ミニデイサービスを継続して実施し、地域外との交流を充実していきます。
- 敬老会の継続実施に努めます。
- ★活用しきれていない図書館や施設の有効利用を地域で検討します。

(2) 認め合い・理解し合える意識づくり

～地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること～

- 畑山地区の後継者を引き続き育成します。
- 公民館を拠点とした事業の継続、再開に努めます。
- ★他の地域から人を呼ぶための山援隊の活動を充実していきます。
(地域の出身者の名簿づくり、アンケートづくり)

(3) 暮らしを支える福祉のネットワークづくり

～地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関すること～

- 畑山地区ならではの活動の継続、充実を図ります。
- 地域の意見交換会を引き続き実施していきます。
- ★パンフレットを活用し、地区のPRを地域で行い、他の地域との交流を深めていきます。

(4) 地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり

～地域における要配慮者に係る情報の把握・共有及び安否確認に関すること～

- 近所同士の声かけを行います。
- 災害時、地区が孤立することが予測されるため日頃からの地域のつながりを深めます。
- ★ヘリの離着陸場の維持・整備について地域で要請を行っていきます。

第6章

計画の進行管理

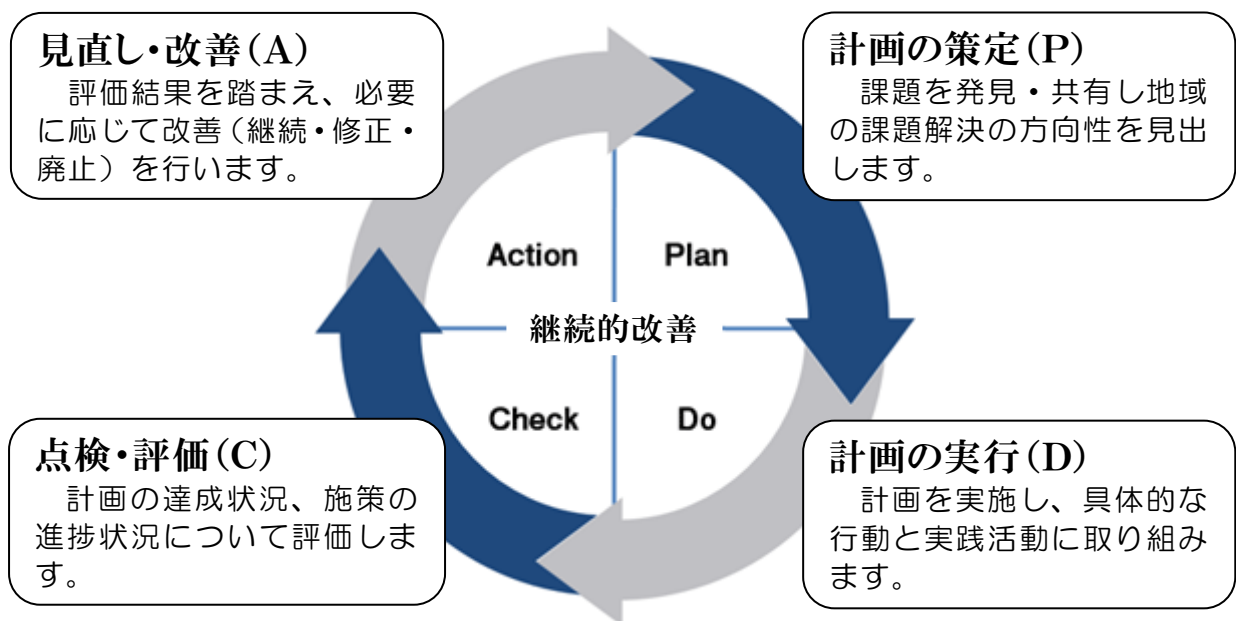
第6章 計画の進行管理

1 進行管理と評価の方法

計画について実効性を高め円滑で確実な実施を図るためには、適切に進行を管理する体制が必要です。

計画に基づく基本施策の進捗状況や、達成度を定期的に把握・評価し、必要に応じて適宜見直し等を行い、常によりよい活動や取り組みを推進する「PDCAサイクル」によって、計画の目的や目標達成に向けた取り組みの着実な推進に努めます。

【進行管理のためのPDCAサイクル】

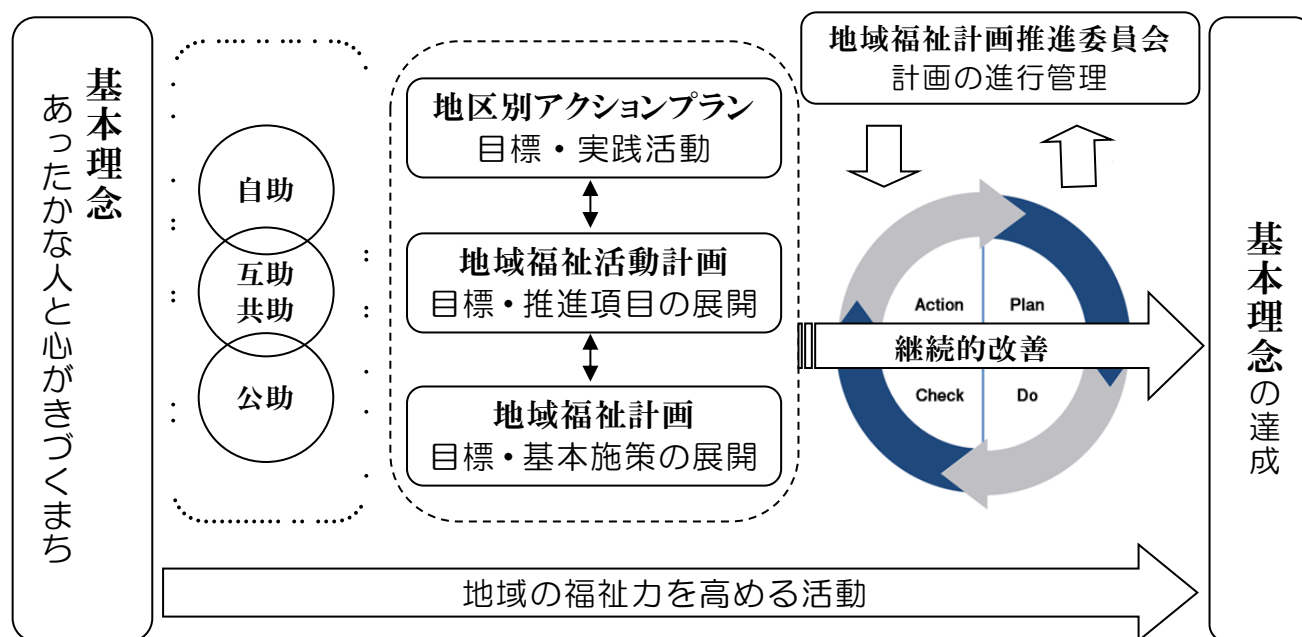


2 進行管理と評価の体制

「地域福祉計画」を、地域福祉の推進に関わるすべての人の主体的な参加や協力のもとに連携し推進していくためには、計画の達成度を評価し、一定の期間をおいて計画を見直すことが必要です。この進行管理等を含む評価体制として、「安芸市地域福祉計画推進委員会」を組織し進捗状況を報告します。

評価にあたっては、既に策定されている各分野別計画の数値目標や本計画に設定している基本施策の進行状況をふまえ、安芸市社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」の推進項目の進捗状況等が基準となりますが、数値目標になじまない項目についても、進行管理の中で評価します。また、計画した活動以外にも状況の変化に対応し、具体的な活動推進に取り組みます。

【基本理念の達成に向けた推進体制・進行管理イメージ】



第7章

資料編

第7章 資料編

1 地区座談会の実績

地域における課題を解決するための仕組みづくりとして、平成24年度から地区座談会を開催しています。

(1) 平成24年度地区座談会

市内10地区において各1回地区座談会を実施しました。延103名の地域の声をお聞きしています。

平成24年度	日程	人数
赤野地区	1月9日(水) 19:00	15名
穴内地区	2月27日(水) 14:00	4名
安芸地区	2月1日(金) 13:30	7名
井ノ口地区	1月15日(火) 19:00	13名
土居地区	1月24日(木) 15:30	8名
川北地区	1月31日(木) 19:00	17名
伊尾木地区	1月24日(木) 19:00	7名
下山地区	2月15日(金) 12:00	7名
東川地区	1月22日(火) 14:00	9名
畑山地区	2月6日(水) 18:00	16名

(2) 平成25年度地区座談会

奈比賀地区を追加した市内11地区において各1回地区座談会を実施しました。延152名の地域の声をお聞きしています。

平成25年度	日程	人数
赤野地区	5月31日(土) 19:30	14名
穴内地区	2月26日(水) 14:30	8名
安芸地区	3月4日(火) 10:00	11名
井ノ口地区	4月28日(月) 18:30	23名
土居地区	2月20日(木) 15:30	14名
川北地区	2月18日(火) 19:00	11名
伊尾木地区	4月9日(水) 19:30	12名
下山地区	2月24日(月) 9:30	9名
東川地区	7月13日(日) 17:00	19名
奈比賀地区	2月24日(月) 14:00	20名
畑山地区	4月24日(木) 17:00	11名

(3)平成 26 年度地区座談会

江川地区、栃ノ木地区を追加した市内 13 地区において各3回地区座談会を実施しました。
延 367 名の地域の声をお聞きしています。

平成26年度	日 程	人数	日 程	人数	日 程	人数
赤野地区						
穴内地区	7月30日(水) 14:30	8名			2月25日(水) 14:30	8名
安芸地区	7月22日(火) 15:00	16名	11月27日(木) 14:00	8名	3月16日(月) 15:00	19名
井ノ口地区	7月15日(火) 19:00	21名			2月20日(金) 18:30	22名
土居地区	7月17日(木) 15:30	12名			3月19日(木) 15:30	9名
江川地区	7月25日(金) 19:00	16名	12月4日(木) 18:30	12名	3月6日(金) 19:00	9名
川北地区	7月31日(木) 19:00	9名	11月11日(火) 19:00	17名	3月12日(木) 19:00	14名
伊尾木地区	7月9日(水) 19:00	5名	10月15日(水) 19:00	12名	2月25日(水) 19:00	9名
下山地区	7月11日(金) 10:00	5名	12月12日(金) 10:00	4名	2月27日(金) 10:00	7名
奈比賀地区	5月27日(火) 10:00	8名	10月14日(火) 14:00	9名	3月11日(水) 14:30	19名
東川地区	10月23日(木) 19:00	16名	1月24日(土) 17:30	8名	2月23日(月) 13:30	14名
栃ノ木地区	8月22日(金) 19:00	15名			4月10日(金) 18:30	9名
畑山地区	7月29日(火) 17:00	12名			3月5日(木) 17:00	15名

(4)平成 27 年度地区座談会

安芸地区を公民館区で分け、市内 16 地区において各3回地区座談会を実施しました。延
487 名の地域の声をお聞きしています。

平成27年度	日 程	人数	日 程	人数	日 程	人数
赤野地区	8月21日(金) 19:00	15名	12月11日(金) 19:00	11名		
穴内地区	7月29日(水) 15:00	7名	12月9日(水) 14:30	6名	3月9日(水) 14:30	8名
津久茂公民館	8月19日(水) 19:00	11名				
西浜公民館	8月3日(月) 18:00	13名	11月5日(木) 18:00	8名	3月17日(木) 18:00	14名
安芸公民館	7月27日(月) 10:00	16名	11月26日(木) 10:00	5名	2月5日(金) 19:00	14名
黒鳥公民館			12月14日(月) 19:00	7名	3月11日(金) 19:00	8名
井ノ口地区	8月13日(木) 19:00	16名	10月30日(金) 19:00	17名	2月15日(月) 19:00	15名
土居地区	8月20日(木) 15:30	11名	11月19日(木) 15:30	13名	3月17日(木) 15:30	11名
江川地区	7月13日(月) 19:00	19名	11月9日(月) 19:00	16名	3月7日(月) 19:00	16名
川北地区	7月30日(木) 19:00	14名	11月19日(木) 19:00	10名	3月10日(木) 19:00	9名
伊尾木地区	7月23日(木) 19:00	14名	11月30日(月) 19:00	12名	3月30日(水) 19:00	11名
下山地区	7月21日(火) 10:00	4名	11月16日(月) 10:00	9名	2月18日(木) 10:00	8名
奈比賀地区	7月9日(木) 14:00	10名	11月25日(水) 14:00	9名	2月29日(月) 14:00	10名
東川地区	7月27日(月) 19:00	14名	10月29日(木) 19:00	11名	2月26日(金) 18:30	10名
栃ノ木地区	7月31日(金) 18:30	7名			2月10日(水) 18:30	11名
畑山地区	7月15日(水) 17:00	14名	12月17日(木) 17:00	14名	2月24日(水) 17:00	9名

(5)平成 28 年度地区座談会

市内 16 地区において各3回地区座談会を実施しました。延 553 名の地域の声をお聞きしています。

平成28年度	日 程		人数	日 程		人数	日 程		人数
赤野地区	8月23日(火)	19:00	17名	10月26日(水)	19:00	12名	3月18日(土)	19:00	7名
穴内地区	7月13日(水)	14:00	12名	9月14日(水)	14:00	14名	2月8日(水)	13:00	9名
津久茂公民館	6月29日(水)	19:00	20名	8月24日(水)	19:00	19名	2月14日(火)	18:30	13名
西浜公民館	6月16日(木)	18:00	17名	8月24日(水)	18:00	12名	2月9日(木)	18:30	14名
安芸公民館	7月5日(火)	19:00	11名	9月5日(月)	19:00	6名	2月20日(月)	19:00	10名
黒鳥公民館	7月25日(月)	19:00	5名	10月12日(水)	19:00	6名	2月16日(木)	19:00	3名
井ノ口地区	7月15日(金)	19:00	15名	9月15日(金)	19:00	22名	2月15日(水)	19:00	14名
土居地区	7月21日(木)	15:30	19名	10月6日(木)	15:15	14名	2月16日(木)	15:30	20名
江川地区	6月17日(金)	19:00	13名	8月22日(月)	19:00	13名	2月10日(金)	18:30	13名
川北地区	7月26日(火)	19:00	10名	9月13日(火)	19:00	14名	2月13日(月)	19:00	8名
伊尾木地区	6月28日(火)	19:00	13名	8月26日(金)	19:00	10名	2月22日(水)	19:00	11名
下山地区	7月19日(火)	10:00	9名	9月26日(月)	10:00	3名	2月23日(木)	10:00	8名
奈比賀地区	7月14日(木)	14:00	12名	9月23日(金)	14:00	10名	2月17日(金)	14:00	10名
東川地区	7月21日(木)	13:30	8名	10月14日(金)	19:00	8名	2月21日(火)	18:30	13名
栃ノ木地区	6月20日(月)	18:30	9名	8月25日(木)	18:30	4名	2月22日(水)	18:30	9名
畑山地区	7月20日(水)	17:00	11名	9月28日(水)	17:00	9名	2月8日(水)	17:00	14名

2 要綱

(1)第2次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、市が策定する安芸市地域福祉計画(以下「計画」という。)及び安芸市社会福祉協議会が策定する安芸市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)について、公民協議の理念にのっとり安芸市における地域福祉を一体的に推進することを目的として、広く意見を求め計画に反映させるため第2次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1)計画及び活動計画の策定に関すること。
- (2)その他、計画及び活動計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1)保健、医療及び福祉関係者
- (2)関係市民団体等の代表者
- (3)学職経験者
- (4)その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、各委員の承認を得て委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見・説明その他の必要な協力を求めることができる。

(検討部会)

第6条 計画・活動計画に係る調査・研究のため、委員会に検討部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会委員は、計画に関する課等の市職員及び活動計画に関する各福祉関係団体の職員で別表に掲げる者のうちから15名以内で組織し、市長が任命又は委嘱する。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会委員の互選により定める。

4 部会は、部会長が招集し会務を総理する。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

6 部会長は、必要があると認めるときは部会委員以外の出席を求めることができる。

7 部会に委員が出席することを妨げない。

8 部会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 計画・活動計画の策定に関する調査並びに資料の収集及び分析に関すること。

(2) 計画・活動計画の原案作成に関すること。

(3) その他計画・活動計画に関し、委員会から命じられたこと。

(任期)

第7条 委員及び部会委員の任期は、委嘱又は任命した日から平成29年3月31日までとする。ただし、補欠の委員及び部会委員の任期は前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市福祉事務所及び安芸市社会福祉協議会において共同で処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

別表1(第6条関係)

所 属	職 名	員 数
安芸市民生児童委員協議会	役 員	1名
安芸市地区社会福祉協議会	役 員	1名
高齢者・障がい者・児童福祉施設	従事者	6名
安芸市	従事者	7名

(2)第2次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

選出区分 第3条第2項	分 野	所属団体・機関	役職名等	氏 名	備考
1号委員 保健医療関係者	地域保健	高知県安芸福祉保健所	所 長 (保健監)	福 永 一 郎	
1号委員 福祉関係者	地域福祉	安芸市社会福祉協議会	会 長	有 光 健 夫	
1号委員 福祉関係者	障がい	安芸市身体障害者福祉会	理事長	竹 部 重 夫	
1号委員 福祉関係者	民生委員	安芸市民生児童委員協議会	会 長	野 町 眞 道	
2号委員 関係市民団体	健 康	安芸市連合婦人会	会 長	井 上 眞 喜 子	
2号委員 関係市民団体	子ども	安芸市子ども会連絡協議会	会 長	横 山 公 人	
2号委員 関係市民団体	NPO 法人	安芸老人問題研究所	理事長	長 澤 正 宏	
2号委員 関係市民団体	高齢	安芸市老人クラブ連合会	会 長	野 村 靖	
3号委員 学識経験者	社会教育	安芸市公民館連絡協議会 (黒鳥公民館)	会 長	徳 廣 敏 美	
3号委員 学識経験者	学校教育	安芸市・芸西村小中学校校長会 (穴内小学校)	穴内小 校長	吉 岡 欣 一 郎	
4号委員		安芸市	副市長	小 松 敏 伸	

(3)第2次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会検討部会委員名簿

所属・団体・機関	分野	職名・役職等	氏名	備考
安芸市企画調整課	総合計画	補佐兼企画係長	大 野 崇	
安芸市市民課	高齢者	補佐兼介護保険係長	西 岡 禎 子	
安芸市市民課	健康づくり	健康ふれあい係長	須 賀 英 輔	
安芸市市民課	医療・年金	国保年金係長	三 宮 一 仁	
安芸市危機管理課	防災	補佐兼危機管理係長	島 崎 雅 行	
安芸市学校教育課	学校教育	学校教育係長	樋 口 雅 文	
安芸市生涯学習課	生涯学習 公民館活動	補佐兼生涯学習係長	山 崎 美 佳	
安芸市民生児童委員協議会	民生委員 児童委員	副会長 (主任児童委員)	一 圓 昌 佑	
安芸市地区社会福祉協議会連絡会	地区社会 福祉協議会	副会長 (土居地区社会福祉協議会)	畠 中 理 夫	
社会福祉法人土佐厚生会 障害者支援施設「あき」	障害者施設	サービス管理責任者 (生活支援係長)	小 玉 智 代	
社会福祉法人土佐厚生会 小規模多機能型居宅介護事業所「南風」	高齢者施設	所長	大 町 裕 子	
高知県介護支援専門員連絡協議会 居宅介護支援事業所とも	介護支援 専門員	東部ブロック長 (所長)	山 本 千 草	
社会福祉法人安芸二葉慈愛協会 母子生活支援施設「安芸和光寮」	児童施設	母子指導員	小 松 美 和	
有限会社西田順天堂東部店 あき・あったかふれあいセンター	あったか ふれあい センター	コーディネーター	瀧 石 さくら子	
安芸市社会福祉協議会 デイサービスセンターはまちどり	地域福祉 在宅福祉	施設長 (通所介護係長)	中 山 麻 紀	

(4)第2次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定 事務局会

所属	役職名等	氏 名	備考
安芸市福祉事務所	所長	山 崎 明 仁	
安芸市福祉事務所	所長補佐	松 井 裕 史	
安芸市福祉事務所	障害ふくし係長	西 村 宜 子 門 田 将 樹	
安芸市福祉事務所	障害ふくし係主幹	小 松 佑 也	
安芸市社会福祉協議会	事務局長	横 田 和 典	
安芸市社会福祉協議会	地域支援係主事	渡 辺 里 穂	
安芸市社会福祉協議会	地域支援係主事	福 島 朋 美	
安芸市社会福祉協議会	地域支援係臨時	谷 山 愛	
安芸市企画調整課	課長補佐兼まちづくり係長	岡 林 愛	

(5)第2次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定 オブザーバー

所属	役職名等	氏 名	備考
高知県安芸福祉保健所	地域支援室チーフ	松 岡 智 也	
高知県安芸福祉保健所	地域支援室主任	山 本 美 栄 子	
高知県社会福祉協議会	地域・生活支援課長	戸 梶 正 人	
高知県社会福祉協議会	地域・生活支援課主事	柳 井 沙 耶 子	

第2次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成 29(2017)年3月 31 日

安芸市福祉事務所

高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-40

電話 0887-35-1009

FAX 0887-35-1028

URL <http://www.city.aki.kochi.jp/>

安芸市社会福祉協議会

高知県安芸市寿町2-8

電話 0887-35-2915

FAX 0887-35-8549

URL <http://www.aki-wel.or.jp/>